

令和2年 第2回定例会

屋久島町議会会議録

令和2年6月12日 開会

令和2年6月24日 閉会

屋久島町議会

令和2年第2回屋久島町議会定例会会期日程

自6月12日・至6月24日（13日間）

月 日	曜	会議別	日 程
6月12日	金	本会議	○開 会
13日	⊕	休 会	
14日	⊕	休 会	
15日	月	本会議	○一般質問
16日	火	本会議	○一般質問
17日	水	本会議 委員会	○一般質問 ○産業厚生常任委員会
18日	木	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
19日	金	委員会	○総務文教常任委員会
20日	⊕	休 会	
21日	⊕	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	
24日	水	本会議	○最終本会議

令和2年第2回屋久島町議会定例会

第 1 日

令和2年6月12日

令和2年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第1号）

令和2年6月12日（金曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 議案第62号 財産の取得について
- 日程第8 議案第63号 訴えの提起について
- 日程第9 議案第64号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議案第65号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第66号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第12 議案第67号 屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第68号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第69号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第70号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第71号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第72号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第18 議案第73号 屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について
- 日程第19 議案第74号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第75号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第76号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第77号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第78号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第79号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 同意第3号 屋久島町農業委員会委員の任命について

- 日程第26 同意第4号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 同意第5号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 同意第6号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 同意第7号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 同意第8号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 同意第9号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 同意第10号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 同意第11号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 同意第12号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 同意第13号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 同意第14号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 同意第15号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 同意第16号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- 日程第39 令和2年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事（防災担当）	泊光秀君
総務課参事（情報担当）	岩川茂隆君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第2回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋義友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、眞邊真紀君、3番、相良健一郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋義友君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの13日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの13日間とすることに決定しました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（高橋義友君）

日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付してありますので、口頭報告を省略いたします。

△ 日程第4 行政報告

○議長（高橋義友君）

日程第4、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。第2回屋久島町議会定例会の開会にあたり、第1回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

初めに、光ブロードバンドについて御報告いたします。

町内4局内において、本年5月1日にサービス提供を予定しておりました光ブロードバンドにつきましては、新型コロナウイルスの蔓延防止の観点から工事の自粛要請をしておりましたが、非常事態宣言の解除により5月14日から工事を再開し、6月1日より順次サービス提供がなされております。

6月1日現在の申込者数は4局合計で1,296件となっており、多くの皆様に活用していただけるものと思います。

本年度事業で、島内残り3局の整備を計画しており、次年度以降、口永良部島の整備が課題となります。口永良部島の整備には海底ケーブル敷設が必要であり、工事に加えて維持管理経費が多額になることが想定されるため、方針も含め検討してまいります。

光ブロードバンドの整備により遠隔授業、遠隔診療などの活用が可能となり、企業誘致にもつながることを期待をしております。

次に、令和2年度出納整理について御報告いたします。

5月末を持ちまして令和元年度の出納を閉鎖いたしました。その概要につきまして御説明申し上げます。

町税等に係る主な歳入金の収納率につきましては、町税におきましては現年度、過年度合算で93.37%、前年対比0.6ポイントの増となり、総収納済額については13億1,090万円余りを収納しており、昨年度の収納済額と比較しましてもほぼ同額の税収を確保できたところであります。

次に、国民健康保険税は、現年度・過年度合算で73.83%、前年対比0.4ポイントの増となり、総収納済額については2億8,600万円余りを収納しております。

なお、今年度においても町税、国保税とも前年対比増という結果で終えておりますが、一方では過年度債権額においては収入未済額が多額な税目もありますことから、次年度に向けて各種収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等から、町税、国保税の納税が困難な方に対しましては、各税に係る徴収の猶予の特例制度及び国民健康保険税の減免措置を設けており、現在、町ホームページへの掲載や防災無線による周知広報を積極的に行っており、各種相談や申請にあたっては、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟に対応を行うこととしております。

次に、役場本庁舎の落雷被害について御報告いたします。

まず、今回の落雷被害に際しまして、町民の皆様へ御心配、御迷惑をおかけしました

ことをこの場をお借りし、おわびを申し上げます。

6月6日午前4時28分の大雨警報発表に続き、土砂災害警戒警報、大雨洪水警報が出されるなど、激しい雨が断続的に降り続く中、午前7時35分、本庁舎に落雷が発生しました。当日、気象警報発表のため待機していた職員により各職員及び関係機関へ連絡を行い、被害状況の確認、復旧作業を開始をしております。9時に非常用電源復旧後、ネットワーク、電話回線、防災無線等が使用不可であることを確認の上、町ホームページへ状況を掲載し、落雷のあった事務棟2階の屋根については、ブルーシートにより応急処置を行ったところであります。

翌7日、設備を管理する業者が来島し、防災行政無線とインターネットは昼過ぎに、電話回線も一部を除き夜までに使えるようになったことで8日からの業務は通常どおりできることとなったところであります。

落雷被害につきましては、ほぼ復旧したところでありますが、復旧していないエレベーター、一部の空調設備など復旧が急がれるものについて、一日でも早い復旧に向け取り組んでまいります。

今回のことを踏まえまして、しっかりとした検証などを行い、今後の雷対策を早急に検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、ミカンコミバエの発生について御報告いたします。

6月9日、誘殺トラップにおいて、2か所、各1頭の誘殺が確認されております。翌10日には、植物防疫所、鹿児島県、JA、役場産業振興課による現地対策会議を開き、ミカンコミバエ種群が誘殺された地点から半径2キロメートル圏内の寄主果実について採取を行ったところであります。

今後も引き続き関係機関と協力しながら、早期防除、正確な情報の提供など全力を挙げて取り組んでまいります。

最後に、水難事故について御報告いたします。

先般、本町において2件の水難事故が発生し、尊い人命が失われたところであります。お亡くなりになられた方々に心からの御冥福と、御遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

本町の豊かな自然の中にあつて、水との触れ合い方がどうあるべきか、改めて考えさせられたところであります。

特に、子供たちにあつてはこれから夏に向かい水と触れ合う機会も多くなると思いますが、自然を楽しむとともに、自然の力はややもすると危険なものであるという、より体験的な教育というものが必要なのではないかと感じているところであります。

以上で、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

これで行政報告を終わります。

△ 日程第 5 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

△ 日程第 6 報告第 3 号 事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（高橋義友君）

日程第 5、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第 6、報告第 3 号、事故繰越し繰越計算書の報告についての 2 件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和 2 年第 2 回屋久島町議会定例会に提案いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告 2 件、契約案 1 件、条例案 8 件、補正予算案 6 件、同意案 14 件、その他の案件 3 件の計 34 件であります。

それでは、議事日程に従いまして、報告第 2 号及び報告第 3 号について御説明いたします。

まず、報告第 2 号、繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和元年度から令和 2 年度へ事業費を繰り越しました。

上屋久永田港災害復旧事業、町道楯川宇都線災害復旧事業など、一般会計予算 33 事業につきまして繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

次に、報告第 3 号、事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、平成 30 年度から令和元年度へ事業費を明許繰越いたしました。

林道口永良部島線災害復旧事業につきまして、工事完成が令和 2 年度へ延期されたため、事故繰越し繰越計算書を調整しましたので、これを報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。なお、報告については質疑のみとします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

△ 日程第7 議案第62号 財産の取得について

○議長（高橋義友君）

日程第7、議案第62号、財産の取得についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第62号について御説明いたします。

議案第62号、財産の取得につきましては、永田分団永田班に配備している消防ポンプ自動車を購入から20年近くが経過していることから更新をしようとするものであります。6社を指名し、5月18日に入札を執行した結果、2,189万円で鹿児島森田ポンプ株式会社が落札いたしましたので、代表取締役、尾曲昭二と物品の売買契約を締結しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これから、ただいま議題になっております議案第62号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第62号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

したがって、議案第62号、財産の取得については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから議案第62号、財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第 8 議案第63号 訴えの提起について
- △ 日程第 9 議案第64号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第10 議案第65号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第11 議案第66号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- △ 日程第12 議案第67号 屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- △ 日程第13 議案第68号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △ 日程第14 議案第69号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第15 議案第70号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第16 議案第71号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第17 議案第72号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第18 議案第73号 屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について
- △ 日程第19 議案第74号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第20 議案第75号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第21 議案第76号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- △ 日程第22 議案第77号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第23 議案第78号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第24 議案第79号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第8、議案第63号、訴えの提起についてから、日程第24、議案第79号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの17件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、議案第63号から議案第79号について御説明いたします。

議案第63号、訴えの提起につきましては、屋久島山岳部保全利用協議会職員による世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金横領事件に関しては、未納の協力金の回収を図るため、協議会に代位して訴え提起前の和解の申立てをすることとし、令和2年第1回屋久島町議会定例会において議決を得たところではありますが、その後、相手方から和解手続には応じられない旨の申出がなされたことから、改めて出訴する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるものであります。

次に、議案第64号、屋久島辺地総合整備計画の変更及び議案第65号、口永良部島辺地総合整備計画の変更につきましては、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とし、各施設について整備計画を定めているところでありますが、令和2年度の起債額について調整が必要となったため、変更しようとするものであります。

次に、議案第66号、屋久島町印鑑条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことを踏まえ、所定の要件を満たした場合には成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう、印鑑の登録資格に係る規定を整備するため、所要の改正をしようとするものです。

次に、議案第67号、屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、旅費について実費負担額などを考慮した見直しを行うため、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第68号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正及び議案第69号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる

ことにより療養し、労務に服することができなくなった被保険者で給与等の支払いを受けているものに対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第70号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設がなされたことに伴い長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を改正する必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第71号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正による低所得者に対する保険料の軽減強化の完全実施及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免に対応するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第72号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正につきましては、屋久島電工株式会社と建物の賃貸借契約を行っている城ヶ平団地で入居者が退去したことに伴い、空き室が発生したため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第73号、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、同法の題名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）につきまして説明いたします。

歳出予算の主なものは、会計年度任用職員に伴う人件費の調整のほか、総務費では光ケーブル移設業務委託、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、電話設備移設業務委託、離島開発総合センター耐震診断業務委託に係る経費など、民生費では住宅確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金に係る経費など、衛生費ではごみ処理施設火災に係る修繕経費など、農林水産業費では堆肥センター改修工事、農業次世代人材投資資金、果汁絞り機購入、小島加藤次用水路延長工事に係る経費など、商工費では特定経営基盤維持事業補助金、滞在型観光促進業務委託、屋久杉自然館高圧キュービクル修繕及び本館トイレ改修に係る経費など、土木費では荒川線法面補修、長間川緊急自然防災対策事業に係る経費など、消防費では防災行政無線設備移設業務委託に係る経費など、教育費では小学校、中学校の情報機器整備事業、一湊小黒潮学童クラブ補助金に係る経費などを計上しました。

財源としましては、国・県支出金、繰越金などを充て、歳入歳出それぞれ3億8,122万円を追加し、予算の総額を120億6,154万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第75号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、簡易水道施設管理費に係る事業費の増額を繰入金で調整し、歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、予算の総額を2億1,956万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第76号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金などの増額を県支出金などで調整し、歳入歳出それぞれ220万5,000円を追加し、予算の総額を17億9,869万9,000円にしようとするものであります。

次に、議案第77号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、包括的支援事業費の増額など、国、県支出金などで調整し、歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、予算の総額を14億9,230万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第78号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、会計年度任用職員に係る人件費の増額を諸収入などで調整し、歳入歳出それぞれ324万5,000円を追加し、予算の総額を1億7,509万4,000円にしようとするものであります。

次に、議案第79号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において会計年度任用職員に係る人件費、フェリー太陽臨時修繕費などの増額を、一般会計補助金、保険受け入れ金で調整し、収入支出それぞれ391万5,000円を追加し、予算の総額を収入は2億8,656万4,000円、支出を2億9,331万4,000円にしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより議案第63号から議案第79号までの17件に対し、総括質疑を行います。
質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

3点ほどお尋ねをいたします。

まず、一般会計予算書の11ページです。これ、暮らし体験住宅の予算書はおよそ3,000万円ほど減額になっていますが、これは白紙撤回ですか、一時保留ですか、これを伺いたいと思います。

次に、23ページに生徒たちのタブレットの、鹿児島県は全生徒ということになっていますが、いつ頃までに完了するのかが一つと、各学校の光事業の工事はいつが最終年度かということをお尋ねしたいと思います。

3点目、さきの臨時議会で国の特別給付金、屋久島町は大変対応が早くて、まだ行き届いていない自治体もありますけれども、これは私、大変作業の迅速さを評価したいと思いますが、その報告の中で約500件に近い未申請があるという報告を受けたんですが、その後、どういうふうに解決をしたか、この3点をお尋ねしたいと思います。

[発言する者あり]

○10番（小脇清保君）

所管は分かっているんです、総括質疑だから、前回の議会を総括で聞いているだけです。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今、小脇議員の御質問ですけれども、暮らし体験住宅の工事減が3,000万円ということでそれに係るような備品とかそういったのも今回は取り下げるということで考えております。

そのことにつきましては3月議会において産業厚生常任委員会によって委員の意見として町内の民間住宅もあるではないか、あるいは町の教職員住宅であるとか、町営住宅であるとか、そういったところも再度見直しをして総体的に考えていくべきじゃないかということの御意見がございまして、それを庁内において協議をして、今回については再度、今、検討中なんですけれども、今年度についてはそういう予算の執行が見込めないということもありますので、一応、これは取り下げるということで考えております。

○教育振興課長（計屋正人君）

タブレットの整備時期並びに昨年度予算で計上し、現在、繰越しをしているLANケーブル整備についてですが、いずれもタブレットにつきましては予算成立後、鹿児島県が音頭を取りまして共同調達というような運びとなります。それから、入札をして実施となりますのでなるべく急ぐ構えではありますが、やはり相当な私どもの町でも約743台計画してございますので、やはり年度いっぱい見る必要があるかなと思ってございます。

さらに、LANケーブルの整備につきましては繰越し事業ですので、これもこれからの入札というような形になります。

そして、金岳小中学校を除いた全校対象になりますので、やはり期限は年度いっぱいになるだろうというふうに想定をしております。

以上です。

○政策推進課長（三角謙二君）

定額給付金の御質問にお答えいたします。

約6,600世帯で、前回、約500世帯がまだ未申請ということでお話ししましたが、6月9日受付時点であると277世帯となりました。その中でやはり高齢者だったり、申請ができない方もいらっしゃるんじゃないかということで名簿を精査しながら、うち65歳以上の世帯年齢を把握しまして、6月9日時点で77世帯が65歳以上の世帯でありました。多いところで宮之浦地区で10世帯、少ないところはもうゼロというところも各地区にありましたので、6月10日に民生委員・児童委員の研修会がありましたのでそこに出向きまして、お声がけの取組をされているということでありましたので、各地区にあと2人、もしくは10人ぐらいずつ65歳以上で申請ができていない方もいらっしゃるようですので、民生委員の御協力を得ながら、この部分について取組をするように6月10日の研修会のほうでお願いをしてきておるところであります。

今、全体ではもう96%の支給は終わっておりますので、あと実際に受け取らないという方も制度上いらっしゃるの、強制的にはできませんが、あと本当に申請ができない方については、今、個々に各集落の名簿を見ながら民生委員、区長さんと連携を取りながら取り組んでいくようにしているところであります。

○10番（小脇清保君）

体験住宅の建設については、おっしゃるとおり町営住宅だとか、そういうもう大変な空き家が出ている状況でありますので、そういうことを精査していればもともと出てくる予算案ではないと思うんです。わざわざ新規で作らなくてもというふうに思います。であれば、今回これ、課長、白紙撤回というふうに解釈してよろしいんですね。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

総合的に検討しまして、今年度は撤回をするということで考えております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

3点ほどお尋ねします。

まず、一般会計予算について、17ページのごみ処理施設管理費修繕費の1,800万円ほど、これは火災に伴うものということですがけれども、火災自体が町が不備があつて火災が起きたのか、それとも管理上の問題なのかというところで、管理だとすると日本管財が雇っている職員の方の管理ということになると思うんです。これは町が1,800万円全部持たなきゃいけないということは契約の中に盛り込まれているのでしょうかということと、あと18ページの農林水産業費で農業総務費の中の工事請負費で堆肥センターの改修工事600万円、これは具体的に内容を教えていただきたいのと、恐らく聞くところによると平野のほう、屋久のほうだと思うんです。管理の状況があまりよろしくないということをお伺いしていて、この改修工事、どこのかはっきりわかりませんが、この改

修工事によって管理状況がある程度向上するのか、ハエの発生やカラスの大量発生、それが防げるのかどうかというところをお伺いしたいです。

一般会計についてはそちらの2点で、観光関連事業者支援給付金についてなんですが、支援の事業者の対象はある程度幅がありますが、飲食の関係でお弁当屋さん、惣菜は対象になる、Q&Aを見るとパン屋は観光業とあまり関連がないということで除外になっています。これは実はパン屋さんもですけど、そのお客さんになっている方からこれはおかしいのではないかとというのが数件声が寄せられていまして、一応担当課のほうに直接言っていただくようには話はしているんですが、担当課のほうに声があったかどうか、パンも観光の方がいないと随分売上げが下がるんです。だから、こちらもぜひ対象に、もし御検討なさっていないようなら対象に加えないとおかしいので、御検討していただけないかなと思っています。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○生活環境課長（矢野和好君）

まず1点目のクリーンサポートセンターにおけます火災事故につきまして説明いたします。

3月全員協議会におきまして、この事故につきまして説明を申し上げたところでございます。

そのときも申し上げましたが、出火原因はなかなか特定するのが困難だということをお知らせしました。これまでも燃えるごみの中に金属が混じっていたり、ガスボンベ等の引火性の危険物が入っていたということがありまして、小規模でありましたが、これまでも火が出たという事例がございました。今回は、多分その部分だろうなというふうに思っておりますが、原因は特定できておりません。管理上の問題かということですが、ピットに入れる際には金属探知機等を使いながらも確認をしていたところですが、そういう引火性のものがすり抜けたのではないかとというふうに思っております。

引き続き、そういう事故がないように注意をしていきたいというふうに思っております。なお一層の分別の徹底を呼びかけるということで町報の5月号におきましても特集を組みまして町民の皆様にお知らせをしたところでございます。

この件につきまして、日本管財との契約の中で何かあるかということですが、管財が特に管理の問題がないということですので、管財のほうからの手当はないということでございます。

ただ公共施設でございますので、保険に加入をしております。まだ金額は出ておりませんが、その金額が確定次第、また議会のほうには御報告したいというふうに思ってい

ます。

以上です。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

堆肥センターの件で御質問がありました。この堆肥センター改修工事につきましては、平野の堆肥センターでございます。これは平成8年に建設をされまして、かなり年数が経っておりまして開口部分がシャッターももう壊れてさびたりしていたり、あるいはもともと戸がなかったりしている部分があります。そういったところから猫が入って来たり、カラスが侵入したりという状況になっておりまして、平野集落の皆様にも大変御迷惑をかけているというところでもあります。ここをしっかりと今回の補修で対応しまして、そういう動物の入らないような形をとっていきたく。管理につきましても苦情が上がってきたりしておりますので、業者とそれから生活環境課のほうとも連携をしまして今後の管理についてもきちっとやっていくということでただいま指導して、今回、この改修工事の予算を上げさせていただいているところです。

以上です。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この関連事業所の支援給付金につきまして、今、眞邊議員から御質問がありましたけれども、確かにこのパン屋さんの件については御相談がございました。ただ我々のQ&Aでいくとさっき言った弁当とかお惣菜は飲食店ということの取扱いなんですけれども、食品衛生上、パンの製造は菓子製造業ということでありまして、確かに観光客も買われるということは理解はしているんですけれども、通常は一般の町民が利用されているということで、今回のこの支援事業の目的といいますのが要するに専ら観光関連の事業活動を生業とする事業者に対してという大きな目的があります。色々農業の方も御相談に来られたりしておりますけれども、今の段階ではお断りをしているという状況でございます。

今後、この観光関連給付金以外に何か支援する方策があれば、また今後、町として考えていければなというふうに考えています。

○2番（眞邊真紀君）

やはり、1番目のごみ処理施設の件からですけれども、出荷の原因は特定できないと全協で説明を確かに受けました。そこからさらに調査が進んでいるのかなとも思ったんですが、結局、結果的には出火原因は分からないというところで、その出火原因が分からなければ、当然再発防止策というのは講じようがないと思うんです。その中でまた火災が起きて、また2,000万円ほど予算が必要になったとしたら、また町が出すということになるじゃないですか。そこはやはりきちんと日本管財のほうと契約の内容を見直されたほうがいいんじゃないかなと思っています。

堆肥センターについてですが、堆肥センターは結局ハード部分、施設の補修をすれば随分改善されるという部分もあるかと思いますが、結局基本的な管理の状況が随分違うんじゃないかというところが散見されますので、両方、町からお金が出ているわけですから、上屋久のほうも屋久のほうも、きちんとその上屋久の堆肥センターのきちんとした管理に合わせるような形で管理するように町も担当課もきちんと指導されたほうがいいんじゃないかなと思います。

あと、事業者給付金に関して今の説明分かりましたけど、実際には観光客の方、入店お断りされているところが宮之浦のお店で1店、観光の方が来ないのでなかなかお客さんの数が来ないから営業日数を絞っているところが尾之間のお店でもあります。そういう状況をちょっと勘案していただいて対象にしてもらったほうがいいと思います。やっぱり観光の町なので、観光客が来ないとそういうところも成り立たないんです。観光客を相手にといいんじゃないのも分かるんですが、実際のところそうなんです。ただ、それ以外にも何か給付があれば、農業の方も含めてぜひ検討して下さるようによろしくをお願いします。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ありませんか。

○15番（大角利成君）

一、二点、一般会計のほうでお尋ねをいたします。

資料の19ページでございます。

農林水産業費農業費の14目農業施設整備費300万円、小島の加藤次用排水路の延長工事が増額されております。工事延長の概要についてと、本事業は本年度、令和2年度で完工する予定なのかどうかお尋ねをいたします。

2点目です。先程の真紀議員の質問に関連しますが、17ページのごみ処理施設費の管理費、修繕料のことです。

先程の説明で理解ができましたが、確認です。保険支給されると思われる保険金額は別として、保険会社は保険の対象になるという見解を示しているのかどうか、確認をいたします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

ただいまの農業施設整備費の小島加藤次地区の用水路工事について、お答えいたします。

当初計画では、20メートルの工事で完了するというものでしていただんですが、再度、

現場を確認調査したところ、17メートルほど延長が延びるということで、その増額分です。

工事は今年度完了いたします。

以上です。

○生活環境課長（矢野和好君）

ごみ処理場の火災の件でございます。保険につきましては、町村会の保険に加入をしております。この火災の後、すぐ現地を確認をしていただいておりますので、その結果はまだ届いておりませんが、届き次第、また御報告をしたいというふうに思います。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（榎 光徳君）

議案第74号の18ページの歳出の委託料ですが、畑地の関係の基本計画の業務委託に280万5,000円ほど計上をされているんですが、これの内容を示していただきたいと思えます。

それと同じく歳出の21ページですが、土木費の委託料で測量設計で500万円ほど計上して、即工事請負費でまた1,500万円上がっているんですが、これの内容について、それと委託して即工事に行うことができるのか、そこら辺の関連を教えてくださいたいと思えます。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○建設課長（日高一成君）

農業農村整備事業費の委託料280万5,000円なんですが、この委託は令和4年度に県営事業で県営水利施設等保全高度化事業という事業を行います。主に南部地区、高平から原までの給水栓の更新工事です、主なものは。その工事を行うために、まずは基本計画書を作らないといけないということで、これは町の持ち出しというか最終的な計画書は県が作るんですが、その事前段階として町が作りなさいというふうに、町の仕事ですので、その設計委託をすることです。あくまでも基本計画書を作成、農家受益者からの聞き取りとか、どういう工事をして、そういう聞き取りです、そういうことを主に計画書を作成するということです。これがないと次に進めないので計上したところですよ。

続きまして、土木費の河川総務費、長間川の緊急自然災害防止対策事業、これ起債事業で今年度までの事業であります。その測量をして急に工事ということなんですが、事業の趣旨、工事は繰越ししても構わないということですので工事費も入れております。今年度事業ということですので、予算が通りましたらすぐ設計を発注しまして、すぐ終

わりましたら工事に取っかかりたいと思っております。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

ちょっと私、勘違いしてしまっていて営農計画ということで、例えば奨励作物等の件とか色々過去においてこの畑地整備でありますとか土地総とか色々な南部と北部やってきたわけですけれども、やっぱりこの営農計画ということで町が奨励作物等を示して、そして農家にそういうのを示して営農関係で促進してもらおうという、そういうので畑総なんか整備はしたけど、なかなか営農の関係はうまくいかないということでの今回そういう計画書を作るのかなと思っただけの質問をしたところだったんですが、給水ということのようですので、ちょっと関連でそこら辺の今の町の営農計画というのは、もし分かれば課長のほうでいいんですが、そこら辺のその農家に対する奨励というか、そういったのがもし分かればお示ししていただきたいと思うんですが。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

町のほうは営農ビジョンというビジョンを作成しております。それについては町のほうで今後、主幹作物として振興していく作物、将来的な目標なり、そういったものを掲げておきまして、それを予算のほうにも今後反映していかなければいけないところです。それにつきましては各関係機関とも協議をしましてこういう計画でいくということで、今回の当初予算で苗木の予算も組んでいただきましたが、そういったものに反映をさせていって、今後もやはり果樹、ポンカン・タンカンの果樹を中心に推進をしていくということで、各部会等での会合があるときにはその旨お伝えをしているところであります。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

分かりました。やはり、先程言いましたけれども、過去においてそういう何億もかけて整備をしながら、そこら辺の営農計画がうまくいかないというようなことで、その畑も荒れ放題と、放置になってしまって、それでまた今再びそれを元に復旧させようというようなこともあるわけですけれども、そういったことにならないように営農計画というのは農家にとっては非常に大事な事なのかなという思いがありますので、今、課長からも示していただきましたけれども、そういう営農ビジョンというのをやっぱり農家と密に交わしながら、ぜひやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（石田尾茂樹君）

議案第63号、訴えの提起について、御質問をしたいと思います。

書いてありますとおり、3月23日に議会の議決を経て代理人から和解を申し立てて、それをよしとする議決をしたわけです。そのときにここに書いてありますとおり、町が積算した額で異存はない、月額10万円ほどお支払いします、分割弁済を認めていただきたい、強制執行を甘んじて受ける、深く反省し心から謝罪の意を表明するとともに誠心誠意早期完済する旨の職員の云々と書いています。それで提起されたということですが、3月23日に議決があって、3日後には内容証明でこの和解はできませんということが来ています。内容証明で来たということで個人情報になるのでここで内容証明のことは明らかにできないのかどうか分かりませんが、同僚議員から一般質問も出ていますので、そのときにお聞きしたいと思います、簡単に言いますと、これは提訴するわけですから、訴えるわけですから、とりあえず裁判の判決が出るまでは町が裁判費用を払うということで理解していいのか。それと、1,550万円あまりの金額に対して遅れてくる分については金利がかかっていくというふうに理解していいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

お答えいたします。

これまでの裁判につきましては、指定代理人ということで法務事務専門員が当たってきております。今回、訴額が1,600万円程度になりますと着手金並びに成功報酬を勘案しますと100万円から200万円の経費がかかりますということも分かっております。これまでどおり法務事務専門員に指定代理人としての働きをしていただきたいというお願いはしてございます。

それと、今回の訴えの提起につきましては、年5分という利息も含めて請求をするという形で、これを訴えの際にゼロにするとかいうことはできないということでございます。

ただ、先々和解ということになれば、提起前の和解と同様に5%の利息を軽減することも検討が必要だというふうに伺っております。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第63号から、議案第79号までの17件は、お手元に配付してあります議案等の委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第1委員会室を、産業厚生常任委員会は第2委員会室を、それぞれ充てます。

- △ 日程第25 同意第3号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第26 同意第4号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第27 同意第5号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第28 同意第6号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第29 同意第7号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第30 同意第8号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第31 同意第9号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第32 同意第10号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第33 同意第11号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第34 同意第12号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第35 同意第13号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第36 同意第14号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第37 同意第15号 屋久島町農業委員会委員の任命について
- △ 日程第38 同意第16号 屋久島町農業委員会委員の任命について

○議長（高橋義友君）

日程第25、同意第3号から、日程第38、同意第16号までの14件を一括議題とします。
町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

次に、同意第3号から同意第16号について、御説明いたします。

同意第3号から同意第16号までの屋久島町農業委員会委員の任命につきましては、平成28年4月1日より施行された改正農業委員会等に関する法律により、農業委員の選出方法が公選制から議会の同意を要件とする市町村長の選任制へと移行されており、本町におきましても条例等に基づき、農業委員候補者を募集したところ、3名の推薦、11名の応募があり、定数と同数の14名となったところであります。応募・推薦のあった候補者につきましては、書面による選考委員会を開催しました。選考委員による意見の報告を受け、決定したところであります。

なお、任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

候補者につきましては、大角千名美氏、黒葛原洋子氏、鎌田秀久氏、日高正貴氏、西橋豊啓氏、亀割義一氏、牧優作郎氏、岩川亜希子氏、牧潤三氏、上山竜太氏、岩川原造氏、藤原典子氏、平田耕作氏、神宮司守昭氏であります。

以上、14名を新たに屋久島町農業委員会委員として任命したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で、説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより、同意第3号から、同意第16号までの14件に対し、総括質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております日程第25、同意第3号から、日程第38、同意第16号までの14件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

日程第25、同意第3号から、日程第38、同意第16号までの14件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第25、同意第3号から、日程第38、同意第16号までの14件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を1件ずつ行います。

まず、日程第25、同意第3号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第3号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第26、同意第4号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第4号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することと決定しました。

次に、日程第27、同意第5号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第5号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第28、同意第6号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第6号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第29、同意第7号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第7号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第30、同意第8号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第8号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第31、同意第9号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第9号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第32、同意第10号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第10号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第33、同意第11号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第11号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第34、同意第12号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第12号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第35、同意第13号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第13号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第36、同意第14号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第14号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第37、同意第15号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

ます。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第15号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

次に、日程第38、同意第16号、屋久島町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第16号、屋久島町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

△ 日程第39 令和2年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（高橋義友君）

日程第39、令和2年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

審査の場所は、議案審査と同じ場所とします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月15日午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時15分

令和2年第2回屋久島町議会定例会

第 2 日

令和2年6月15日

令和2年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第2号）

令和2年6月15日（月曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
7番 石田尾茂樹	<p>1. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(1) 緊急事態宣言解除後の水際対策をどのように行っていくのか。</p> <p>2. 防災対策について</p> <p>(1) 災害発生時における携帯電話の果たす役割をどのように位置づけているか。</p> <p>(2) 一湊の白川地区における携帯電話不感地域解消のために町として対策を講じるべきではないか。</p> <p>3. 港湾・漁港の管理について</p> <p>(1) 港湾・漁港に使用不能のために長期陸揚げしている漁船等を撤去するべきではないか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
13番 岩川俊広	<p>1. 降灰対策について</p> <p>(1) 口永良部島新岳の噴火により町道・県道に積もった灰の除去作業を、今後どのような計画で進めていく考えか町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 噴火による降灰の影響で果実（たんかん）が変色したり傷ついて商品価値が下がり、農家は大変な状況にあります。降灰対策が必要と思いますが、町長の見解を伺います。</p> <p>2. 防災対策について</p> <p>(1) 災害時に於ける迂回路が必要です。現在、林道北部線の工事が進行中ですが、北部線と永田地区内にある農道向江線を連結して迂回路を通すべきと思いますが、町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 防風対策として海岸線の保安林の保存が必要です。栗生地区内の海岸線の松林は松くい虫による被害が進んでいます。対策を講じるべきと</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>と思いますが、町長の見解を伺います。</p> <p>(3) 永田地区内にある県道脇の松並木、いなか浜沿いにある松林は松くい虫対策を講じる必要がありますが、町長の見解を伺います。</p> <p>3. 農業振興対策について</p> <p>(1) 営農支援センター裏のハウス施設、尾之間の果樹試験園の今後の活用計画をお示してください。</p>	町	長
14番 寺田 猛	<p>1. 口永良部島の復興・復旧事業について</p> <p>(1) 寝待地区の温泉資源の再活用に向けての新たな温泉施設建設計画の進捗状況と展望についての見解を伺いたい。</p> <p>(2) 番屋ヶ峰避難所は備蓄品の管理等を含め指定管理者制度等を導入し、管理体制の強化を図るべきと考えるが見解を伺いたい。</p> <p>2. 空き家対策について</p> <p>(1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されて約5年が経過するが、本町の現状は遅々として進展せず、むしろ後退しているように感じるが、現状と今後の展望について、とりわけ特定空き家の指定、対策も含めて見解を伺いたい。</p>	町	長
5番 上村富士高	<p>1. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(1) コロナウイルスによって職を失った人、また、パートで長く休みが続いた人に対しての雇用対策を町は考えているか。町は給付金を出すべきではないか。</p> <p>(2) 町は個人を含めコロナウイルスで影響を受けた関連企業に対して、すぐには元に戻らない状況だが今後の対策をどのように考えているか。</p> <p>2. 林業振興について</p> <p>(1) 来年屋久島憲法100周年を迎えるにあたり、屋久島の林業整備をどのように考えているか。</p>	町	長
		町	長
		町	長
		町	長

(2) 森林環境譲与税及び離島活性化交付金の使途についてどのように考えているか。	町	長
(3) 分収造林の対応についてどうなっているか。	町	長
(4) 苗木の生産が間に合わない状態と聞くが、町の取り組みは何かあるか。	町	長
(5) チップの価格が本土とは大きな差があるが補助はできないのか。	町	長
(6) LLP（屋久島地杉生産者有限責任事業組合）について、本庁舎建設後の活用はどうしているか。	町	長

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事（防災担当）	泊光秀君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、7番、石田尾茂樹君に発言を許します。

○7番（石田尾茂樹君）

おはようございます。石田尾茂樹でございます。新型コロナウイルス感染症対策で、質問も短めに行いたいと思います。

早速、通告に従い質問をいたしたいと思います。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策について、防災対策について、港湾・漁港の管理について、大きく3点であります。

それでは、まず1点目、新型コロナウイルス感染症対策で、昨日、県内においても40代の11人目の感染者が確認をされました。緊急事態宣言が解除されましたが、今後の本町においての水際対策をどのように行っていくのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。石田尾茂樹議員の質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止策として屋久島町を取り巻く水際対策として、これまで鹿児島県による鹿児島港南埠頭での高速船出港の際の検温や、屋久島空港では、鹿児島空港ほか伊丹、福岡からの航空機到着時における検温を行い、町営船のフェリー太陽では口永良部島へ出港時の検温を行ってきております。

また、フェリー屋久島2やフェリーはいびすかすにおいても出港時の検温を企業自ら行うなどの対策を講じてきております。

この水際対策は、現在も継続して行われており、屋久島空港での検温には県屋久島事務所から協力要請もあり、4月24日からは本町職員も1名ずつ協力をしております。

検温の際、体温の高めであった方には滞在予定先などの情報を提供いただき、2日後、町保健師により体調確認のための追跡調査も行われているところです。追跡調査の対象

者は、現在までに3人で特に体調の変化はなかったとの報告を受けております。

5月25日に緊急事態宣言が解除されて以降、社会経済活動を回復させるため、国の外出自粛の段階的な緩和措置により、6月の県境をまたぐ人の移動が活発化することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されるところであります。

本町におきましても、経済対策として国または県による支援策に加え、町独自での支援策を展開する中で、観光関連産業などの事業も徐々に再開していくことで、観光客の移動または旅行によりいつ新型コロナウイルスの感染者が発生するかわからない状況であります。

本町に感染者が発生したときには、感染拡大を最小限に食い止めるため、屋久島保健所、感染症協力医療機関等と連携し、協力していくこととしておりますが、本町ではこれまで感染者が発生しておりませんので、町民の皆様へこれまで同様、感染防止に対して周知するとともに、現在の水際対策を徹底し継続していくことが必要不可欠であると考えておりますので、今後の緩和措置の状況にもよりますが、鹿児島県や関係事業者と連携をしながら、水際対策について取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（石田尾茂樹君）

非常により具体的に説明、回答だったと思っています。県は、御承知のとおり6月18日に県境をまたぐ移動自粛要請を解除するかもしれないということになっています。町長もおっしゃるとおり、コロナで自粛していますから、非常に経済活動が低迷している。それで町も色々なコロナに対する支援をやってきているんですが、まだまだほかにあると思っていますが、そのやっぱり痛しかゆしというものは、感染した方が入ってくるんじゃないかと。離島ですから、今おっしゃったとおり、水際対策が一番であります。しかし、このコロナウイルスは、一番やっかいなのは、感染しても症状の出ない方、そういう方がいらっしゃるといことで、検温の関係で疑わしい人たちには追跡調査をするということですが、それはごもっともだと思っていますが、やはり、今現在も、昨日、その前、休みだったんですが、マスクもしない観光客らしいと思われる方が町の中を歩いて散策していました。それと若い女性も含めて、地元ではないという方もいらっしゃいました。マスクはしていません。屋久島はコロナが出ていないということを知っていますので、やはり、そういう気のゆるみ。やっぱりスーパー等に行ってもほとんどの方がしているんですが、やっぱり1割近くは、地元の方もマスクはしていない、そういう状況にあります。

今日テレビを見ていますと、安倍首相は、これは第2、第3があるので、簡単に言うと、なかなか終息しないという見通しを立てています。屋久島はやっぱり一旦入ると、非常に広まりやすい状況にあるのかなと思っていますので、県がやっている検温対策、空港で今、自動でチェックするんですかね、機械を通して。地元自治体に要請をして、

離島は屋久島、それと奄美ですね、喜界、沖永良部、与論の各空港、当初は非接触型の体温計をということで、町長がおっしゃいましたとおり、4月の24日からは屋久島町もそこで職員派遣をしてチェックをやっているということですから、非常にそれは水際対策としては望ましいのかなと思っています。

しかしながら、やはり外国人につきましては、マスクをする文化がないということです。鹿児島空港、屋久島空港、そして港、鹿児島港、宮之浦港でそういうマスクを持っていない方についても、屋久島町はマスクを持っていないと入れませんよと、着用を義務づけますよというぐらいのことをやって無料配布すると、そういうことも考えられますが、町長どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

水際対策で一番重要なのは屋久島に入ってくる前、屋久島空港でもやっていますけれども、できればやっぱり鹿児島空港、あるいは伊丹、福岡、そこでやる、そうでないと、屋久島に来てからそういうことをやるとちょっと後手を踏むんじゃないのかなというふうには思っておりますんで、これからは空港に関しては、そういうふうにはできないか、県とも色々、要望もしていきたいというふうに思っています。

入ってくる方にマスクをですけど、今の高速船はマスクをつけないと乗せません。ですから、持っていない人は何か100円でカウンターで売っているみたいです。ですから、そういうふうにして、民間企業もそれなりの努力はしておりますので、そういうところと連携を取りながら、やはり水際対策をきちんとやっていきたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

屋久島に来る前に、伊丹あるいは鹿児島空港でチェックをし、屋久島でもチェックをして二重、三重のチェックをして、どうしても屋久島では発生をさせないんだという行政のそういう指導というものが大事だと思っています。

していないところを見るとフェリー辺りなのかなとは思ってはいますけれども、やはり、これからいきますと、経済活動が自由になって県境を挟んだ移動が自由になりますと、県も色々な対策をやっています。本町もやっていますから、そこら辺を含めると観光客が入って、みんながそれなりの経済活動で、もともと徐々に帰っていくんだろうと思っていますけれども、やはり、町がそういう対策の中では、そういう水際対策ももちろん大事だし、やはりこういう往来が自由になっていくと、各課で町がチームを組んで、やはり各集落というか、観光地を回りながらチェックをしていくというのも一つ大事じゃないかなと思っています。

それと、よく私が感じることは、私は宮之浦の船主会の役員をしていますが、外国のヨット、日本のクルーザー、自由に出入りをしています。その人たちは来ても何もチェックもなしにマスクもせずに1泊2日、長いのは1週間ぐらいいて、自由に行動し

ています。やはりそこら辺のチェックも県と一緒にするべきじゃないかと思っていますが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

外国船籍のヨット、クルーザーについては、最初入ったところで検疫をやっていると。ですから、屋久島に直接、外国から来ているわけではなくて、例えば、沖縄に行ったり福岡に行ったり、最初そこで検疫をしてそれから来ているという、私も気になったので、1か月以上前ですかね、何か外国船籍のヨットがいたんで、すぐちょっと調べたんですけども、そういう回答でございました。

日本のクルーザーやヨットに関してはまずそういうことはありませんので、そういうところは船主会の皆さんとも協力を得て、例えば、各港に入ったところの船主会の会長さん、ヨットとかクルーザーが入ってくるときに、必ずどこにとめたらいいかという許可というのがありますが、議員も言うように、そういうことはあると思います。そのときに、一言そういうことも伝えていただければというふうに思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（石田尾茂樹君）

外国の船籍についてはそういうことだというのは、私も承知してはいましたけれども、やはり、沖縄に行く、沖縄から帰る、トカラに行く、そういう日本のクルーザー、ヨットは自由にやっていますので、我々もチェックできる範囲はそういうことをしたいと思ひますが、行政側もやはり職員を定期的にそういうところに見回りというか、そういうのをしていただいて、やはりどこからも屋久島にはコロナは入らせないんだという水際対策をしていただきたいと思ひます。

先程言うように、私も前回質問をしましたけれども、屋久島町における医療体制、受け入れる病院は1つ、屋久島徳洲会病院しかございません。それも病棟としては1室しかないということを伺っていますので、やはり、発生してクラスターになると大変厳しい状況かなと思ひます。保健所が帰国者、接触者外来の指定というふうになっています。町も医療機関と連携をして対策は十分できていると思ひますが、今後、やはり自由になるとどうしても入ってくるんじゃないかということで、大変厳しい状況が生まれかねないということを考えますと、今後、これからもっと水際対策をやってほしいということと。自肅から今度は自衛ですね。自分たちで守っていくんだということになるかと思ひます。

でも、色々言われると、これはずっとウイルスは消えることはないので、共存という言葉はおかしいんでしょうけれども、自らがそういう常に意識を持って対策を講じていかなければいけないというふうになっていますので、町としても気を抜くことなく、しっかりと対策を取ってほしいと思ひますが、最後に決意をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

今言うように、終息といっても完全に消えるわけではなく、ゴールはないというふうに思っています。

それから、今言われているのは、第2波、第3波が必ず起こるといふふうに言われておりますから、ですから、それが起こるのもそうですけれども、まず今言うように、私たちも、役場の職員を先頭に、やはり色々な関係機関の皆さんと一緒に、出さないうということに努めていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ屋久島に感染者を入れないという水際対策を十分に行っていただきたいと思います。

それで、関連で1点だけ町長に御質問したいと思えます。

前回、臨時議会で色々なコロナの対策を取られました。3億6,000万円でしたか。非常に町民としてもありがたかったなというふうに色々な意見を聞いています。

しかしながら、あのときの質問の中でも、ここはあるんじゃないか、こういうところがあるんじゃないかということで色々意見もありました。ガソリンスタンドもろもろですね。結局、経済活動が停止している、観光客が来ないということは、屋久島の経済がほとんど回っていないということです。観光関連も含めてですけれども、観光関連以外のところで、直接は地元の方もガソリンは入れますけれども、結局はレンタカーが動いていないからガソリンスタンドも、民宿旅館等が魚を買わないから鮮魚店だとか色々あります。

色々考えたときに、まず、人が入らない、スーパー、小売業、そういうところに人が動きません。買いません。そうすると、屋久島への物流、そういうものが非常に激減をしている、なおかつその中で、観光客も来ないわけですから、買ったものを送る人もいない、屋久島からも人が動かないということであれば、やはりその物流を支えている運送業各社ですね、今何社あるんですかね、11社でしたかね。そこも含めて、今回そういう対策をとれないものかということでもあります。

やはり、それはなぜかと言いますと、結局、物流ですから、いっぱいたくさんトラックも抱えています。ということは、人もそれだけ雇用しているということで、各社、ぎり貧状態で頑張っているように思っています。

ですから、トラック協会登録は9社ですかね。ほかにも小さいところもありますけれども、そういったところにも目を向けて、再度、第2弾、第3弾があるというふうに町長もおっしゃっていますが、やはり、もう一度、目を向け直して、しっかり対策をとっていただきたいと思えますが、どうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

コロナ対策について、非常にスピード感があってお褒めの言葉もいただきましたと同時に、あれもある、これもあるという、そういう要望やら苦情っていいですかね、そういうものもあります。

ですから、私どもが最初打った経済政策というのは、直接関係でホテルとかガイドさんとか、そういう9割以上、そういう形でやっている、そういうところにまず第1弾として経済対策をやろうということでございます。

ですから、私どもの考えた中に、考えにも及ばなかった業種とか職種があったことは事実でございます。ですから、そういうものも、もう一遍きちんと精査をして、今この予算の中でやれるものはやろう。

また、先程から言うように、これ少なくとも年内いっぱいはこの状況で行くのかなというふうに思っていますから、また次の経済対策をいただければ、そうすると関連産業そのまた、そういう全ての人たちにもう屋久島は7割以上観光関連で生活をしているというような、これ事実ですから、そういうものも含めて、もう少しきめの細かいことができるように、担当課と詰めて、そういうふうにやっていきたいというふうに思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひそういうふうにお願いたいなと思っています。政策推進課長としてはどういう考えなんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○政策推進課長（三角謙二君）

制度設計をするに当たりまして、まずその自粛要請に伴うやっぱり観光関連業者という形で制度設計を考えてきておりました。ただ、ここに来まして、各方面からそういうお声が色々あって、私たちが想定してなかった部分もありましたので、その付近も今、声をいただいている部分を取りまとめておりますので、そこを含めて、再度次の制度設計なり現行予算の中で対応できるかできないかも含めて、制度設計をまた改めて検討しながら給付に当たればと思っているところであります。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひ町長も含めて担当課も力を発揮していただいて、皆さんに、漏れという言葉はおかしいんですけど、しっかり経済対策をしていただきたいと思います。

この件につきましては、以上で終わりたいと思います。

次に、防災対策についてであります。

1番、災害発生時における携帯電話の果たす役割をどのように位置づけているかをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

携帯電話につきましては、生活水準の向上や地域経済の発展に寄与し、町民生活及び

社会経済活動を支える重要な情報手段となっています。

1点目の、災害発生時における携帯電話の果たす役割につきましては、熊本地震を始めとする各地での地震、集中豪雨や台風など、災害時における多様な通信手段の確保という観点から、その必要性は改めて認識をされているものであり、本町地域防災計画におきましても、災害時に有効な情報通信手段としまして、携帯電話等の活用体制の整備を位置づけており、重要な役割を果たすものであります。

○7番（石田尾茂樹君）

今や何ていうか、携帯電話を持っていない人が何人いるんだろうかという感じですよ。私の知っている限り、お年寄りから、私の知る範囲の中では持っていないという人は1人しかいません。

九州の今、ガラ携じゃなくてスマホはどのぐらい普及しているんだろうかということ調べたら、九州が全国で1番だそうです。90%以上がスマホだということになっています。東日本大震災のときに、結局、通信手段が途絶えた、そういう状況の中では情報収集、安否確認、支援の要請など人と人をつなぐのに多大な役割を果たしたということになっています。本町においても、台風常襲地帯でありますから、防災無線が停電になった、確か24時間使えましたかね、電源は。仮に24時間としたときに、あと通信手段がなくなるということであれば、避難所、あるいは災害現場での状況確認にはどうしてもそういう個人の人たちからの連絡、今は携帯電話が優れていますから、スマホが優れていますから、リアルな動画が送られると、そういうこともあるかと思っていますが、やはり、その携帯電話をしっかりと、地域防災計画にうたっていますけれども、本当にしっかりと皆さんにこういうときには町としては皆さんからの情報をお願いしますという啓蒙とか、そういうことをやったほうがいいと思いますが、仮に全ての屋久島町の防災無線がダウンしたということで、台風でダウンしたと仮定しますと、船が通いだす、そういうことで、仮にNTTドコモに依頼をすると、NTTドコモは移動の移動車、移動局車、要するに中継局になる局車とそれを動かす電源車ですね、そういうのを自前で持っているそうです。

そういうのを含めて、衛星携帯電話、それと無料貸付けの携帯電話、そういうものを瞬時に災害現場に、ドコモは災害現場で対応するというのをやっていますので、非常にそういった点からすると、この災害防災時、防災の役割としては携帯電話は重要になると思っています。

そういうことからいきますと、屋久島にも皆さん御承知のとおり、ドコモもあればソフトバンクもあるauもあるということで、色々なところ、各社ありますが、屋久島はどうしても離島ということで、NTTドコモが通信網がしっかりしているということですから、町長そこら辺はそういう何か町と携帯会社との協定といいますか、そういう確

認というのではないのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

現状は協定はないということです。

○7番（石田尾茂樹君）

協定はないということですが、やはりそういう実態があります。そこら辺も含めてやはり携帯会社に各社ありますので、そういうことをきちんと把握をしていただいて、協定というのはできるのかどうかは私はわかりませんが、そういう情報収集をしていただいて、協力依頼というか、そういうものをしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃるように、今携帯電話、もう自分の身の回りにいつでもあるというのが、これ社会通念上そういうことだと思います。

災害時にも、例えば、九州電力とかNTTとか事前に、九州電力なんかは事前に先乗りをして待機をしているという、そういうこともありますので、NTTあるいは各社とそういう今議員が言われるような協定とまでは言わなくても、災害時に即対応をしてもらえそうな、そういうことはちょっと協議をさせていただければというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひそういうことで、議論のテーブルについていただければと思います。やはり、生命の生存率は72時間と言われていています。そういったことについてでもそういう情報収集が早ければ、一人でも多くの人命を救えるのではないかと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それに関連しまして、引き続き2番です。一湊の白川地区における携帯電話不感地域解消のために町として対策を講じるべきではないかということでもあります。よろしくお願ひします。

○町長（荒木耕治君）

一湊の白川地区における携帯電話不感地域解消対策につきましては、毎年度県の情報政策を介し、総務省九州総合通信局無線通信部より携帯電話のエリア整備に関する調査が実施をされております。

本町におきましては、議員御指摘の一湊の白川地区のほか、西部地区、口永良部島の田代及び寝待地区の4地区を携帯電話の不感地域として認識をしており、これをもとに県を通じて携帯電話業者大手3社に対し、携帯電話の不感地域等の解消に関する要望を行うなど、携帯電話業者の協力をいただきながら、基地局等の整備を進めているところであります。

離島や過疎地等の条件不利地域を中心に、依然として携帯電話サービスが利用できな

い地域が存在しており、特に本町では一湊の白川地区において住民からの要望が多くなっていることから、防犯、防災情報、有事の際の連絡手段を確実にするため、引き続き不感地域の解消に向け努めてまいりたいというふうに思っております。

今回の光ブロードバンドの整備により、来年度以降、携帯電話事業者への働きかけをさらに強化をしていきたいと考えているところであります。

○7番（石田尾茂樹君）

きのう確認したら、12世帯の16名だそうです、今現在ですね。私が消防防災の担当のときに、白川の上のほうにある集会所がありますね、結局、防災無線もその当時は通じていませんでしたので、何とか災害時における通信を確保したいということで、NTTさんに協力をいただいて、衛星携帯電話で試験をしたことがありました。

衛星ですからつながるんですね。つながるんですが、その当時、月に50万円でしたかね、何十万円かの結局、通話料というか、基本料金が要るということで、ちょっと予算的にも厳しいのではないかとということで断念したことがあります。

やはり、大雨が降る予期せぬ災害、土砂崩れがあるということであれば、完全に孤立する可能性がありますので、孤立したときにどうするのかと、先程言いました防災無線がどうしても駄目だということであれば、個人の携帯に頼らざるを得ないということになっています。

それで、私が、これNTTドコモの話をしているんですけど、携帯各社は色々なことをやっています。携帯電話エリア整備推進検討会報告書というのがあります。こんな分厚いのがあるんですが、先程町長からお話もありましたけれども、この中に、かなり分厚いんですが、携帯電話の利用に関する自治体からの声というのがあります。通話ができない、利用できないことによるデメリットというところに、やはり一番は、今若い人が使っていますから、使えないところは嫁が来ないということも書いています。孫も帰省しないということもありますけども、不慮の事故、そういうときに対応が遅れて人命が救えない、簡単に言いますと人命が救えないということでもあります。

そのほかに、関連したサイトや情報の収集ができない。例えば、観光地においてということで、地域の情報発信に支障が生じるということと、火災時の緊急時の消防団員宛の連絡メールが届かないとか、災害所の避難所になっている集会所一帯が不感地域となっているために緊急時にすぐ連絡がとれないとかいうことになっています。

鹿児島県の事例としまして、これは、大和村で海に転落をしたということで、友達が2人見ていたんですが、どうしても連絡がとれないということで固定電話まで行く、1人は見ていましたけど、どうしても連絡が遅れて見失ってしまって、不幸にも亡くなられたと。

これが逆にそういう携帯のエリアであれば、すぐさま消防、あるいはヘリコプター、

そういうもので人命救助ができるんじゃないかということで、これ鹿児島県の資料の提供です。本県は、離島や地理的不利地域を多く有していると、救急搬送中の医師の指導、助言が受けられずに傷病者への対応が遅れた事案とか、先程の事故発生時の問題とか、これは鹿児島県がそういうことで言っています。

町長がおっしゃいましたとおり、各そういう通信業者にはお願いをしているということですが、地理的不利、地理的な条件不利な地域の定期ということで、屋久島は離島振興法の適用ですから、そういうところはそういう条件に入っていますよということになっています。

そこで、携帯電話サービスエリア整備の中の補助事業ですね、基地局整備というのはもちろん対象地域になりますけれども、100世帯未満であれば国が3分の2、都道府県が15分の2、市町村が5分の1ということになっていますが、これ電送、要するに伝える整備をするということになれば、100世帯以下は国が3分の2、その無線事業者が3分の1で市町村の持ち出しはないということになっています。

やはり、聞きますところによりますと、志戸子の浄水場の整備で水がないということで、近々白川の入り口の町の一湊の浄水場からラインを引くんだということになっています。

そこについても不感地帯でありますから、もし仮に工事中に事故があると緊急時の対応が遅れて生命の危険にさらされるということになっています。

そういうことを考えますと、やはり、より具体的にいつどうしても引いてほしいということ、やはり町長の立場で、離振の会長もしていますので、地元の国会議員を通じて国にも働きをかけるということをお願いしたいと思いますが、来年白川地区も今、光が入るんでしたかね。そこら辺で、私は技術的なことはよくわかりませんが、今、光が通れば光から基地を立ち上げるというのはできるように聞いていますが、技術者ではありませんので、正確なところはわかりません。そういうのもできるんじゃないかと言っていますが、町長、ぜひそういうふうにも早く不感地帯を解消して、通話ができるようにしていただきたいと思いますが、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

集落に関してはもう人が住んでいるところは白川だけだというふうに思いますんで、これは今、議員が言われるように、早急にそういうことを、各社にお願いはしていく。

それと、今言われるように、光は何か固定電話だと光にやれるとか、私もちょっと中途半端なあれですけども、そういうこともあるんで光もどんどん、今年度いっぱいには光は白川も行きますんで、そういうことをNTTとも話をしたいというふうに思います。

○7番（石田尾茂樹君）

国の方針もそういう不感地帯をなくすんだということになっています。サービスエリア外の居住人口というのは、全国で1.6万人だそうです。それを国はどうしても最小で1万人にしたいということで言っていますので、ぜひともお願いをしたいと思います。

極端に言うと、今衛星携帯電話が、衛星がありますから、衛星エントランス回線というのもあるそうです。これ莫大な費用がかかるということで、これはちょっと無理だろうとは思っていますが、普通の基地局が4,000万円ぐらいかかるんだそうです。簡易型が2,000万円ぐらいかかるということになっています。やはり、防災の観点からいきますと、どうしてもその不感地帯を解消して住民によりよいサービスを提供すると、補助事業ですから国はやはり国民にサービスを提供するために補助事業を実施していますから、そういった格差があってはいけないということになりますので、どうしても防災上の観点から一日も早く不感地帯を解消して町として働きをお願いしたいと思います。

町長よろしいですか。お願いします。

それでは、最後になりますが、港湾・漁港の管理について、港湾・漁港に使用不能のために長期の陸揚げをしている漁船等を撤去すべきではないかということをお尋ねしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

現在、町管理の港湾・漁港において長期陸揚げしている漁船等は34隻あり、うち使用可能と判断されるのは2隻、残り32隻は使用不能であると確認をしています。

放置船は、漁業活動へ影響及び台風や津波などの影響で道路をふさぐなどの2次被害を起こす恐れがあることから、撤去の必要性を認識をしているところです。

今後、漁協や地区漁民からの協力を得ながら情報収集を行い、所有者の特定をし、撤去のお願いを行ってまいります。

○7番（石田尾茂樹君）

私も平内だけが車が入らずに見てきませんでしたけども、今日同僚議員に実態を確認したところでした。ないということで、あとは永田から栗生まで全て見てまいりました。栗生港はきれいでしたね。1隻もなかったというふうに思っています。

あと、簡単に言いますと、北部のほうは若干廃船というか、使用不能の船の陸揚げが多いのかなというような気がしていました。ただ、県の管理する一湊漁港、宮之浦港、安房港については県の管理でしたから、今回は見ませんでしたけども、先程町長が言われた34隻ですかね、これをはるかに上回っていくのかどうかというのがありますが、実態として、もう雑草の中で完全に船が見えない、そういう状況になっています。

それと、昔は木造でつくられたものでしたけど、今はFRPなので、もう何百年というふうに残っていくんだろうと思っています。

そういうものは、もう散乱状態ですよ、はっきり言って。エンジンはのけていない、

底に穴が開いている、エンジンが残って油タンクに燃料タンクに燃料が残っているのかということもありますが、やはり、早急に、今町長がおっしゃいましたとおり、地元の漁民に聞けば、恐らく所有者は判明するだろうと思っています。

その所有者に一日も早く撤去をとということで、文書なり立ち会ってもらって、きっちり解体のめどをつけると、そういうことをお願いしたいと思いますが。

それとやはり、今実態としましては、漁民の方も高齢化になっています。そうすると、その船を自分たちで解体する、古い時代は、よき時代は揚げた船はユンボでつぶしたりとか、色々やってそれを燃やしたりとかやっちはいけなかったんですが、そういう時代もありました。今は廃棄物処理の関係で、そういうのは一切できません。ちゃんとした入れ物にきれいにつぶして、何万円するんですかね、何万円かします。大きい船だとそれを3つも4つも使わなくてはいけないというふうになっていまして、かなりの金額がかさむということになっています。

もちろん個人の所有ですから個人が支払わなくてはならないと思っていますが、そういう実態でその調査というのはいつごろ行なう予定なのか、お願いしたいと思います。

○建設課長（日高一成君）

調査は、自分と担当の者が写真を撮って把握はしております。今後、一番いいのは、その集落の地区の漁民の方に聞いて所有者を特定するんですが、登録の番号等も控えておりますので、できるだけ早く、とりあえずは文書で撤去してくださいということのお願いをしようと思っています。

○7番（石田尾茂樹君）

掲示番号も残っていますし、小型船舶の登録番号も残っている船もあります。それで対策はわかるんだろうと思っていますが、やはり地域の方に事情を聴いていただいて、一日も早く所有者が判明し、何らかの対策をとっていただきたいと思っています。

ですが、やはりそれを促すというためには、空き家対策で家屋解体の助成金を出しています。金額の大小は言いませんが、そういう促すために町が施策としてそういう漁船についてもそういう対策は取らないんでしょうか、町長。

○町長（荒木耕治君）

内部で少し検討をさせていただきます。

○7番（石田尾茂樹君）

ぜひともお願いしたいと思います。世界遺産の島で、ああいう番組で屋久島が非常にクローズアップされました。自然の素晴らしいところだということで。改めて屋久島に生まれて育った私としてもいい島なんだなというふうに思っています。よそから来られた方が海に行ったら廃船があって油が漏れているよと、そういう状況があっちはいけないと思いますので、ぜひそういう対策を講じていただきたいと思いますが、ただ一つだ

け問題は、屋久島にその処理業者がいるのでしょうか。

○生活環境課長（矢野和好君）

今議員おっしゃるとおり、FRP製ということで産業廃棄物ということになりますので、県のほうに確認をいたしました。その結果、この処理を行うには、産業廃棄物処理の許可が必要ということで、島内ではその許可を持っている業者はいないという回答を得ております。

○7番（石田尾茂樹君）

そのような業者がないということですから、町が音頭をとっていただいて、そういう施策を講じて、仮にいくらかの解体費用を出しますよということで取りまとめていただいて、その業者を依頼するというのも可能かなと思っていますので、ぜひとも一日も早く港湾・漁港でのそういった廃船がなくなりますことを切にお願いしたいと思えます。

ただ、もう一つあるのは、揚げているのはまだいいですよ。浮かべたまま何もしないというのも実態はあるみたいですから、ここら辺も含めてしっかり調査をしていただいて、町としてしっかり対応をしていただくことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、岩川俊広君に発言を許します。

○13番（岩川俊広君）

皆さん、おはようございます。議長に許可をいただきましたので、一般質問をしたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により世界中が混乱の中にあり、経済活動も休止状況でしたが、緊急事態宣言解除により徐々に経済も動き始めてきています。しかしながら、東京を中心に感染者が発生している地域もあり、終息までには長い期間かかることが予想されます。

我が町においても、観光客の減少により、ホテル・民宿等の宿泊事業者や飲食店事業者等、観光関連事業者が大打撃を受けています。町としても、その支援策として、観光

関連事業者への支援、離島航空割引カードを利用した飲食店事業者への支援、プレミアム付き商品券発行による旅行者を対象にした観光キャンペーン、漁業燃料費の補助など対策を講じてきていますが、支援が行き届いていない分野もありますし、町民全体に影響が及んでいます。さらなる対策を強く要望するものであります。新型コロナウイルス対策は当面の最大の課題であります、解決しなければならない課題も山積であります。

今回は、1、降灰対策について、2、防災対策について、3、農業振興対策について、以上3点について質問いたします。

まず、降灰対策についてであります。

平成25年5月29日に口永良部島の新岳が噴火してから、既に5年が経過しました。気象庁の情報によりますと、口永良部島の新岳は活動期に入ったので、今後少なくとも10年から15年は噴火活動が続くと言われております。この5年間で、気象庁のデータによりますと、小規模な噴火、噴出物量が1万から100万トン未満が5回、ごく小規模な噴火、噴出物量が1万トン未満が1回起こっております。2,000メートル以上の高さまで噴煙が上がっていますから、少なくとも五、六回ぐらいは屋久島島内に降灰があったことになります。降灰があるたびに住民生活に影響を及ぼしていただいておりますが、今年2月3日の噴出の際は、永田区からの要望もあり、町・県が動き、屋久島電工さんの協力を得てロードスイーパーを走らせて、町道・県道にたまった降灰の除去作業を行いました。今後降灰のあった場合の対策をどのような計画で進めていくのか、町長の見解を伺います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩川俊広議員の質問にお答えをします。

口永良部島新岳の噴火により、町道・県道に多量の灰が積もっていることは認識をしております。平成27年に噴火以来、幾度となく降灰を繰り返し、町民の生活に影響を及ぼしていることも十分承知をしており、また、これまでの噴火により積もった灰は、地域の協力を得て、降灰の除去作業をしてきていると存じます。つい最近の年始めの降灰については、町道・県道の道路管理者で除去作業を行っています。その際には、県道の維持管理業務に併せて特殊作業車を準備をし、降灰の除去作業を実施をしたところです。

今後は、降灰の状況に応じて、適時作業を実施していきたいと考えております。また、作業方法については、道路管理者で速やかに除去作業ができるよう、関係機関にも協力を要請し、降灰の除去作業に努めてまいります。

○13番（岩川俊広君）

まず、町長と降灰対策について議論する前に、前提として、次の2点を確認しておき

たいと思います。

一つは、口永良部島新岳は、今後は10年以上は活動が続くと予想されること。これが一つです。

一つは、噴火が起きたとき、風向次第で屋久島全域に影響があり、降灰対策は屋久島町全体の問題であるということを確認しておきたいと思いますが、町長はどのようにお考えになりますか。

○町長（荒木耕治君）

そのとおりだと思います。

○13番（岩川俊広君）

気象庁の最新の情報によりますと、新岳の地下には、平成27年当時と同じような状況でマグマが蓄積されているということですから、いつ、要するに、噴火が起きても当然の状況であると。いつ起きてもいいような状況であるというようなことが、最新の情報で言われています。

降灰対策の除去作業については、町長の今答弁にありましたように、これまでも道路管理者でそれらの対応をしていくということだと思いますけども、これまでにやはり五、六回は降灰がありましたね。そのたびに地区の住民は自分のやっぱり家の前の降灰の除去とか、例えば、雨どいのたまった降灰を除去するとか、あるいは、車をちゃんと洗車しないとかんとか、もう色々なことを、自分の身の回りのことをせんとかん。そういうような状況の中、県道とか町道の消火栓を使ったり、あるいは、農業用水を利用して除去作業をしているんですけども、これは、この作業というのは、やはり行政の役目だと思うんですね。ですから、やっぱり県とか町がやるべきだと思うんです。

町長のとこのお手元に資料を届けていると思いますけども、災害時において建設業協会と協定書を結んでいると思いますけども、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書です。屋久島町と鹿児島県建設業協会屋久島支部とは、大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害が発生した場合、または、そのおそれがある場合、協会の会員が社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結することで、この協定書を結んでいるわけですけども、これは屋久島町町長荒木耕治と、建設業協会の中で協定書を結んでいるわけですけども、この県道・町道の除去作業については、これは、県が県道はやるべきであって、町道はやっぱり町がやるべきだと思うんですけども、県に確認しました。鹿児島県内は、桜島の降灰もありますし、新燃岳の降灰、その対策がある。ですから、県がそれなりの整備対策をするために、機材とか持っていなけりゃならないと思いますね。だけど、どうも聞いてみると、数台しかない。それで、離島まで機材を持ってきてやることは不可能じゃないかということでした。そうすると、町であれば、やはりリース会社なんかありますから、そこで対応をしていく

というのは当然かと思えますけども、どうも特殊な機材ですから、リース会社もそう簡単には対応できないんじゃないかということでした。ですから、やはり島内にある屋久島電工さんの協力を得てするのが、一番いい方法かなと思います。

それで、やはり先程の協定書じゃないですけども、屋久島電工と、やはり町、県、この3者で同様な協定を結んで、今後このような対策に速やかに対応をできるようなことをやっていくべきと思うんですが、町長のお考えはいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今年始めの降灰のとき、屋久電さんをお願いをして、ロードスweeperを出していただいたと。それで、永田集落の県道・町道、吉田も含めてやったと。非常に集落の人からも感謝をされました。そのときに、屋久電の社長と、こういうのがこれから続くことが想像されます。だから、屋久電さんに何とか御協力をお願いをしたいという話は、そのときにしてあります。屋久電さんも、自分たちが扱っていないといいますか、そういうときにはいいですよという口頭での返事はもらっておりますので、今議員が言われるように、こういう文書を、私も変わっていく、屋久電の社長も変わっていく、そういう中で、口永良部というのは未来永劫そういうことが続いていくんだらうということですから、そういうことが起きたときに、幸い屋久電がそういう車を、特殊な車両を持っておりますので、そういう取組ができないかということをお話をし、議会終わったら、事務レベルでどういう内容にするのか、そういう協議を早速やらせたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

町長、地元も非常に今回のことに結果的によかったなと、そういう思いを持っていると思います。ですから、今後も協定等を結んで、いざというとき、速やかに行動ができるような体制を整えていただけることを、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次の2点目に入ります。

数回の降灰で農産物にも影響を与えていますが、一昨年12月から昨年1月にかけての3回の降灰と、今年1月から2月にかけての2回の降灰で、タンカンに大きなダメージを与えています。変色したり傷がついて商品価値が下がり、農家所得は激減し、大変な状況にあります。何らかの降灰に対応するための対策が必要であると思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

令和2年1月31日、永田区から要望書が提出をされ、その中に降灰対策について、スプリンクラーの整備、屋根かけハウスの設置について要望がありました。関係機関と協議を行い、それを踏まえ、6月1日に永田区と検討会を行いました。岩川議員も参加をされていたので、御承知のとおりであります。現段階で一番有効な方法は、降灰後すぐ

にスプリンクラーで散水を行うことだと、農家の方々も含めて共通の認識と捉えております。

永田地区においては、これまで平成4年度から平成9年度と、平成17年度から平成26年度に中山間事業を導入をし、かん排施設を整備をしてきております。平成4年度から実施した地区については、老朽化が進み、正常に動かないものも散見されます。また、平成17年度からの整備された地区は、給水管までの整備となっております。

今後、集落内の整備状況を細かく把握することが重要となってきますので、集落とも連携を取りながら状況調査を実施をし、補助事業に整備するためのメニューがあるかなど確認をし、できる限り財源負担の少ない有利な補助事業等を検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

町長は、2月3日の降灰のあった日、翌日現地を視察されまして、町道の降灰の状況とか、12日の降灰の状況を見られたと思いますけども、視察した率直な、どのように思われたか、ちょっとお聞きしたいと思います、町長。

○町長（荒木耕治君）

風向きによっては、かなりの降灰が、ちょうどタンカンの収穫期前でしたから、果実にかなりの灰があったというふうに記憶はしております。

○13番（岩川俊広君）

町長が視察に来られた次の日に、日高県議と庁の職員、それから、もう町の職員もだったと思いますけども、再度来られまして、道路の状況とか現地の状況を見たんですけども、ちょうどそのときに、降灰のあったすぐ後にスプリンクラーを回している園がありまして、それと、回していない園がありましたから、両方を視察したんですね。そうすると、その差は歴然でありまして、スプリンクラーを回していたところは、葉にも果実にも降灰が全くなくて、もうきれいなもんだったんですね。そうすると、スプリンクラーをしていないところは、やはり葉にも相当降灰があったし、果実は、あのつきのところはもう、ちょっと全体にもあるような形で、やはりこの対策は、これがやっぱり一番いいのかなというような思いはしましたけども、ただいまの答弁の中にもありましたように、対策として一番の方法は、スプリンクラーをやることだと思います。ただ、地域は以前、施設を導入していますけども、もう最初のやつは25年ぐらいたってしまっていて、大分老朽化していると。ですから、調査をして対応をせんといかんちゅうことは、もう当然です。

それで、例えば、事業を導入するとき、県の事業がありまして、規模が大きければ、桜島降灰対策の事業ありますけども、これは規模が大きくなるとちやいかんし、災害状況もやっぱり大きくなればいかんということで、これは導入はまず不可能なんです。

そうすると、今回の降灰というのは自然災害ですから、普通の事業を導入することとちょっと違うと思うんですね。やっぱり農家はそれだけに違った形で影響を受けていますから、なるべく農家に負担がないようなことをやっていただかないといかんと思うんです。

それで、町長にその資料を、事業の資料をちょっと提出していると思いますけども、多分こういう、この事業しかないと思うんですね。国の事業が導入できなければ、県の事業、県単事業を導入しなければいかん。そうすると、農業・農村活性化推進施設等整備事業というのがあります。これは屋久島町のパッションフルーツの施設導入にも利用している事業ですけども、これは、パッションフルーツは県が3分の1、町が3分の1、農家が3分の1の事業でやっているんですね。それで、このメニューを見ますと、施設整備も利用できますし、災害発生防止のためという項目もありますよね。そうすると、多分この事業を、何らかの形で導入するときは、この事業でなくちゃ駄目だと思うんですけども、この中の事業概要のところを見てみると、補助率の目安が40%以内になっているんですね。40%以内。少なくとも自然災害でそれに対するの対策を立てるのであれば、本当は、県も来られたんですね、この前。県は、自然災害に対するの対応をするわけだから、これは、県は少なくとも普通の事業で3分の1負担しているわけですから、4割ぐらいの負担は、これは、こういう事業ありますから、これを利用して、ここまで県が負担して事業を導入したらとか、そういうことは、実は、本来であれば、県のほうから話があってしかるべきだと思うんですけど、そういうことはもうなかったですけども、そうすると、町長、県が4割すると、町の負担も逆に4割になると。そうすると、農家は2割になりますから、やはり非常に助かるわけですね。普通の事業でありや、3分の1でもいいんですよ、もう農家の人は。しかし、こういうような自然災害に起きたその対策ですから、やはり農家の負担を少しでも少なくするということが基本になると思うんですね。そうすると、仮に、町長、実現するかどうか分かりません。この事業を導入して、県が4割ぐらい出すよと。そういう負担してやろうじゃないかとしたときに、町もそれなりの対応をしなくちゃいかん。そうすると、今までの負担率よりも幾らか増えるわけですね。3分の1、33%、あるいは40%増えるんですけど、そうなった場合、町長の判断はどうですか。覚悟はありますか。

○議長（高橋義友君）

答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

仮定の答弁というのはあんまりよくないと思うんで、県がそれをやったら町はやるのかというお話ですけども、事業に関して担当課できちんと精査をして、そういうものがあるのか、そういうことでやれるのかというのはやりたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

やっぱり最終的には農家の負担を少なくするように、やっぱり町も色々地区と話合いもして、そういう事業を導入できるか、住民にそれだけの要望があるのかどうかというのもあるんですけども、しかし、そういうのをあるよということをやっぱり示すことも必要だと思うんですね。ですから、課長、それは形でやっぱり地区とも色々相談してやっていただきたいと思います。

それと、先程の答弁の中で、対策としてスプリンクラーと屋根かけハウスのことがありましたよね。これも、やはりこれから積極的に検討をしていく必要があると思います。屋根かけハウスは降灰対策用じゃなくて、屋久島タンカンのブランド向上のためにも、要するに、屋根かけハウスをすると、それなりの品質の商品ができます。県内で勝負していくわけですからね。やはり屋久島タンカンということで、やっぱりナンバーワンを目指してやらんといかんと思うわけ。そのためには、こういうこともいい機会ですから、積極的に検討をしてやっていただきたいと思います。これは、もし課長でもいいですけども、一言あれば。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

屋根かけハウスにつきましては、アンケートを取った時点で4名の方が要望を出されておりました。ここにつきましては、現在、すぐすぐ事業実施に取りかかるのかということもお聞きしましたところ、現在、別のパッションハウスの返済等もありますので、そこら辺の状況も判断しながら実施をしたいという御意見でしたので、そこら辺の状況も勘案しながら、先程出ましたNN事業のほうが利用すべきなのか、それとも、ほかにまた同じような、もっと率のいい補助事業があるのか、そこら辺も精査をして、農家の方とも協議をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○13番（岩川俊広君）

地域とも相談、それをやっていただきたいんですけども、最初この議論の前に入る前、一つ話しましたが、これは今後、今、永田、吉田は非常に降灰の被害受けていますけども、島内にその可能性は十分あるわけであって、ほかの生産地区ですね、これもこういう状況に陥ることあるわけですから、屋根かけハウスとか、そういう施設は、やはり今後ほかの地区でもそういうことは考えられるということ念頭に置いて、検討をしていくということをしていただきたいと思います。

次に入ります。

防災対策についてであります。

災害時に集落内の道路が不通になった場合、隣接集落と通行できるように、迂回路が必要になります。現在、林道北部線の工事が進行中ですが、北部線と永田地区内にある

農道向江線を連結して迂回路を通す必要があると思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

林道北部線については、平成27年度より開設事業を実施をしておりますが、林道北部線と永田地区の災害時における迂回路の必要性についても十分認識をしております、永田地区から林道北部線へ迂回路としての道路がないことは確認をしております。

現在、永田・向江地区の農道整備事業において、北部線近くに道路を開設しておりますが、北部線へのアクセスはできない状況であります。今後は、この農道を利用いたしまして、現地調査を実施をし、北部線へアクセスできるか状況を確認した上で、道路整備の計画を検討をしていきたいと考えております。

また、林道北部線の事業計画においては、開設当初から地域の要望を踏まえて路線計画を行ってきております。各年度の北部線利用区域保護管理協議会において、各関係機関からの要望が事業に反映できるように、事業実施に努めてまいりたいというふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

この北部線の事業を導入する前に、検討委員会というのがあって、私もその一員だったんですけども、この県の担当者の話の中で、林道建設の目的は、林道振興と災害時における迂回路としての役割があるというような話がありました。これは本当にいいこと言うなと思ってきたんですけども、当時、我々は永田地区は、旧永田林道ですから、ここを接続して迂回路という話がありましたけども、それはずっと実現することはありませんでしたけども、北部線の工事が進む中で、このことは可能なんだなという思いを持ったんですけど。

町長に、その建設図面を渡します。ちょっとこれを、町長、見てほしいんですけども、県道の上に、永田の県道はありますけど、その上の方に中野線というのがあります。林道中野線。これは、民宿屋久のほうから入って行って、吉田に下りる線です。これはもう既存のあれで、民有林も通りますし、ほとんど一応多いのが町有林じゃないかと思えます。そこを通っている道路ですけども、この上のほうに例の北部線というのがありますけども、これは旧の林道永田線を利用して、これ拡幅して、これは800メートルぐらいあったんですけども、これを大分利用して、上を通って、本来であれば、吉田を介して一湊まで行く予定だったんですけども、ちょっと一湊までは反対もありまして、今、吉田に下りるコースになっておりますけども、ちょうど今、工事が進んでいるんですけども、もう既に県は、この北部線と中野林道を結ぶような路線変更もしまして、今工事も進められているわけですね。この赤いがありますけども、永田3から4工区とあります。これは中野線から北部線に結ぶ道路、既に工事が進行中であります。そして、北部線から国有林の中を通っている道路もあるんですけど、これは林道一湊線という線です

けども、永田は、あれは平瀬林道というんですけども、実質何か一湊林道というんです。

そういうことで、この事業の中では、要するに、林道をこの県道から中野林道、北部線、一湊林道、この4つを結んでという計画も進行中なんですね。そうすると、この林業振興というのはすごい計画ですけども、しかし、その迂回路としては、向江線から北部林道に迂回路を通さなければ全然意味がないわけです。それで、この工事は今、県主体の工事ですから、県は、この建設検討委員会のときもそういう話がありましたので、県に働きかけて、この迂回路は実現するように、町長やっていく必要があると思うんですよ。そうすると、これが実現すると、町の負担も少なくて済むんですよ。町単独の事業でやる必要もないし。県は、迂回路としての役目といたしますか、それも考えているわけですから、これを結構働きかけたりすれば、実現する可能性があるのかなという期待も込めているんですけど、町長の返答、働きかけてやっていってほしいということなんですよ、町長お考えいかがですか。

○町長（荒木耕治君）

今、北部林道を造っているわけですが、災害時、あるいは永田、あるいは24集落で孤立をしないようにというのも、この事業の中にはあるのは事実でございますから、そういうときに迂回路、あるいは、今今これをつなぐというのは、今今にはできないことかもしれませんけど、将来的には、北部線を造っていく中で、ここだけではなくて、またある部分もそういう、例えば避難、あるいは林業振興のためにつながなければいけない、そういう部分も出てくるかと思えますんで、そういう話は県と随時話をしていきたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

どうか永田地区が苦しくないように、これができると、吉田もそうだと思います。吉田地区も今、迂回路ってほとんどありませんですね。一湊もそうですよ。じゃ、これは、本来であれば北部線が一湊まで、最初の予定そうでしたから。これは、向こうまで開通するようになると、この3集落の苦しきというのはほとんどなくなるわけですね。そういうこともありますから、どうか、町長、県に働きかけもして、そうすると、これが実現しますと、財政負担も少なくて済みますので、絶好の機会ですから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

次に入ります。

松くい虫の影響で、島内の松の被害が進んでいます。集落内の海岸線の松林は、保安林として防風対策としての役目も担っております。栗生地区内の海岸線の松林も松くい虫による被害が進んでいますが、以前のような松林に復元するために対策は必要と思いますが、町長の見解を伺います。

○町長（荒木耕治君）

昨年12月議会でも同僚議員からの同様の質問があったので、その際も申し上げましたとおり、島内においては、一昨年頃からの被害のピークを迎えており、昨年も12月補正で増額を承認をしていただき、伐倒処理を行ってきましたが、本年度も既に栗生地区の伐倒処理を46立法を行いました。しかしながら、予算計上後も松枯れが進行し、さらに、作業できない地点で枯れ込む被害木もあり、完全な処理ができていない現状です。処理を完璧にすることはできませんが、保存すべき地区を勘案しながら、その周辺から約2キロを中心に、できる限りの処理を行うよう進めております。

また、補助事業で該当するメニューがあるので、要望をしているところであります。採択されれば事業費も拡大され、今より大規模な対策を講じることが可能となります。いずれにせよ、引き続き被害状況を確認しながら、必要に応じ、今後の補正で対応をしてまいります。

また、栗生の松林は、景観だけでなく、防砂林、防潮林の機能も果たしておりますので、枯れ松を処理した後についても、樹種選定を行い、防砂林、防潮林としての機能を失わないよう対策を講じてまいりたいと思っております。

○13番（岩川俊広君）

町長、島内のちょっと海岸線を回ってみますと、もうほとんどの海岸線の松林が消滅しているところは多いと思いますけども、栗生はいわゆるまだ雑木、結構残っておりますから、復元は十分可能だと思います。

ただいま答弁で県単事業等を導入して、この中の整備を進めるという答弁だと思います。栗生地区の海岸も、深山の松林とか、深山の松原ですかね、と呼ばれているそうですけども、深山、深い山を書くみたいですけど、栗生中学校の校歌にも、「我学は絶えぬ栗生浜、緑滴る宮原の深山の松に色映えて」というのが校歌にあるみたいです。やはり松林は、栗生の人たちにとっては愛着のある松林で、栗生地区のやっぱり観光拠点の一つとしても、ここはどうしても対策を打って、残していく必要があると思いますけども、永田の前浜、松林も、あれは千本松原と言われておりますけども、七百数十本とか以前は、もう一万本近くもの、多分七百数十本だと聞いておりますけども、あつて、ところが、ほとんど全滅になりましたね。それで、昭和53年、4年ぐらいですか。この頃に植林をされたということを知っておりますけども、その後、10年ぐらいたって、平成5、6年にこの中を整備しました。あれは、松はグミの木とか、一番相性がよくて、中はずっと松とグミの混交林になっていましたけども、それを整備して、全て持ち出して焼却したんですね。それは第1回目ですけども、2回目は、ちょうど合併前に、あそこの整備をしなくちゃいかんということで、平成19年、20年、21年、3年かけてあそこを整備して、それから、現在に至っているわけですね。そういうことで、永田の松林は、一応全滅のときから対応できて復元してきているわけです。栗生の松林は、松の幼木も相当

あるみたいです。それと、結構雑木が残っておりますから、これは整備をするときに手を加えれば可能だと思いますから、ひとつ、先程ありましたように、県の事業なんかも導入してやっていただきたいと思いますが、再度町長の思いをお聞きしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

高校生のころ、永田の海岸に、今も言う前浜というのは、すごい松がたくさん立っていて、そこによく遊びに行った思い出もあります。至る海岸線にそのころというのは、大きな松がありました。私の地元、宮之浦でも、今は名残の松原は松残っていますけれども、宮之浦川沿いにも大きな松がかなりあります。宮之浦のシンボリックな松も、大きな松が立っております。そういう松が、全て松枯れか落雷等によって消滅をしている。言われるように、永田の海岸も、いなか浜も、前浜もそうです。栗生の海岸もそうです。ですから、そういう景勝地は、手を入れて残せるものなら残していく。

なぜ松くいが生えるのかという話を、ある大学の先生と話をしたことがある。これは防げないんですかと言うと、「いや、荒木さん、これは自然界の大きなサイクルだから、もうそれは起こるんですよ。だから、大きな松は枯れていって、必ずそこで芽が芽吹きをして、そういう自然のサイクルで長い年月かかって変わっていくんですよ」という話を、そんなもんのかなと疑いながらそういう話を聞きました。ですから、残せるものは残して、生物には命あるものですから、そういうのもあるのかなと思ってあれしませんが、やはりそういうものが残せるのであれば、色んな事業を探して、栗生の海岸も昔のそういう状況に戻れるように、整備はしていきたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

なるほど、私そう思います。自然のサイクルですから、やっぱり老木は消え去るのみといますか、そうなってくるんだらうと思いますけども、やはりこの松林が集落の防風対策とか、防砂対策とか、そういう役割を担っているわけですが、町長が今言われるように、残せるところはやっぱり残していくこと、それが必要だと思いますね。ひとつ栗生の深山の松林ですか。これも何とか対策を取って行って、残せるようにしていただければと思います。

それでは、3点目。次に移ります。

松くい虫の被害が永田集落内にも及んできています。前浜の松林、中地公園、集落内の県道脇の松が、昨年は一、二本ずつ枯れています。調査したところ、松くい虫の被害ではないとのことですが、集落では非常に心配しているところであります。

集落内の松や、いなか浜沿いの松林にも被害が進行しています。いなか浜は、ラムサール条約にも指定されている場所でもあります。前回の松くい虫の被害からよみがえって復元された松林ですので、保存が必要だと思います。永田集落内の県道脇の松並

木から、いなか浜沿いに至るまでの松林も、松くい虫対策が必要になってくると思いますが、町長の見解をお伺いします。

○町長（荒木耕治君）

先程、栗生地区の状況をお話しましたが、永田地区においても、予算の範囲内での対応を実施しております。特に永田地区においては、前浜地区は3ヘクタールと松林の面積が広いことから、無人ヘリによる薬剤散布、被害木の伐倒処理を実施しております。また、中地公園については、定期的に樹幹注入を実施しており、次回については、令和3年度が実施年度となっておりますので、遅滞なく事務を進めてまいります。

今後も白砂青松の景観保持、防砂・防潮の機能維持のため、できる限りの対策を実施してまいりたいと思います。

いなか浜沿いについても、今言われるように、ここは保安林か防除林か、そういう指定はないみたいですが、個人的、いわゆる個人の土地とか、そういうのがあるみたいですが、何かできるものがあるれば、やっていきたいというふうに思います。

○13番（岩川俊広君）

公民館の脇の県道の脇に松並木あるんですけども、集落で防風対策として植付け、植林したとこなんです。多分30本弱、そのぐらいの本数だと思いますけども、これがやはりなくなりますと、近隣の住宅に非常に影響があるのかなと思います。もういなか浜も、松林ですけども、永田公園ちゅう公園もありますし、いなか浜町有地もあって、ここにはちゃんと松ありますけども、そのほか、やはり町長が答弁にありましたように、未売地があるんですけども、個人のやつが。だから、ここにやっぱり対応をするのが非常に難しいのがあると、実は思います。だけど、言うように、あそこはラムサール条約にも指定されておりますし、ウミガメの日本一の産卵地もありますし、何とか景観を守っていく必要があるんだと思っています。何らかの対応ができればいいなと思っているんですけども、今町長の答弁の中にありましたように、色々なメニューもあると思いますけども、それを利用してやっていただきたいと思うんですけども、言うように、樹幹注入するにしても、これは4年に1回なんだと思います。薬の効能は5年ぐらいですけども、町は今4年に1回ぐらいのサイクルでやっているみたいですが、そういう形でやると、やっていくとすると、財政負担も、本数としてはそう多くないと思いますし、4年に1回の財政負担になりますから、そういうことも勘案していただきまして、できることであれば対応をしていく必要があるかなと思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、3点目に移りますけども、営農支援センター裏のビニールハウスの改修計画を予定されていますが、今後の活用計画についてお示しください。

また、尾之間の果樹試験園についての現状と、今後の利用計画をお示しください。

以上です。

○町長（荒木耕治君）

硬質プラスチックハウスと試験園については、適用試験栽培、面積拡大につながる両方の二本柱で整備をしようと考えております。

まず、営農支援センター裏にある硬質プラスチックハウスについては、現在、指名推選委員会で指名した業者へ郵送入札を依頼をし、6月12日で締め切り、落札業者決定の通知事務を行っております。業者への通知等の日数を勘案しますと、7月から改修に取りかかれると思います。

改修後は、パッションフルーツの栽培面積が拡大しつつあり、現在、喜界島からJAを通じて苗木を購入をしておりますが、今後の良質パッションフルーツを生産する観点から、ウイルスフリー苗の生産施設として一部を活用しようと考えております。健全な苗木を安定供給することで、栽培面積の拡大や品質の均一化等の支援が行えればと考えております。また、JAとも協議、協力しながら、タンカン大苗、甘藷苗の育苗等についても検討をしていきたいというふうに考えております。

尾之間果樹試験園の利用につきましては、現在、タンカンの台木比較試験や、みはや、津之輝、黄みかん、璃の香など、将来、屋久島において有望と考えられるかんきつの適性試験、アボカド等の亜熱帯果樹の適性試験に取り組んでいます。

今後については、これまで取り組んでいる栽培試験のほかにも、検討をする品種を増やし、栽培試験に取り組み、屋久島の果樹産業を支える品目の試験を行ってまいりたいと考えています。また、屋久島町の基幹品目であるポンカン、タンカンについても、振興を図っていくためには、優良な苗木を十分量確保していくことは必要不可欠と考えられ、農家からも大苗を要望する声もあるため、硬質プラスチックハウスも活用をしながら、果樹試験への一部において大苗を育苗し、農家に供給することを検討をしております。

○13番（岩川俊広君）

平成29年の3月議会において、農業振興対策として質問をしております。3点質問していますけども、一つが、ポンカンの新種、KP-2の導入について。一つが、亜熱帯果樹、アボカド等ですけども、特産品として育成する取組について。3点目が、尾之間果樹試験園の苗木の供給基地としての有効利用等についてという3点質問をしております。それから3年経過しましたがけども、やっと実現するのかなという、実は思いでありますけども。

実は、ポンカンが屋久島の特産品として、お歳暮品の贈答品としてすごく評価が高かったんですけども、最近はどうもあまり芳しくないというようなことがあります。色々原因があると思いますけども、一つは、温暖化傾向。これが影響をしているかなと思う

んですけども、収穫時期がちょっと、1週間からちょっとずれ込んできていますよね。11月中に収穫するというのが大分少なくなってきた。そうすると、お歳暮商戦に間に合わないというのが、これも一つの原因だ。そうすると、農家収入も所得がだんだん下がってくる。もう一つは、最近ちょっと気になっていますが、色々な病害虫の中で、木も結構古くなって老木になってきていますから、枯れてきているのが多くなってきている。そうすると、農家が高齢化になってきているし、園はそういう形でもう木もだんだん駄目になってきているというので、何らかの対策をうたっていく必要があると思います。

その中で、県の試験場で開始されたKP-2ってありますね。これは多分何か所かで試験されていると思いますけども、要するに、収穫時期が早くなることは間違いなしだと思います。今、永田で試験されていますけども、11月20日ごろにこれはもう収穫をやっている。そうすると、木上である程度、9割方も色がつきますから、カラーリングもしなくてもいいし、ちょこっと収穫して措置するだけで、それを出荷できるというようなことが、これは多分こうなってくると思います。こういう状況らしいですけども、そうなってくると、農家の負担も少なくて。ですから、この新しい種類のKP-2、これをやはり進めていく必要があるんじゃないか。老木になって駄目になるのであれば、大体として進めていく必要があるということで、3年前にちょっとこのこともお話ししましたけども。

それから、集落でもうすぐに取り組んでいまして、苗木をもう自分たちで購入をしようじゃないかということで、やっていました。そしたら、農協も町もそれに多分賛同をしたんだろうと思いますけど、今そういう形で農協を中心にして、苗木を農協がまとめて購入して、それを農家にやっているという仕組みになっていますけども、ところが、苗木がどうも少ないのかどうか知らんけど、1年生の苗でも小さいというんですね。それと、先程話がありましたように、農家としては、やはりある程度、2年とか、それぐらいが適当だと、まあ3年ですか。そういうのを要望をしている。そうすると、そのためには、やはりこの試験場、尾之間の試験園で1年を購入して、ここでちゃんと育てて、農家にそれを配付するような形をやっぱり取っていくべきだと思うんですね。そういう方向でもう考えられると思うんですけども。

もう一つは、屋久島の特産品ですけども、日本全国の果樹産地、ミカンの産地なんか、和歌山県、それから愛媛県あるじゃないですか。お隣の宮崎もそうです。やはり将来に対して危機感を持っていました。何らか次の対策を打たんといかん。自分たちが今やっている果樹、温州なら温州とかですね。次の作目を考えなくちゃいかんということで、とにかく一生懸命頑張っていますよ。その中で、要するに、気候がちょっと温暖化になりつつある。そうすると、亜熱帯果樹とか熱帯果樹の栽培できる範囲というのはだんだ

ん上に上がってくるわけですが、屋久島もだんだんある程度適地になりつつあるわけです。ですから、それを先取って、何らかの形で行政がやはりその試験なり育苗やって、それで農家に取り組んでもらう、そういうようなことでした。多分答弁の中では、そういうような形で尾之間の試験園のハウスですよ。営農支援センター裏のハウスもそういうような方向づけをして、多分取り組んでいくんだろうと思います。

どうか、課長、これはもう町長もそうですけども、そういうような形で、やはり先はある程度見ながら、そういうような対応をしていただきたいなと思います。もしあれば、町長でもいいです。

○副町長（日高 豊君）

副町長に就任するに当たって、町長から、農政についてこれまであまり、何ちゅうんですかね、意識を持って取り組めなかったのも、そこのところは何とか頑張っほしいということもありましたので、ここで少し答弁というか、お答えをさせていただきたいんですが、私は、先程議員がおっしゃられること以上に、危機感は進んでいると思います。もう既に農業に携わる人がいなくなっています。地域の農業をどう守るのかということ考えたときに、こういうものを作ったらどうですかということでは、もう間に合わないと思っております。やはりその地域地域、集落が基本になると思いますけど、そこがどういう営農の在り方、あるいは、土地利用の在り方をしていくのかということのを自らがやはり考えた上で、本当にこれから担う担い手が集落の中の農地をどれだけ守れるのか、どれだけ耕作ができるのかということでもう来ておりますので、であれば、当然農家個々、あるいは地域の中で、ここの農地はどういうふうにご利用するのかとか、将来的にはやはり後継者、それはUターン、Iターンも含めてですけど、どういう営農形態があればそういう方が来るのかとか、そういうところまで具体的に考えた中でこれからの取組をしていかないと、こういうのがいいからどうですか、作りませんかと言っても、例えば、ポンカンの話がありましたけども、ポンカン今から植えてやりますか。もう既に平均年齢は60、70です。無理がありますよ。やはりそこにはちゃんと計画性持って、将来的に自分たちの地域の中では、果樹の面積はこのぐらいにして、こういうぐらいの経済を回していきたいとか、そういう具体的な目的、目標の上でやっていかないといけないと思いますので、先程の降灰対策もそうですけど、実際将来どういう営農形態にするのか、あるいは、もう営農形態を果樹から何か施設栽培に変えるのかとか、そういうところまで踏み込んだ上で今後考えていかないと、何ちゅうかな、無駄な投資にはならないかもしれませんが、そこに携わった人たちが非常に、何ちゅうんですかね、無駄骨を折るといふのかな。具体的にその結果が出るまでに、もったいない時間が過ぎてしまうんじゃないのかなというふうに思いますので、そこら辺のところは、多分に携わっている人たちも人ごとじゃなくて、やっぱり自分ごととして考えた上で、やはり町

政の中で何ができるのか、あるいは、農家ができるのかというのを、やはり議論しながら積み上げていくべきじゃないのかなというふうに思っておりますので、この支援センター裏のハウスの活用、あるいは、試験園の活用という一つ大きな節目というか、きっかけがありますので、やはりここら辺のところで地域としっかりと町政は語っていくべきじゃないのかなというふうに、今そういうふうに思っております。

○13番（岩川俊広君）

ただいまの副町長の答弁、同感です。どうか地域と十分に話詰めて、指導してやっていただきたいと思えます。

これまで新庁舎落成しましたし、光ファイバーの敷設、それから、口永良部島の新船造船は来年3月までには完成の予定ですし、空港延伸計画は進行中でありますから、これらの事業の成果は評価しますが、各集落はそれぞれ課題を抱えていると思えます。これまで以上に耳を傾けて町政の運営をしていくことを要望します。

以上で私の質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

13時30分から再開します。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番、寺田猛君に発言を許します。

○14番（寺田 猛君）

お疲れさまです。梅雨末期ですね、今日も楯川の橋のところで月桃の花が満開に咲いている一株を見ました。なかなかいいものだなと思えますけども、豪雨による災害が起きないことを願いたいと思えます。

許可をいただきまして、一般質問をいたします。

コロナ問題が長期化し、各自治体の独自策、自治体の知恵比べとなってきました。本町でも独自の支援策が示されておりますが、その成果、評価のほどはどうなのでしょう。第2弾、第3弾の支援策に向けて、再度英知を結集し、事に当たっていただきたいと期待をしております。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

全住民が島外避難をした新岳の爆発的噴火から5年が経過しました。口永良部島の復興、復旧事業について、2点に関し質問をいたします。

まず1点目は、これまでも数回取り上げて議論を重ねてきましたが、寝待地区の温泉資源の再活用に向けての取組や新たな温泉施設建設計画の是非、あるいはその進捗状況、今後の展望についてどのような見解をお持ちかお示しをいただきたいと思います。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

寺田猛議員の質問にお答えをいたします。

寝待温泉の今後の展望については、議員から再三御質問をいただいているところですが、寝待地区全体が平成27年の台風災害と土砂崩壊により整備が進んでいない状況となっております。そのことに対し、住民から寝待温泉の再開、または当地に新たな温泉施設整備に向けて強い要望があることは十分に承知しているところですが、昨年5月の豪雨により林道寝待線の土砂崩壊が発生したこともあり、当地に観光施設を整備するに当たってのガイドラインが必要と考えており、現時点では整備に向けた予算計上をとどめているところであります。

本年度は、かつてから、湯向地区から要望のあった湯向温泉の整備を進めることとしており、完成後、近年中に寝待地区の安全な場所での泉源調査の実施を検討をしてみたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

一昨年ですかね、去年の当初予算ですね、当初予算に寝待の温泉の泉源の掘削と申しますか探索というんですかね、そういう出るか出ないかみたいなものの予算計上をされるであろうと思っていたんですが、結果として出なかった、予算計上されなかった、その後、先程ありましたけど、豪雨災害等もあったり町長選挙もあったり町政の混乱もあったりして、ほぼ1年あって、今年もある意味では寝待に関しては、今のところ形として出ていないんですが、今、町長が答弁されましたけど、今年は湯向をやって寝待の探索と言いますか、泉源の調査、それを計上してやるということによろしいのでしょうか。

再度お尋ねします。よろしいでしょうか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

その予算につきましては、今年度、湯向地区の温泉を整備するということですので、町長の先程の答弁でもありましたけども、湯向地区が整備されてからですので、できれば来年度の予算で泉源調査費が組めたらというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

もう一回お尋ねします。よくわからなかったです。

寝待と湯向は全然関係ないと思うんですけど、泉源があるかないかの場所の調査費を今年度計上、補正予算等で計上する気があるのかないのかって聞いているんですけど、

そこら辺はどうでしょう。

○町長（荒木耕治君）

その辺は予定にございません。

○14番（寺田 猛君）

それはそれでいいんですが、例えば、本村区が区の施設として湯治小屋が2棟連結で建っていた場所があるんですけど、そこが台風災害等でだいぶ痛めつけられて撤去して更地にして、そこが本村、口永良部区としては新たな温泉場所としてそこを調査をしていただきたいというふうに再三、再四、町長をお願いをしている。町政懇談会等で、私は立ち会っていませんけども、やります、やる方向で頑張りますというふうに返事をいただいている。本村区としては、そこをきれいに片づけて、更地にして今日か明日かというふうに待っているんですが、そういう意味では、今年の、来年3月までのやつでは出す予定は今のところないということですね。再度確認します。

○町長（荒木耕治君）

そのとおりです。

○14番（寺田 猛君）

それならそれで、まあそういうふういきっちり口永良部のほうに伝えるべきだろうと思うんですけど、何かの機会ぜひ伝えていただきたいと思うんですが、過去の議論をちょっとしますと、そういう意味では非常に有益な資源であるから、活用に向けて頑張りたいという回答を議場でもいただいていますし、現場でもそういう回答をしていると思うんですが、口永良部の場合は、いくつか温泉があって全部が全部というふうにはなかなかいかないというのもよくわかりますけども、全島避難したときに、全国の色んな方からたくさん支援金をいただいて、本村区、あるいは湯向区がその支援金をプールして色々な活用をしたいという基金として持っているわけですけども、そういうものを使っても再開に向けて頑張りたいというふうに伝え聞いているんですが、そういう意味では、例えば、今年、湯向の温泉が改装して、オープンして、来年以降、来年度に向けて寝待温泉の資源の有効利用、再開に向けて、ある意味では施策の、何ちゅうたらいいんですかね、温泉が出るかでないか、その調査する当初の予算ですね。そんなにかからないと思うんですが、そういうものを割り当てて、あるいはその永良部の基金も含めて、再開に向けてすべきではないかなと思います、今年今年でそれはそれでいいと思うんですけど、仕切り直してすべきだと思いますが、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

災害のときの基金は、それを使ってやるという話は私までは届いてはおりませんが、今それで西之湯が崩壊をした、そこをその資金で、今独自でやろうという、今どこまで建物ができているのかまだ確認はしていませんけれども、中に入った土は全部出

して、今、使えるような状況にしていくというようなことは聞いております。

温泉の調査っていうのは、なかなかきちんとやらないといけないと私は思っております。本村が調査をして、あんだけ掘れば出るだろうということで調査をしましたが、そんだけ思ったような、治験の結果のと通りの温度が出なくて、今維持管理に非常に追いきをしなければいけないということでお金もかかっている、維持も大変。

ですから、今、寝待に関しては、もう今のもとのところにつくるというのは、もう永良部の人たちもあそこでは駄目だろうということはわかっています。ですから、今言った駐車場のさきのところにできないかと、あるいはもうちょっと露天風呂風みたいな、立神との間に泉源があるということで、そこにそういう、もう簡易なものでもいいからできないかと、そういう話もあります。

ですから、今一つ寝待だけではなくて、4つの温泉をどんなふうにつくっていくのかということも含めて、今年色んなことを整理をして、来年度寝待のことに関しては進めていきたいというふうに思っています。

○14番（寺田 猛君）

確かに本村温泉は、合併前の駆け込みみたいなのところも実際あったと思うんですが、温度が足りない、満足な温度が得られるところまで掘りきらないままにスタートしてしまった。それで、その後、経費がどうしてもかかるという状況があるというのを私も理解しております。

西之湯に関しては、高波で一度崩壊しましたがけれども、今現在、女性のところだけは何とかある、目隠しと言いますか、できるような状態になっています。寝待も湯向もそうですけど、町長が今おっしゃるよう、4つのものをどうリンクさせていくかというのは大変な問題でありますけれども、せっかくの温泉資源ですし、ほかのことは、全島避難から5年たってそれなりに随分力を入れていただいて、避難所も含めて、ヘリポート、あるいは学校も含めて、フェリー太陽の新船計画も含めて、かなり順調に推移しているというふうに理解しているんですけど、なかなか寝待の温泉だけは前にも後ろにも行かんというの、現実としてお互いにそういう共通理解を持っていると思うんですけど、そういう意味では、ギブアップと言いますか、諦めることなく、来年度以降に向けてきっちりやっていただきたいなど。

今日はそういう意味では、しっかりそういうやり取りができましたから、またこれで一歩先に進めるなという気がします。もう何か忘れ去られて、誰も言わなければもう消えてなくなるのではないかなって心配していましたが、そういう意味ではきちんと答弁いただきましたので、来年以降に向けてやっていただきたいなというふうに思います。

続けて2点目に移ります。番屋ヶ峰の避難所に関してお尋ねをします。

一昨年でしたか昨年でしたか、噴火災害と、噴火のあれと台風接近で避難所に避難を

したいんだけどトイレがどうしても外にあってと、ちょっと現実的でないなということで、室内のトイレの回収みたいな問題が持ち上がって、それに対する予算が計上されて、確か設計委託料か何か出ていると思うんですけども、そういうものを含めると、どうしてもあそこ水の関係で水がありませんから、雨水を利用するようなタンクみたいなものが必要になって、それを管理する体制が必要になってくるんだらうと思いますけども、全島避難をなるべくしないで島の中で避難をして時を過ごすというような形が理想であろうという形で、あその整備をずっと積み重ねてきておりますけれども、管理体制をどのようにされるのかというのを、トイレができれば一応これで全てが整ったという形になると思うんですけど、その後の管理体制みたいなものを、どのようにお考えかお示しをいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

本町において避難所として設置条例を定めているものは、一湊白川地区避難所、口永良部には番屋ヶ峰避難所の2か所であり、いずれも指定管理者制度は導入をしておりません。

避難所は、災害発生時に命を守るとりでとなることから、常に管理を行い、万全な状態に保つことが重要だと考えております。

このことから、番屋ヶ峰避難所におきましては、備蓄品の管理を総務課で行い、保存年限を記録し、期限が切れるものについては、随時更新をしております。また、出張所職員が定期的に喚起をし、施設の点検を行っているところであります。しかしながら、周辺の除草作業などは集落民が協力をして行っているというふうに聞いておりますことから、燃料代等の経費につきましては、町で負担をまいります。

新岳の活動も活発化してきておりますので、出張所職員による点検をさらに強化をさせ、いつでも支障なく使えるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

出張所職員に管理を任せると、そういうことでよろしいのでしょうか。そういうことです。わかりました。

再度お尋ねしますが、室内トイレの使用開始みたいなものはどの時期になりますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

令和元年度に設計委託が完了しております。今後、防災減災の事業に手を挙げて補正予算でトイレの整備に取りかかる予定にはしております。

○14番（寺田 猛君）

わかりました。いずれにしても、自然相手ですし、状況が5年前の噴火のときと近い状況にあるというような専門家の見解等もありますから、そういう意味では、そんなに時間的な猶予はないんだらうなというふうに思いますので、例えば、台風等の時期でな

ければ屋外のトイレでも十分用は足せるわけで、そういう意味ではなんでしょうけども、なるべく早め早めの対応を取っていただきたいなというふうに思います。

できれば年度内にそういうことが可能であればそれにこしたことはないんでしょうけども、ちょっと厳しいかなと思いますけども、なるべく早めの対応をお願いしたいと思います。

また、追ってこのことについては質問をしたいと思いますが、出張所職員の守備範囲の中に避難所の管理そのものが入るとということが明確にされましたので、ぜひそういう形で見守っていききたいなというふうに思います。

3点目に移ります。空き家対策について見解を伺いたいと思います。

私も含めて、たくさんの方の同僚の議員の方がここ何年もの間に同種の質問をしております。その都度、それなりの回答はいただいているんですが、どうも私が感じるところでは、ちゃんと委員会をつくって、計画をつくってやりますというふうに度々お伺いしているんですが、果たしてそういうふうになっているのかなと、実際そういうふうになって、こう一つでも何か解決をしているのかなというのが目に見えないものですから、あえてお尋ねをしますが、空き家対策、現状どのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

本町におきましては、令和元年5月に屋久島町空き家等対策基本計画を策定をしているところであります。現状といたしましては、主に危険家屋解体撤去補助金を活用した空き家の撤去を実施をし、また集落から相談のあった空き家2戸の相続調査を行い、相続者に撤去の依頼を完了をいたしました。

今後2年から3年度にかけて空き家等の戸数、空き家等の状態、特定空き家等への該当の可能性等についての実態調査を行い、空き家等の状況把握を行ってまいります。

また、撤去の補助金だけではなく、リフォーム補助の検討を行ってまいりたいと思います。特定空き家等に対する措置については、集落の方々の協力を得ながら情報収集を行い、町職員による現地調査を実施後、所有者に対し生活環境の保全を図るよう助言・指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○14番（寺田 猛君）

担当は建設課になるんでしょうか。建設課にそういう窓口があって、ポジション、誰かその担当の方がいらっしゃるんでしょうか。そこら辺もぜひお尋ねをしたいと思いますがいかがですか。

○建設課長（日高一成君）

担当は建設課です。建設課に建築係が2名おまして、2名で調査とか書類等の作成は行っております。

○14番（寺田 猛君）

直近でいいんですが、何とか委員会なるものはちゃんと開かれているんですか。いつ開く、いつされましたか。例えば、そのメンバーってどういう方、どういう方がそのメンバーにおられるんですか。

○建設課長（日高一成君）

委員会はまだ開いておりません。開くのはこの2年度に調査をいたしまして、特定空き家になろうという空き家があれば、その委員会を開いて特定空き家にして、代行で解体をすとか、そういうのを決めるんですが、まずはこの計画のなかでそういう危ないのがあったら、所有者を確定し、文書にて解体をしてくださいとかいうことができますので、委員会を開く前にその所有者の把握をして、お願いをするという処理を行っていきたいと思います。

まだ完全に調査が終わっていないので、できる範囲で集落の方々から、これは本当に危ないというのが来たらすぐに調査をしまして、実施していきたいとは思っております。

○14番（寺田 猛君）

平成30年の9月の議会のときに、私は同じ質問を、一字一句同じ質問をしているんですけど、そのとき、当時の副町長が、特定空き家に指定すれば行政代執行という道が開かれたということで、非常にありがたい法ができたと思っております。どうしても所有権であるけども、財政的な問題、色んな諸事情で自ら解体することができない家屋が非常に多く散見されます。ずっと続くんですけど。

きちんと議会やら町民の地域の住民の了解を得られれば、行政が代執行すると、そのためにはきちんとした委員会があって、それを特定家屋として認定するという、きちんとした組織をつくらなければいけませんので、今は町長の答弁のとおり、それを早急につくり上げていこうというふうに理解いただければと思います。

こういうのが当時の副町長の答弁なんです。その後、私は係の方に同行していただいて、一湊の危険家屋であるというところを2軒、3軒だったですかね、一緒に見て回ったんですよ。これは、もう所有者が不明で、所有者が放棄しているから特定何とかというやつでやれると思うから、ちょっと検討してくださいよって。

もう一つは、所有者はちゃんとわかっていますけども、放棄しているから、これも台帳を調べれば固定資産税をちゃんと払っている人がちゃんとしているから、その人の了解もあればすぐできるはずだから、何とかやってもらえませんかって、はい、わかりましたって前言ったんです。

それをやれと言ったんじゃないなくて、その何とか委員会とあるやつにかけてもらえませんかって相談をした。もうその子は移動してどこかに行っていますけども、それはどうでもいいんですが、どうもそういうことをきっちりやっている気配がない、私だけそう

思っていればそれはしょうがないなと思ったりもしますが、ほかの地域でも似たような事情があって、恐らく似たようなことを言って、大きな声で言った人のところは解体なり何なりするけども、そういうふうな組織として動いて、調べて、可能か不可能か、あるいは周辺住民の人とか、そういう地域とか、そういう区長さんとか、ちゃんとその結果を伝えているのかなって、非常に疑問に思うものですからあえて質問をしました。

これは、私が1人で言っているんじゃないんですよ。何人も言っているんです。この問題は。入れ替わり立ち替わり言っていますけども、どうもその先に一つも動かないな、動いていないなというふうに思いますが、あえてお尋ねをしております。建設課だけでは駄目なんじゃないでしょうか。

ぜひその副町長なりトップに立って、一度ローラー的に永田、口永良部も含めて永田から栗生まで全部ローラー的に調べて優先順位をつけて、今年はここはできるけどここまでしかできないから、来年は、例えば今年は栗生1軒、中間を1軒とかというふうな、何かそういう形でもしていかないと、全然先に行かないですよ。この先いいと言えそんだけのことでですけど、それでよくないと思いますけど、いかがですか。

建設課に任せたって駄目なんじゃないですか。

○町長（荒木耕治君）

今、議員が指摘するとおり、確かにそういう実態だろうというふうに思っています。ですから、今、議員がおっしゃられるように、ここで再度そういう委員会をきちんと立ち上げ、立ち上げるんですけど、それを生かしてそういうふうに行っていく方向で、これから考えたいというふうに思います。

○14番（寺田 猛君）

ちょっと厳しい言い方になるかもわかりませんが、その場その場でこう回答をして、これは実際になっていないというのは、ほかにもいくつか散見されますので、ぜひ、それこそ副町長をトップにして、ぜひ頑張ってください。そうしないと、現場はほとんど何も権限のない人が言ってみたり聞いたり、問い合わせがあっても、ふんふんと言ってそれで終わってしまっているような気がしてどうもしょうがありませんので、ぜひそういうスタイルをとっていただいて、何かひとつ今年は色々あったけど、尾之間のややこしいここを1戸更地にしたよみたいな話が、例えば、安房の色々周りからいっぱい苦情が出てたけどどうにか片づきましたよ、何かそういう嬉しい話をぜひ聞かせていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

14時10分より再開をします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、上村富士高君に発言を許します。

○5番（上村富士高君）

お疲れ様でございます。今、新型コロナの世界の感染者数は732万人余り、死者は43万人とも言われています。日本でも例外ではありません。感染者数は1万7,000人余り、死者は922人余りと聞いています。

また、経済にも大きな打撃を与えました。日本でも対策として、1人に10万円の給付金が、事業者には色々な対策が行われています。まだまだ元に戻るには時間がかかり、国でも2次補正が生まれ、新型コロナ追加経済対策として31兆9,110億円を決定した。盛り込まれた対策は、治療薬の開発や医療体制の強化など多岐にわたるので避けますが、国や自治体で国民の安全と生活を守る対策を徹底的に行わなければならないと思います。

屋久島町も5月29日の臨時議会で、2次対策として飲食店や観光関連企業などに給付金や色々な対策がありました。国の給付金は90%以上済んでいると聞いています。全国では38.5%だと聞いています。町の早い対応に大変高く評価しているところであります。

さて、通告に従って質問します。

コロナによって職を失った人、またパートで長く休みが続いた人に対する対策として、給付金を出すべきではないかという質問ですが、国の給付金はちょうど納税時期でもあったために自動車税や色々な税金になくなった、生活費にはならなかったとの声も聞きます。何人いるかは分かりませんが、新たな支援が必要だと考え、質問します。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

上村富士高議員の質問にお答えをします。

5月1日、5月29日の屋久島町議会臨時会で予算承認をしていただいた雇用対策について、御報告をさせていただきます。

まず、建設課所管では、町道管理作業員として6月1日から7月31日まで21名を雇用しております。総務課所管では、事務補助、屋外環境整備作業員として5月15日から7月14日まで2名雇用、教育振興課所管では、図書室、資料館、町内文化財の整理作業員として5月18日から7月31日まで2名雇用、産業振興課所管では、歩道の緩衝帯段差処理作業員として6名程度の雇用を予定、募集を進めております。

また、給付金として、観光関連事業者支援給付金、飲食店応援事業交付金の給付により、事業者が事業を継続していけるように支援策を進めてまいります。

新型コロナウイルスの終息がいまだに見通せない状況でありますので、今後も新型コロナウイルスの発生状況を勘案しながら、国・県の支援策も含め、スピード感を持って対応してまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

今、言われましたとおり、ここに屋久島独自の新型コロナ対策という紙があるんですけども、十分分かっております。

この対策ができてみんなに周知するまでの時間がちょっと、国の給付金はテレビとかで宣伝していますので、すぐに分かったんですが、やっぱり屋久島独自のこの対策を色んなもので知らしめるためには町報とか防災無線、またホームページとかでやっているように思いますけれども、これは周知するまでに、なぜ私はこれを言うかという、やはりある飲食店でもやっぱり従業員を補償するために国金から借りて従業員に補償したとか、そういう話もあちこちで聞きますので、これを周知する、色んな対策ができて本当によい対策ばかりなんです。だから、それをいかに早く周知するか、徹底周知するかというのが問題だと思うんですよね。

だから、私が考えたことに、こういう5月29日の臨時議会があった次の日はもう決定したんですから、すぐに何か速報みたいな号外みたいなもので各地区にお願いして配れないものかなあと考えたんです。だから、こういう今、緊急事態宣言が終わっていいよというときには、やっぱりそういういいものは早く知らしめて、皆その対策に寄って来ることが大事かなと思うんです。そういう方法はできないもんですかね。

○町長（荒木耕治君）

今、御指摘のことは反省するところでもありますけれども、明るる日にそういう対策を打てなかったかということでございますけれども、ホームページ、防災無線、そういうので広報はしてホームページも立ち上げたということでございます。ですが、なかなかそれが周知ができなかったということで、今後そういうことが次にやるときには、そういうほうも含めて、議員が言われるようなことも含めて内部で色々検討はやっていきたいというふうに思います。

○5番（上村富士高君）

今後の課題として取り組んでいきたいということですので、私がこの質問に至った理由としては、1人の方からファクスを頂きまして、やっぱり自分は休業してしまったと、退職をせざるを得なくなったという人から来たんです。

それで、役場にその税金の猶予ですか、猶予に行ったそうなんです。そうしたら、その申請書を見ると、それはサラリーマンですからサラリーマン用の向けじゃなくて、

その未収の申請書が自動車向けみたいなことで自分の貯金通帳の残高とか、そういうものを提出しなければならなかったと。ここまで自分の家計をさらし出さなきゃいけないのかということで、これはサラリーマン向けにそういう、もう退職してお金はないんですから。だから、そういうところで貯金、さらけ出してそんなのをもらうためにしなければいけないのかという、申請書を出さなきゃいけないのという非常に不可解な思いをしたということのファクスが来ました。

そこで、サラリーマンですから雇用保険受給者証というのがあって、無職で無収入だということはそこで証明されているわけですよ。だから、別にそのあれを一々書かなくても、もっと簡単なものにはできないものかと。そういう情報もありまして、やはり国からもらった給付金もそういう税金に全て飛んでいったと。

そういうファクスも来たので今回質問したんですけれど、やはり色んな対策があっても、そういう早くそのことを知っておれば色々なあれができたんじゃないかなと思うんですよね。だから、町としても、もう一回そういうところを見直してもらいたい。例えば、持続化給付金とか、色んなものが給付金はありますけれども、そういうものでもうちょっと簡単にできるようなシステムというか、申請書みたいなものを考えていただくわけにはいかないんでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃることは十分によくわかりますけれども、民間の相当行政でやる事務手続というのはなかなかそう簡単にはいかない部分もあります。ですが、なるべく議員がおっしゃるように、簡素化できるものは簡素化をしてやっていきたいというふうに思います。

○5番（上村富士高君）

町長が簡素化していくということでもありますので、この質問は終わりますけれども。そういう相談を受けたときにやっぱり丁寧に教えてあげていると思うんですけれども、やっぱり書くところの個人的なプライバシーみたいなものが見られるというのが、非常に本人としてはここまでしなきゃいけないのか、そこまでだったらもうよかよというような、そういう気持ちになると思うんですよ。そこのところをちょっとまた考えてもらいたいなと思います。

次に、個人を含め、コロナウイルスで影響を受けた関連企業に対して今後、元に戻るには長く時間がかかると思います。長期対策が必要だと思いますが、町では何を考えているのでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

先程の答弁と重なるところもございしますが、本町においては観光関連事業者への影響が一番大きかったので、まずは観光関連業者への支援策を打ち出しました。アフターコ

コロナ観光キャンペーンとしまして、町内で使用できるプレミアム付き商品券の発行や県内向けのテレビCM放送を実施をし、新型コロナウイルスの状況を勘案しながら観光客の誘致を図ってまいりたいと思います。観光客の誘致につきましては、国のキャンペーンも予定をされておりますので、国・県の動向を見ながら連携をして実施をしてまいりたいと思います。

その次の段階として、観光関連以外の業種で影響の大きかった事業者に対してどのような支援策があるのか、検討しながらスピード感を持って支援策を講じていきたいと考えます。新型コロナウイルスの影響は甚大で、それを元どおりにすることは一朝一夕にはできないことですので、今後も状況を見ながら、できる限りの対策を実施をしてまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

新聞で昨日見たんですけれども、市町村によってコロナで受けた被害状況を即座に検証して、それでどれだけのダメージがあるのかというのを一つの業種に分けながら調べていくというところがありました。だから、そういうのもやはりダメージの大きいところには大きいなりの手を打っていく、そういう聴取をしなくちゃいけないんじゃないかと私は思うんですけれども、そのダメージが少ないところに、幾ら傷口が少ないところに来て、この屋久島でコロナで傷口が大きかったところとか少なかったところはいっぱいあると思うんですよ。

それで、やっぱり傷口が大きいところにはそれなりの手を打たないと駄目だと思うんですよ。だから、その調査が本当は必要じゃないかなと思うんですけれど、屋久島町で何かつかんでいたら教えてください。

○政策推進課長（三角謙二君）

今の御質問にお答えします。

実態についてなかなか把握しづらいところがありますが、今、町独自の制度、あと国・県の制度を基に様々な御意見が来ております。その御意見を受け止めながら、次の制度にどういう形で反映するかを考えているところなんですけど、今度の19日でキーワードがありまして、県境をまたがれるのか、またがれないのかという部分が出てくると思います。その中で国のG o T oキャンペーンの前段としまして、13日から、鹿児島県のディスカバリー制度という形で県内の旅行者に対する補助制度の予約が始まっております。

こういう形の中で屋久島町にいかにか人を今後、県境をまたいで呼び込めるかという施策を打たないといけないと思っています。ですので、第1陣、第2陣としましてカンフル剤という形で制度を作ってきましたが、今後、人が入ってくることによって人の動きでやっぱり経済活動が始まってくると思っていますので、この県のディスカバリーの制

度がまだ熊毛の宿泊施設で40件ぐらいしか登録もされていないということでもありますので、そこについても今、県のほうと熊毛支庁を含めて情報を交換しながら、もっと屋久島町に来ていただくということを考えております。

また、それに併せてG o T oキャンペーンについても、屋久島町にいかに来てもらえるかという、どこに行こうか、この制度を使ってどこへ行こうかとしたときに屋久島が目につくようなことができないかということで、いかに露出が大きくなるかということ今検討しながら、次のステップかなと思って取り組んでいるところであります。

○5番（上村富士高君）

私の今の質問は、そういう被害状況の調査をしているかどうか。また、そういう調査をこれからするのかどうかというのをお聴きしたんですけど。

○政策推進課長（三角謙二君）

パートで失業されたとか会社を首になったとかいう、その付近非常に今回の答弁書づくりにあたって把握しづらい部分がありまして、特に個人情報がある中で、そういう失業保険をもらっている、もらっていない。それが理由は何なのかという部分まで追究ができなくて非常にそういう部分では把握しづらい部分がありますので、全体的にやはり屋久島町のその影響は大きいと思っていますので、そこは声を聴きながら、次に経済活動をいかに活発化することがそのリターンになるのかなと思っていますので、そういう形の中でここから秋口まで取り組んでいければと思っていますところです。

○5番（上村富士高君）

精神的被害というのも、みんな受けていると思うんですよ。だから、経済的被害、そういうものは各業種によって違うんだと思うんですけども、やっぱり観光関係、そういうところが大きいと思います。

だけれど、ほかの部分でも出荷できなかったり、色んなものでさっき言ったように被害を受けているんですよ。その度合いがどのくらいあるのかというのをやはり調査しないと、やっぱりそれなりの手を打つとか、向こうからの申告を待つのはまたあれなんだろうけれども、そういう呼びかけ、自分のところはこういう被害に遭っているんだと、町から呼びかけてそういうのを出してもらうという手もあると思います。だから、そういうのを含めて屋久島町はどのくらいのダメージを受けたんだというのをぴしっと出して、そこに対策を持っていかないといけないのではないかと私は思います。このことでちょっと長くなると先に行けないので、先へ行きます。

次の質問に移ります。林業振興についてですが、去年の3月議会で同じような質問をしました。今、林業における状況が変わりつつありますので、再度質問をいたします。

来年、令和3年は、屋久島国有林経営の大綱（屋久島憲法）が発布されて100年という記念する節目を迎えます。屋久島は名実ともに山の島であり、世界遺産に登録された

島でもあります。

木造庁舎も完成し、森林林業振興の目玉とも言われてきましたが、その成果はどのように進んでいるのでしょうか。大正10年から山の歴史を振り返り、本町の森林整備をどのように考えているのか、お聴かせください。

○町長（荒木耕治君）

屋久島国有林経営の大綱が制定をされたのは大正10年で、来年は制定から100年を迎えます。その際、特別作業区域が7,000ヘクタール設定をされ、委託林や薪炭共用契約が締結をされました。その後、昭和26年に共有林へ変更になりました。また、旧町で合わせて20の共用林組合も設立をされました。

昭和36年に屋久島林業開発公社が設立され、土地利用の高度化のため拡大造林の推進が図られましたが、外材輸入増により国産木材の価格は低迷していき、平成11年には鹿児島森林整備公社と合併をされました。戦後植林された人工林は現在、伐期を迎えておりますが、木材価格の低迷、伐採、搬出経費の増額に伴い、木材の生産は思うようになっておりません。これを打開するために国は森林環境譲与税を創設をし、各自治体の林業振興を図るため、昨年度から交付を始めたところです。

本町においても昨年、925万円余りの譲与税が交付をされました。今年度は税額も約2倍に増額されると聞いております。これらを有効に使って、本町の林業振興をしっかりと図っていきたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

来年は100周年ということで、町としては何の記念行事もやらないんですか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

この100周年記念になるというのも先月私たちは聞きまして、今、関係機関のほうからも行事はどうでしょうかという提案も頂いておりますので、当初予算ではそういう事業費も組んでおりませんでしたので今後、関係機関と連携を取りながら実施に向けて協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

来年ですのでまだ時間はありますので、どうか十分検討していただいて、なかなか盛大に観光を含めて、私が前から言っている植林とかに大勢呼んで、そういう記念行事もできると思うんですよ、この環境譲与税を使って。だから、そういうあれもちょっと考えてほしいなあと思います。

では、その件は終わりますけれども、次に行きます。

環境譲与税を積極的に活用されていないのではないかと思います。国は令和2年度、3年度を前倒しで配分して積極的な活用を促している。全国的に見ても60%以上、間伐

等の森林整備に使っている。そのほかは人材育成、木造施設に使われ、基金への積立ては僅かである。本町の取組は今年どうなっているか、教えてください。

それと離島活性化交付金による島外への運賃助成についてですけれども、毎年、木材の生産量が増加して島内の需要はごく僅かなので、消費者のためにも島外に出荷・販売して少しでも高く売らなければならない。このために船運賃の助成がなければ屋久島の林業経営は成り立ちません。この制度は国が60%、町が20%と聞いています。つまり、80%の助成がカバーできると聞いているが、しっかり対応できているのか。また、これがそういう量が増加した場合にどのような対策があるのか、教えてください。

○町長（荒木耕治君）

森林環境譲与税につきましては、昨年の9月議会でも同様の質問があり、答弁をいたしました。令和2年度から譲与税の額も2倍となるようです。譲与税の用途については広く林業振興に活用できるよう、譲与税用途検討委員会を開催をし、用途について決定をしております。

譲与税の活用については、植林、育林、伐採のハード面だけでなく、地杉の活用・販売、森林づくりの啓蒙等、ソフト面にも幅広く活用をすることとなっておりますので、検討委員会を始め、事業者、関係機関、学校等の意見を取り入れながら実施をしてみたいと思います。

離島活性化交付金は、町の戦略産品5品目に対して補助できます。現在、原木、チップ、製材、水の4品目について補助を行っております。補助金につきましては、国の補助金が満額でない状況ですので、事業者の満足のいく補助額になっていない状況ですので、国に対して補助金の増額について要望を続けてまいりたいと思います。また、あと2品目の要望が来ておりますので、検討委員会で決定をしていきたいというふうに考えております。

あとは補足で産業振興課長に説明をさせます。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

森林環境譲与税につきましては、先程、答弁でもありましたように、譲与税の額が2倍になる予定になっております。

この用途につきましては、前の委員会等でもお知らせしていますように、検討委員会を開催をして用途について決定をしております。この検討委員会を開く前に、関係の事業者についてどういうものの活用があるかという要望を頂いて、それらをこの検討委員会で出された案をもんで決定をしております。

答弁にもありましたように、ハード面だけでなく、地杉の活用・販売、それから子供たちも含めた森づくりの啓蒙と、そういうソフト事業にも幅広く活用するようということでもありますので、そういったものも組み入れながらやっていきたいというふうに考

えております。

離島活性化交付金については今、国から補助金が出ていますが、町のほうに要望している満額の金額ではございません。ですから、業者さんの中で事業の規模に応じて振り分けをしているのが実情でございます。

これにつきましては、毎年、要望活動をやっておりますので、品目についても全体で5品目、現在4品目であるの1品目をどうするかという課題が残りますけれども、そこから辺の品目が増えてきますと当然また今もらっている補助金が各業者さんのほうで減ってくることもなりますので、国のほうの補助額というものを満額いただけるように活動をしていながら、町のほうもできるだけそれに沿うような形で補助ができたらいふふうに思っております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

譲与税の使途についてですけれども、譲与税が足りない。色んな使い方があると思うんですけれども、やはり夢に合った何かこう屋久島に観光客を呼ぶような、そういう使い方があると思います。

譲与税を使う事例なんですけれども、これは屋久島に適しているなと思うものがあったので、ちょっと読んでみたいと思います。

都市部に位置し、また高密都市である我が国において、ここは豊島区なんですけれども、東京の。において区内で森林整備が困難であることから、埼玉県秩父市と森林整備協定を締結し、次の2つの新規事業に取り組むと。

森林整備の秩父市有林を「としまの森」として整備し、温室効果ガスの排出削減・吸収価値を創出するカーボン・オフセット事業を推進すると。観光交流として「としまの森」を活用し、自然体験を伴う観光交流ツアーを実施する。これは屋久島に適していませんか、屋久島に来て杉を植えてもらうという交流みたいな。東京は山が少ない部分というのがあって、山はあるんですけれども、その少ない区というのがあって、だから、人口割と面積割で環境譲与税を譲与されますから何億円と持っているんですよ、区は。

そういう譲与税を利用して屋久島に来ていただく、向こうの譲与税で屋久島に来て例えば「としまの森」とか、そういうのを世界遺産の屋久島に造って、その人たちにそこを整備してもらい、お金を出して譲与税から。そういうシステムなんです。だから、このシステムは非常にいいなあと、思って前に私が質問した、屋久島に来て観光客に植林してもらおうと。そういうやっぱり観光にも通じたこういうあれが大事になってくるのかなあと、これからはそう思います。

秩父市の森林の保全及び地球温暖化対策を推進するために、ここでは1.89ヘクタール

の森林を豊島区が「としまの森」として整備すると。そういう流れになっているんですけども、工夫として森林整備を実施することにより、豊島区はCO₂の排出の削減と区民の環境教育の場ができ、秩父市は市有林の再生と林業の再考ができ、お互いに助け合っていると、色んなメリットが両方に生まれてきているという。

これを見る限りでは、屋久島でもこれはできないことじゃあないなと思います、やっぱり観光の島ですから。やっぱりそういうところを例えば東京の新宿の森とかを造ってそこに来ていただくという、そういう向こうで観光のあれをするんですよ、環境税で屋久島に行って。そしてまた、屋久島の材を向こうで使っていただくとか、そういう取組も非常に大事なものではないかなと思います。

もう一つの取組も、これも屋久島でできるんじゃないかなと思っているんですけど、奥羽山脈の山塊に位置し、ここは西和賀町という岩手県の町なんですけれども、広大な森林面積を有する山岳地帯であると。その豊かな森林は貴重な地域資源だが、近年、自分が所有する森林さえ目を向けることが少なくなり、森林整備の遅れの林業従事者の減少につながっていると。

そのために新たに譲与される森林譲与税を活用し、町内の小中学校の授業の一部に森林環境教育を取り入れ、西和賀町の子供たちは必ず地域の森林の林業について学ぶ機会を得られるようにするという新規事業に取り組むと。これも屋久島ならではの、小中学校に教師を呼んで、そういう森林を学ばせて屋久島のこの歴史というか、そういうものと、また植林とかを学校に行わせるとか、そういうのを環境税でやっていいということとで事例があります。ということは、やっぱりそういう、やれる事例を観光に結びつけてやっていくのが、今回のこの譲与税の在り方でもあるのではないかなと思います。

また、一番の目的は山の整備なんですけれども、山の整備ができていなければ色んな災害とか、そういうものが起きやすい条件になりますので。だから、その今まで、今から出てくるんですが、未整備林というやつを何とかしなきゃならないということだと思います。じゃあ、一応この質問は終わります。

次に行きます。分収造林についてなんですけれども、これも分収造林は私がやんや質問しているんですけども、その屋久島町の林業振興を図るために林業事業体や林業従事者の積極的な事業を展開するには安定した事業量の確保が不可欠なんです。残念ながら屋久島は、屋久島憲法で大半が国有林となり、民有林は僅かである。しかし、森林整備公社有林と町が管理する分収林があります。ほとんど手入れがなされていないまま放置されていると。今こそ、この分収林を活用する時期に入っているのではないかなと思います。

今、分収林はやんや質問してきたんですけども、全然先に進まない状況だと思うんですよ。色んなあれがあって、その関係しているそういう人たちが多岐にわたっており

ますので、そういうのを見つけ出して、やはり許可をもらうというのは大変な作業なんですけれども、もう3回ぐらい言っていますので、進み具合のほうはどうでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

昨年9月の一般質問で分収林の取組について、議員より早急に対応すべきではないかとの意見を頂きました。人的対応も含め、共用していく旨、答弁をいたしました。人的対応については、機構改革を実施したばかりであるため、なかなか思うようにはできておりません。

しかしながら、そのような中でも担当においては森林管理署と協議を行い、資料の作成を行っていますが、民有林については航空写真を利用したシステムが構築をされ、土地の所有者、面積、区画等について取りまとめも容易にできるのですが、国有地については森林管理署の林班図しかなく、図面と現地のすり合わせに苦慮をしております。

また、当初設定をされていた伐期を迎えた分収林も多く、そのほとんどを長伐期に変更している状況であります。成熟した資源の有効活用を図るため、今後は利用可能な場所の選定とともに、林積調査をどのように実施をしていくのか、関係機関の意見も聴きながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

まだ全然進んでいないということなんですけれども、やはりここで何かそういうあれを立ち上げないと、そういう対策委員会みたいなものを立ち上げないと先に進まないと思うんですよ。でも亡くなっている方たちもおるんですけれども、なぜ私がこれをしきりに言うかという今、資料もいろいろ変わってきていまして、30年、40年の直径50センチ以内でないと売れないんですよ。これは大径木というなれば今はなかなか出ていかない、大径木はいいかとみんな思うんですけれど。

今、島根とかから合板の会社とか屋久島の材は強度があるということで買いに来ているところがあるんですよ。それから見ると、そこも50センチ以内でないと機械に入らないので、要らないと。だから、幾らでかい木を太くしても売れない状況に今あるんですよ。

それで、ここの屋久島地杉加工センターも50センチ以上のやつは製材できませんし、だから、そういう意味で大径木は残って行って、それをまたチップに持っていかなければあ腐れてしまって、チップを売るまで待つとけば、持っていかなければいけないという、もう単価がぐんと下がるんですよ。だから、そういう意味から見ても早くこの分収林を調べて伐木しないと、伐木時期を取り損なうと木も傷むし、1回も手入れされていませんから。この手入れされていないだけでもいい木はいっぱいあるんですよ、中にはお金になる木が。

だから、そういう意味からも、これはもう早くどうしても調べて誰か特定の業者に頼

むとかして、そういう調べ方を委託するなりして調べてほしいなと思うんですけども、ここはいかがですかね。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

議員おっしゃるとおり、分収造林が伐期に来ていることは私たちも理解をしております。

ただ、この分収造林の契約は相手方があることですので、町ですぐこの部分を切りましようとか、この部分については来年切りましようということをはなかなか言えないところ、そこが非常に問題であります。その分収造林で契約をされている方全員の同意が当然必要になってきますので、そこら辺の同意をどういうふうにとっていくのか、担当のほうも非常に苦労しております。今、森林管理署とも幾度か協議をしております。そこら辺の相手方の協議の意向を今後きちっと精査をして、もしそこでもう私たちのところは切ってもいいですよということであれば、また次のステップに行けるように協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

今言われたように、早期に伐倒しなければいけない時期に来ているんですよ。

それで、その調べ方が何年かかるのかは分かりませんが、できるところから、そういう人は所有者が見つかったところから早め早めに申請して、これは管理署に申請しないといけないので、町は窓口になっている部分なんですよ。だから、町が調べてそういう人たちに促す必要があるんですよ。そういうところを早めに、そういうあれを設けてやってほしいなと思うんですけども、これはやらないと本当に災害とか、そういう分収林のところは災害に遭ったり何たりすれば、そういうところが目立って何もかもなくなりますよ、崖崩れして。だから、そういうのも含めて早くやってほしいと思います。

では、次に行きます。苗木生産のことなんですけれど、今、苗木の生産が間に合わない状態なんですよ。それで、国有林だけではなく、今年は約1万5,000本の苗木が要るとされていて、毎年1万本から2万本が最低必要になってきます、これからは。切ったら植えるという時代に入っていきますので。これに対して、町は何らかの手を打っているのか、お聴かせください。

○町長（荒木耕治君）

現在、屋久島地杉の苗木については、島内の6業者で屋久島地杉苗木生産協議会が組織をされ、関係機関の支援を受けながら屋久島産の地杉苗を生産しています。長い期間、苗生産が行われなかったため、実生苗、挿し木苗について、播種時期、採捕時期の試験、苗ポットの形状や土壌についての試験を行いながら苗木の生産拡大を図っております。

屋久島地杉は、やはり屋久杉の遺伝子を受け継いだ苗木を生産すべき取組です。島外の苗木であれば安価で大量に導入できますが、島外の杉の遺伝子が入り込んでしまうので、時間と手間はかかりますが、国有林内から採れるもので増産に取り組んでおります。

議員から意見のありました規模拡大につきましては、これから関係機関と場所や規模についても協議を重ね、十分な苗木供給ができるように取り組んでまいります。

○5番（上村富士高君）

今、苗木生産協議会に補助していると思うんですけども、やはり向こうの補助額がもう本当にボランティアぐらいの補助額で、なかなか生産に至らないというのが現実だと思うんですよね。池田造園さんがいろいろあれして今やっているの、そこで買って植えている状態なんですけれども、ほとんどまだ足りない状態が続いてくると思うんですよ。そういう意味からも、本当に町が取り組むべき問題ではないかなと思います。

今、町長が言われたとおり、やっぱりそこにてこ入れをして力を入れてやっていかないと、国有林もしかりなんですけれど、こういう分収造林とか色んなものを伐木すればやっぱり植えないといけないので、そういうのをしかと準備していく必要があるのではないかと思います。よろしくお願いします。

じゃあ、次へ行きます。今、伐木時期を迎えてどんどん木を切っているんですけども、屋久島の山はほとんど手入れされていなくて良い材がなかなか出ない私有林ですよ。だから、やはりいつもチップが7で用材が3ぐらいの割合で出ているんですけども、チップの価格は本土より大きな差があるんですよ。これに補助をできないかという質問なんですけれども。

屋久島は大体3,000円ぐらい安いんですけども、やはりここから運賃をかけて持って行って向こうで7,000円ですから、それを売ったにしても運賃で取られて。20%取られますから、80%補助をもらっても。だから、同じような結果になるんですよ。それを見るからに、これは本当に山主さんに少しでも返してあげようと思うんなら、このチップに補助をしていただけないかという質問です。

○町長（荒木耕治君）

現在、島内のチップセンターにおいては、原木の引取価格をトン当たり2,500円と設定をしています。

また、運搬の距離によって異なりますが、山土場からのトラック輸送費についてはトン当たり約1,500円と設定をし、引取価格の合計額はトン当たり約4,000円となります。県内のチップセンター等は10か所以上ありますが、引取価格はトン当たり約6,000円程度のようにあります。

ただし、屋久島産杉材は花崗岩の地質で育った影響等もあり、県本土の杉代と比較して油分が非常に多いことが特徴的です。また、水分を多く含んでいるため、乾燥チップ

にした際の歩留りは40%程度となります。つまり、約60%は水や油分を運んでいるような状況ですので、取引価格は本土と比較して落ち込んでしまうこととなります。

先程の答弁でもお答えをしましたように、木質チップについては離島活性化交付金の活用により、海上輸送費の効果的な補助対策が図られているところですが、今後は県本土との格差解消を図るため、森林環境譲与税の活用も含め、島内の山土場からの搬出経費についての助成を検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（上村富士高君）

ぜひ検討してください。山土場までの運賃助成を、これは少しでも助成があれば何とか成り立っていくんですけども、ほとんど成り立たない状態なんですよね。補助事業でやっていますけれども、この民有林に関しては山主さんにお返しするお金はほとんどなくなります。そういう意味から、やっぱりそのところは2,000人以上いる山主さんのためにも、島民ですから少しでも返してあげようという、そういう姿勢がやっぱり大事だと思います。ぜひよろしくお願ひします。

じゃあ、次、行きます。ここで最後ですけども、この問題は。LLP（屋久島地杉生産者有限責任事業組合）について、本庁舎建設で導入した加工施設の現状はどうなっているか、お聴かせください。

○町長（荒木耕治君）

屋久島地杉生産者有限責任事業組合、通称LLPについては、新庁舎建設を契機として島内での木材加工体制を整備し、製材生産量の拡大、雇用や所得の向上等による林業振興はもとより、各種産業振興を通じて地域づくりに貢献をするため、地元の製材所を中心に平成29年4月に設立をされました。

町で整備した人工乾燥機、自動四面かん盤、7軸モルダーなどの加工機器を整備し、同時に担い手の育成を行いながら、主に新庁舎建設用の床、壁、天井の板材を生産します。その後、新庁舎建設で得たノウハウを生かし、引き続き主に板材生産を継続し、島内外への販売を行っている状況であります。

令和元年度の主な実績としましては、株式会社サムズの材料調達約1,000平米や屋久島の森林保全と、木材の普及等に関する取組に賛同いただいた屋久島共同宣言参画企業25社への板材販売、また島内の大工、工務店が持ち込む材料の人工乾燥機、プレナー・モルダー加工等を実施をしているところです。

今後も引き続き、屋久島地杉の特徴であります油分が多く、防カビ・防ダニ効果に優れている、鎮静効果の高い成分を含有しており、安眠やリラクゼーションといった癒やし効果が高い等といった特性を生かした普及販売活動を行うことで、持続可能な屋久島の森林資源の循環等を図っていく考えのもと、木材加工施設を活用していただくこととなっております。

○5番（上村富士高君）

この会社は組合という名目になっていますけれど、この組合員というのは各、つまり建設業に関わっている面々のメンバーなんではないでしょうか。それとも、ただ1団体か何かにお貸ししているのか、それとも屋久島全体に関わっている建築業の方たちの集まりなんではないでしょうか。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

この事業組合につきましては、島内の製材所、それから設計をする会社の3社で構成をしまして、その中の1社の方が代表となっております。

以上です。

○5番（上村富士高君）

これがあるということは各大工さんなり、建築をされている方たちは全員知っているんですかね。そこをまた利用されているのか、お聴かせください。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

島内の工務店さん等も利用をしております。自分たちで持ち込んで材料を加工していただいたり、あるいはそこで加工された板材を利用したりというふうに、先程も出ましたように、一番大きなところでは株式会社サムズさんの新しい店舗です、あその材はこちらで加工した材を使っているようです。

以上です。

○5番（上村富士高君）

これは町が組合に貸しているわけですか。その使用料というのが、この184万円挙がっていたんですけれども、そのことなんですかね。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

木材加工センター使用料ということで毎月14万8,000円、年間で178万5,600円を使用料として町のほうにお支払いいただいております。

○5番（上村富士高君）

それじゃあ分かりましたけれども、島内の需要がそこまであれするというか、利用を伸ばす意味で必ず必要なところなのかなと思ったので、質問したんですけれども。その町が貸している、前に質問したときに町が貸すか、もしくは事業体とか、そういうところに売るかという話になっていたんですけれども、一応、貸し出ししているということなんです、その組合に。

○産業振興課長（併任）農業委員会事務局長（鶴田洋治君）

町の施設ですので、それを事業組合が使用料を払って使用しているということです。

○5番（上村富士高君）

分かりました。時間がないので、次の質問に移ります。

家電リサイクルの券なんですけれども、料金が非常に高いということで海上輸送費を100%補助しているんですけれども、ここは年間どのくらいの量かは分かりませんが、メーカーによっては料金が異なり高く、4,700円を超えるものもあります。また、海上運賃だけではなく、鹿児島での陸上運賃がかかり、千何百円かが取られます。負担が大きいので、町では少し補助はできないのか、お聴きします。

○町長（荒木耕治君）

家電リサイクル料金につきましては、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法により、家庭用エアコン、テレビ、電気、冷蔵・冷凍車、電気洗濯機、衣類乾燥機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者による再商品化が義務づけられ、消費者にはこの家電4品目を廃棄する際には収集運搬料とリサイクル料金を支払うなど、それぞれの役割分担が定められております。収集運搬料につきましては、一般財団法人家電製品協会の支援を受けて、海上輸送費にかかる経費を助成していることは御存じのことかと思えます。

リサイクル料金につきましては、この家電4品目を製造した製造業者に引取り義務とリサイクルする義務があることから、そのリサイクルにかかる経費は製造業者が定めることになっております。ただし、この料金は公表しなければならず、国はその額を適正な原価を著しく超えているときは是正勧告ができ、命令違反した場合には罰則の措置も設けられています。

このリサイクル料金の補助はできないかとお尋ねですが、リサイクル料金はメーカーや種類、型式によって異なります。リサイクル料も購入した販売店に直接支払う方法や、排出者自らが郵便局でリサイクル券を購入して処分する方法など、その支払い方法も異なることから補助制度を設けるためには、その申請方法をどのようにするのかなど課題が多いと思っております。

また、廃棄する際にリサイクル料が発生する後払い方式になることから、不法投棄を誘発するのではないかと危惧されますが、不法投棄は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられる犯罪であり、警察による徹底した調査が行われますので、今のところ、このような事案は少ないことから新たな補助制度の必要性はないと考えております。

今後も不法投棄をしない、またはさせないよう啓発をしながら、循環型社会の実現をしていくために廃棄物の適正な処理と資源の有効利用を図るため、この家電リサイクル制度につきまして、町民の皆様の御理解をいただきたいというふうに考えております。

○5番（上村富士高君）

不法投棄の例が出ましたけれども、やはり山へ仕事に行くとたまに見るんですよ、そういうテレビとか洗濯機の。やはりそういうのを起こさせないためにも、やっぱりこれ

は高いと思うんですよ。倉庫に眠っている型もいっぱいありますよ、テレビとか昔のデジタルテレビですかね。そういうのも見かければ聴いてみると、やっぱり料金が高いからということなんですよ。それで、せめて海上輸送費を100%補助していく、陸上輸送も鹿児島からの補助をしてはいけないのかなど。この家電リサイクルはもう法で決まっているから、余り補助している市町村はなかったです、調べてみたら。

この海上輸送費とか陸上輸送費は補助されているところはありました。そのところを町長、時間がないですけど、お願いします。

○町長（荒木耕治君）

内部で検討させてください。

○5番（上村富士高君）

検討するちゅうことなので、ぜひ、本当に色んな人に聴くんですよ。あちこちに洗濯機とか、そういうのが倉庫の中に眠っていると。それは何でかということ、低所得者の方たちちゅうのは、やっぱりそういう失せるものにお金がかかって、また買わなくやいけない、新しいやつを。その両方にお金がかかるもんですから、そのところをやっぱり町民の声だと思って検討してください。

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、6月16日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時08分

令和2年第2回屋久島町議会定例会

第 3 日

令和2年6月16日

令和2年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年6月16日（火曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
15番 大角利成	<p>1. 児童生徒の通学状況について</p> <p>(1) 町内小・中学生のバス・自転車通学の実態は。</p> <p>(2) バス・自転車通学の許可となる距離は。また、路程は路線バス路程か。</p> <p>(3) 許可基準となる距離は町内統一されているか。統一されていない場合は、理由は何か。短い路程に統一する考えはないか。</p> <p>(4) 自転車通学生の保護者負担軽減措置として自転車購入時の補助金支給は考えられないか。</p> <p>2. 災害等防止対策について</p> <p>(1) 梅雨期、台風シーズン期を前に、町独自の危険箇所等点検は実施されていると思うが、結果状況はどうであったか。今後の対応策は。</p> <p>(2) 避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策は。</p> <p>(3) 本年度購入予定である避難所の発電機は完備されたか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長 町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
10番 小脇清保	<p>1. 出張旅費不正精算について</p> <p>(1) 屋久島町出張旅費条例を知らなかったのか。</p> <p>(2) 全日空分の差額の調査結果は。</p> <p>(3) 町の幹部職員（前副町長）の出張旅費不正精算について管理責任者としての道義的責任をどう考えるか。</p> <p>(4) 不正精算分の返還は済んでいるのか。</p> <p>(5) 屋久島町職員の旅費に係る関係条例の整備に関する条例制定案が提案されているが、この提案内容の根拠・目的は何か。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

	<p>(6) この一連の問題に関する意見等が教育現場からあったか。</p> <p>(7) 教育長として、一連の不祥事をどのように考えているか。</p> <p>2. 町長の出張について</p> <p>(1) コロナ禍で来島自粛呼びかけ中の出張が数件あるが、不要不急の出張なのか。</p>	<p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p>
2 番 眞邊真紀	<p>1. 出張旅費精算不正の調査について</p> <p>(1) 3月議会での一般質問の際、第三者を入れた調査を検討する旨言っておられたが、その後どうなっているか。</p> <p>(2) 「屋久島町職員等の旅費に関する条例」の改正はどのように行うのか。</p> <p>2. 屋久島山岳部保全利用協議会職員による協力金横領事件に関する訴えの提起について</p> <p>(1) 元職員（訴えの相手方）が、送付してきた内容証明郵便にて、支払い停止する旨の通知があったそうだが、理由は何か。</p> <p>(2) そもそも町と協議会にも重大な管理責任があったが、その点についての見解は。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>
4 番 岩山鶴美	<p>1. 未就学児・学童保育の必要性について</p> <p>(1) 保護者が今一番必要としている学童保育の必要性をしっかりと捉え、実現を急ぐべきではないですか。</p> <p>2. 集落活性化の提案について</p> <p>(1) 特色ある集落の方言入りのラジオ体操を作り、健康づくりや子供達への方言を残す取り組みをするつもりはないですか。</p> <p>(2) 廃校になった学校の校歌を遺産として、ライブラリに残す取り組みをするつもりはないですか。</p> <p>3. 屋久島町総合センター（安房）について</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>教 育 長</p> <p>教 育 長</p> <p>町 長</p>

	<p>(1) 子供からお年寄りまで共に暮らす島づくりのコンセプト「島の保健室」構想の進展を急ぐべきではないですか。</p>	<p>町 長</p>
--	---	------------

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事（防災担当）	泊光秀君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許します。

始めに、15番、大角利成君に発言を許します。

○15番（大角利成君）

大角利成でございます。改めまして、皆さん、おはようございます。

梅雨に入り、当然のごとく雨の日は多いものの、山々の新緑は色濃く、屋久島の自然景観としては一年を通して最も美しい時期とも言われております。私自身は、今の時期の晴れた日の屋久島が最も好きであります。一方で、これから先、集中豪雨、また、台風等による被害を心配する時期でもあります。本年が災害の少ない年となるよう願うところでございます。

さて、今回の私の一般質問は、通告しているとおり、大きく2点であります。

一週間ほど前の某新聞に、「子供は人類の未来」という表題の記事がありました。読まれた方もいらっしゃると思います。時間の関係もありますので内容は省略いたしますが、私自身考えさせられるところが多くありました。私たちには、子供たちに平等な義務教育の場を与え、そして彼らを応援する義務があると思います。

そして、1点目の、児童生徒の通学状況等について、教育長にお尋ねをいたします。

まずは、町内小中学生のバス並びに自転車通学生の状況は、どのような状態であるのかお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（塩川文博君）

ただいまの大角利成議員のご質問にお答えいたします。

バスの、それから自転車の通学状況はどうなっているのかというお尋ねでございましたが、本町の児童生徒のバス通学の人数は、永田小、金岳小、栗生小以外の6校で145名、金岳中以外の中学校3校で120名、自転車通学者は、岳南中、安房中2校で40名となっております。

以上です。

○15番（大角利成君）

この5月の下旬に、岳南中学校の、私が居住している地域PTAの代表者が、私の自宅をお訪ねされました。1通の手紙を持って、実は御相談に来たわけであります。

その内容は、まず、この3月定例議会で、屋久島高等学校の通学バスの父兄負担が均一化された。これは、魅力ある屋久島高等学校とするために、中学校の保護者の方々も大変喜んでおります。実際に、そういう屋久島高校に通う子供さんをお持ちの方もいらっしゃるし、これから先、そういう思いを持っている方が多いからであります。

もう一つは、以前から中学校のバス通学のことについて問題視され、そして、この議会でも同僚議員が数回となく取り上げ、そして、教育委員会、町当局の配慮により、検討委員会なるものが立ち上げられたと思います。

まず、この2年ほど前に、検討委員会が立ち上げられ、そのことを私に申し上げて、当日は帰られました。というのが、私たち父兄はこれまでの検討委員会での情報があまり入っていないということが1つ。それなのに、屋久島高等学校の、いわゆるさきに申し上げました、父兄負担の均一化のほうに先に町のほうで方針が出された。このことについて、非常に不信感を持っているということの言いようでありました。2年ほど前に立ち上げて、協議がなされてきたと思うんですが、後日、またその代表者の方が私のところに来まして、実は、第1回目の協議会の検討委員会の会議資料、そして会議録、2回目の会議資料、会議録、そしてアンケート調査をされた、そのまとめたやつを私に提供をしてくれました。私もそれを目を通してきましたが、第2回目の会議のときに、第3回目の日程を調整をして、会議を閉じているようであります。私はそこまでしか、今、情報をもっておりませんが、この検討会なるもの、その後、何回ほど会議を持たれて、そして、最終的にどのようなまとめ方をしたのか。これは通告をしておりませんから、大変申し訳ないんですが、分かる範囲で結構なんですが、御回答お願いしたいと思います。

○教育振興課長（計屋正人君）

検討委員会は、平成31年度、令和元年度、3回開く予定でございましたけれども、結果として一度も開催をしてございません。したがって、内容もまだお示しするようなところのものは、現在、持ち合わせてございません。

以上でございます。

○15番（大角利成君）

平成30年度はしたけれども、令和元年度はやっていないっていうことは、2回しかやっていないということでもよろしいですね。ということは、途中で頓挫したという理解でもよろしいですね。

○教育振興課長（計屋正人君）

頓挫というような状況ではございません。昨年度の委員会の中でも、何度かお話をさせていただきましたが、なかなか私どもの不手際もございまして、開会するいとまがなかったというような状況でございます。令和2年度につきましては、平成30年以来になりますが、開催したいと思っております。

以上です。

○15番（大角利成君）

了解しました。私も資料を見せていただいて、1回目の会議で検討委員会の役員を選ぶ際に、委員の皆さん方から自発的な「私、会長やりたい。させてください」というような意見があったかに記録もありました。やはり皆さん一緒に、私と同様で、そういうように関心を持って、どうにかしたい、やりたいという気持ちの表れだなあとというふうに感心をしたところでしたが、今、聞いて、残念ながらそれが30年度の2回で終わったということのようでございます。

もう一点だけ、本論に入る前に教えてください。アンケート調査をやりました。そして、多分、私がいただいたのは、町のホームページに掲載をしたんでしょうか、その写しだと思うんですが、それがどうも保護者の皆さんに、私は行き届いていないんじゃないかというようなふうに感じました。話をする中で、どのような格好で、アンケート調査の結果は学校なりに、あるいは保護者にお返ししたんでしょうか。

○教育振興課長（計屋正人君）

アンケートは、平成30年に、各学校を通しまして御父兄から回収をしたものでございます。そのアンケート結果を当然、集約いたしまして、検討委員会でお示しもさせていただきます。

ただ、その直後、直ちにホームページ上に公表できればよかったのですが、第1回検討委員会、第2回検討委員会の結果も含めまして、ようやく令和元年度の年度途中で掲載をする運びとなりました。ですので、まだ実態として全く知らないという方も、中にはもちろんいらっしゃると思うところではございません。全学校の御父兄に完全に行き届いているというわけではないかもしれないと思っております。

以上です。

○15番（大角利成君）

私、これを見せていただいて、ああ、事務局は大変だなあと思ったんです。細かく列記し、また、検討委員会の委員の皆さん方の御要望もあったんでしょう、会議資料、また議事録もちゃんと製本して配付をされております。事務局の難儀、苦労さは、よく理解をしております。

やはり、アンケート調査をしても、若い人ですから、ネットを通じての情報は、私ど

もと比べると数倍に早いわけですから、大半のことは情報を持っていると思うんですけど、たまには持っていない方がいらっしゃるんでしょう。そのようなお話が出たので、少し聞いてみたところです。

本論に入っていきますが、今、バス通学生並びに自転車通学生、先程、教育長から答弁をいただいたところですが、その許可の基準というのはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○教育長（塩川文博君）

許可の基準につきましては、北部、南部、若干違っております。もともとの基準は、文部科学省が示しております、通学路の適正な基準、時間というのがございます。それによりますと、小学校で4キロ以内、中学校で6キロ以内、通学時間おおむね1時間という基準が示されておりますが、北部のほうで小学校の統合時の約束、統合時の条件といいたいまいしょうか、そういうものもありまして、北部と南部とでは許可をしている距離が、若干違っております。それを是正しようということで、検討委員会等でもこれから引き続き、昨年度は残念ながら開催できませんでしたが、もみながら、御意見を伺いながら、統一する方向にいきたいと思っております。

現在のところは、小学校で、最短で1.2キロのバス通学の児童がおります。中学校では、最短で2.5キロからということで、北部、南部で若干基準が違いますが、最短は以上のような距離になっております。

○15番（大角利成君）

合併時に、旧上屋久町、旧屋久町、基準が違っていた、これは理解できます。私もそのように認識をしております。今、教育長が申された文部省が示された基準、それは分かるんですよ。でも、あまりそれを前に出すから、町民から、一定の保護者の方から色々あると思うんです。

合併するとき、合併協議会で色々協議をしてまいりました。そのときは、基本的には町民の負担は軽く、サービスは高くってという合併の合意事項でありました。

今、答弁では、小学生で最短で1.2キロ、中学校では2.5キロってお話がありました。私が保護者の方からいただいた資料によりますと、北部で申し上げますと、中学生を例えてお話しします。中央中学校、楠川から約2.5キロだそうです。バス通学であります。尾之間からの中央から約2.6キロ、自転車通学で。尾之間の原寄りの中野バス停って言うところありますが、ここは3.5、6キロ。ここも自転車通学で。平内も3キロを超えています。これも自転車通学であります。南部でいうと、3校が統合したときに生徒数も多くて、高平から、あるいは栗生からバス1台では乗り切れない状況であります。

そういうこともあって、尾之間集落、平内集落の方々、近いところは自転車通学というのを取ってまいりました。そのような経緯はあるんですが、合併して12年が過ぎ、ま

だこのような状況ですかっていうのが、岳南中学校の父兄の方々の意見であります。

何遍も申し上げますように、「数年前からそのことを議論してきたにもかかわらず、屋久島高校はすんなりといった。これは大角さん、議会でどういう経緯で、どういう議論がなされて議決したんですか」というふうに、私は問われたんです。そのことを重々、教育長も分かっていると思うし、私も個人的に今まで議論したことがありますから、教育長もよく理解をしていると思うんですが。その体制が、今、お話を聞いて、検討委員会もなされていないということですから、そこが少しどうなのかなあと思うんですが。もう一度、教育長にお気持ちをお尋ねいたします。

○教育長（塩川文博君）

大角議員おっしゃるとおり、本当にこのことに関しては、申し訳ないなあというふうに思っております。なるべく早く、結論を私としても出したいという思いでおります。なかなか難しいところもありまして、学校現場では、できれば子供たちには、体力増強と健康面を考えて徒歩で通っておいでというふうな指導をしているところでございますし、私自身も、できれば健康上、歩いて登下校させたい。

ただ、地域によっては歩道のない通学路もございます。そういった諸般の事情を考えたときに、やはり、それだけではちょっと、もう立ち行かない状況だよねというふうなことも思っております。なので、なるべく早くこの検討委員会で結論を出しながら、子供たちにあまり負担がない、子供たちが安心安全で登下校できるような環境をつくっていきたいというふうに思っておりますので、しばしお時間をいただければと思います。

○15番（大角利成君）

時間をいただきたいということだそうですが、前に申し上げましたかね。検討委員会を立ち上げたときに、学校側から、「こういう検討委員会も立ち上がったから、2年ぐらい待つてほしい」と、「そのうち結論が出るから」というのが学校側から保護者に当時、お話があったそうであります。にもかかわらず、一向に進んでいないという不満も、保護者の中にはあるようであります。

それは確かに、体力的に歩かせてっていうのは、私も理解をしますが、ただ、一方は2.5キロでバス、一方は2.6キロ、3.5、6キロあって自転車。この不都合は、私は、やっぱりある程度統一すべきじゃないかと。それを、じゃあ極端に言いますと、楠川の方たちに、「平内の方は3.何キロで自転車で行っているから、自転車通学をしてくださいよ」と。これは、なかなかうまくいかないと思います。先程も申し上げましたように、条件のいいほうに合わせないと、私はうまくいかないと思う。まず、それをやってみて、そして、将来的にどうなのっていうことを、皆さんで議論するのがベターだなあと思うんですが。

例えば、今、岳南中、栗生と高平からバスが出ています。座席に余裕あります。南部

の人から言わせると、「楠川が2.5キロとバス通学だから、尾之間も平内も乗せてよ」と。そしたら、この前のお話ですと、安い自転車ですと5万円ぐらい、高いので保険金まで7万円ぐらいかかるそうですが、それを父兄の皆さんは負担をしているわけです。その解消もできるわけです。座席数が空いていますから、私は通学バスの委託料もそんなに財政負担でないと、こう思っているんですが。

もう一回、教育長にお尋ねいたします。そういうことも分かっている、「しばらくお待ちいただきたい。今後、早急に検討する」という、検討するという意思があるということかどうか、もう一度お尋ねいたします。

○教育長（塩川文博君）

ございます。

○15番（大角利成君）

ぜひ、私が冒頭に申し上げましたように、やはり平等な教育現場を提供する、あるいは子供たちの通学体制を、100%平等にはいかないと思いますけれども、ぜひ、このことを踏まえて。そしてまた、検討委員会なるものを早く立ち上げて。私は結論はすぐ出せると思うんですよ、出そうと思えば執行部は。ぜひ検討してもらいたいと思います。

ところで町長、今の私と教育長のこのやり取りを聞いて、町長としての今の思い、お考えを少しお聞かせください。

○町長（荒木耕治君）

私も勉強不足ですけども、今、議員がおっしゃるようなことがあって、座席数が空いておるんであれば、最短なら2学期からそういう措置が取れるのじゃないかというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

今、町長から前向きな考えが示されました。ぜひ教育長、また協議をしていただいて、色々、小学校の問題とか色々あると思いますが、ぜひ検討していただいて、できるだけ平等な教育現場をつくらせていただきたいということをお願いしておきます。

1番目の最後に、町長に通告をしておりましたとおり、お尋ねいたします。

バス通学生のこの許可基準が改正されたとしても、自転車通学生っていうのはゼロにはならないというふうに、私は理解をしております。先程も申し上げましたように、通学用の自転車を購入時に、いいやつで6、7万円程度の費用負担が保護者にあるようがあります。

県内自治体を調べてみますと、保護者負担軽減措置として、通学用自転車の購入時に上限額を定めて補助金を支給している自治体もあるようであります。本町において、この自転車通学生に対して、バス通学生同様に行政支援を行うべきではないかとも考えますが、どうでしょうか。町長にお伺いをいたします。

○町長（荒木耕治君）

自転車購入補助につきましては、熊毛管内では西之表市、南種子町において、片道4キロ以上の自転車通学をする生徒に対し、購入補助を実施をしております。中学校入学時の保護者負担軽減を考えると、効果的な事業だと思います。

問題点としては、補助基準、補助対象通学距離をどうするか。西之表市、南種子町を参考にした場合、町内児童生徒の通学距離から考えますと、対象となる生徒が何名になるか、バス通学基準をどうするかなど、検討後、事業の制度化を判断をしていきたいというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

補助をしている他の自治体のことを私は申し上げましたが、3万円やっているところもあるし、上限それ以上のところもあるでしょう。

ただ、今の町長の答弁、聞いていて、種子島の例が出ました。それぞれの自治体によって、スクールバスの運行状況も違います。ですから、「ほかのところは4キロだから、うちは4キロ」。4キロというのは、我が町には、私はもうそういう考えはなくしていると思うんです。

今、遠いところで岳南中で、先程申し上げましたように、尾之間の中野地区で3.6キロ、平内も3.5キロぐらいですから。それ以下の子供たちが今、自転車通学をしているわけで。それ以上は、みんなバスです。本町は。そういうことを考えると、あまり国が示したような、あるいは他市町村が示したようなことについては、あまり気にしなくても、我が町独自で考えてやっていただければいいのかなあと、このように思います。

バス通学生は町の全額補助で、中学生の場合通っています。一方では、先程、何遍も申し上げますが、2.5キロのところはバスで、全額町負担。2.6キロ、3.6キロのところは、一方では、父兄が6、7万円の父兄負担を強いられている。このことを、ぜひ再度検討していただいて、いい方向で平等な基準で、子供たちが教育に接せられるように、教育委員会とも再度協議をしていただきますようお願いをして、1点目を終わりたいと思います。

2点目に入ります。災害防止対策について、お伺いをいたします。

去年は、5.18の集中豪雨で過去にない経験をいたしました。梅雨に入っております。そしてまた、台風シーズン期を前にしております。町内の危険箇所点検及び現地調査は、実施はされていると思いますが、その結果をどのように捉えているのか。また、町内、早急に対応すべき箇所はなかったのかどうかをお伺いをいたします。

○町長（荒木耕治君）

梅雨期のこの質問に答える前に、先程のバス通学の件です。もうずっと従前から、小

中学生のバスってというのはなかなか結論が出ないっていうのは、私も承知をしております。そこだけで議論をやっていると、なかなかいかないのです。例えば、屋久島高校のスクールバスの件をやりましたけど、路線バスあるいは路面バスも含めて、大きなところでこのバス問題っていうのは、ちょっと考え直さなければいけないんじゃないのか、見直さなければいけないんじゃないのかなという思いを持っております。そういう面からも、バス路線全てについてちょっと内部で協議をして、早く結論を出せるものから、順次結論を出していくというふうに進めたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

梅雨期を前に、山腹崩壊や土砂流出のおそれがある町内の危険箇所の点検を実施をし、災害につながるような異状は、特に確認をされませんでした。

町道につきましては、毎月1回は点検を実施するように努めており、軽微な異状を確認した場合は、随時、修繕を実施をしています。また、台風など異常気象による災害の発生が予想される場合、町管理の道路、河川、港湾、施設等の事前点検を行い、必要に応じて予防策を講じています。

今後も、町民の皆様が安心して生活できるように、町管理施設の定期的な点検を実施をし、適切な維持管理及び災害の未然防止に努めてまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

確認させてください。通常、きめ細かに点検をしていると。それで、梅雨前には特別に、従前やっていたような点検は実施していないという理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

毎年、出水期前に、県主催で県下一斉防災点検を行っているところでございます。今年度につきましては、5月21日、尾之間地区で実施をされております。県道や農道等の危険箇所、治山工事の予定地を視察し、公民館で意見交換を行ったというふうに聞いております。

○15番（大角利成君）

年間を通して気を配りながら、現地調査、点検をしている。これはいいことですから、ぜひそのように充実をしてほしいなあと思います。

先般の5月21日、県主催の尾之間地区の危険箇所点検、現地調査が行われました。私も尾之間区長から要請がありまして、村づくりの委員会の災害対策部にも所属している関係で参加いたしました。本来であれば、あのような点検基準は町がすべきであると思うんですが、県のほうも計画的に、例えば屋久島事務所で申し上げますと、年間1か所か2か所なんではないでしょうか、実施をされているんだろうと思います。色々と現地調査をさせていただいて、そして、私どもも区のお考え、要望をしたところであります。

当然、町からも来ておりました。建設課から統括係長以下職員1名、建設課から2名、総務課防災担当が2名、町はこれだけであります。どうなのでしょう。町長は、5月の29日の臨時議会においても、5年前の口永良部島のことも申されました。そしてまた、時あるごとに、昨年の5.18の集中豪雨の被害等のお話もされます。

もう少し町の関係者も、顔をそろえてもよかったんじゃないのかなというふうに、これは私ひとりの考えです。私はそう感じました。言っているわりには、少し危機意識が薄いのかなあというふうに、私自身は思いました。6月定例議会の前でありますから、忙しかったと思います。そしてまた、天候の都合で、当初の計画から日程が変更されました。そのようなことがあって、町当局の参加者も少なかつたろうなというふうに思いましたけれども、ぜひ私が申し上げたいのは、年間を通してやっていることです。ぜひそのことを引き続き充実をしていただいで、たまには総務課長以下あるいは日程調整ができれば、町長、副町長でも、担当課から要請があった場所に足を運んで、地域の方々と検討する、そういう機会も持ってほしいなあというふうに思いましたので、ぜひそのことを今後の要望としておつなぎをしてみたいと思います。

次に、また集中豪雨、そしてこの台風シーズンを迎えることになりました。私たちの住む尾之間でも、毎年のように数世帯、数名の方が避難所に避難をしております。私の記憶では、避難をしなかった年っていうのはないぐらいに、毎年数名がされているようではありますが。今後、新型コロナウイルス感染の2波あるいは3波、4波が心配をされております。避難所開設がないことを願うんですが、避難所が開設された場合、この新型コロナウイルス感染防止策として、どのような対応を今、考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

避難所における新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、国からの通知にもありますように、災害が発生し、避難所を開設した場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を万全に期すことが重要となってまいります。

発生した災害や被災者の状況等にもよっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討することとなります。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して、手洗い、せきエチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○15番（大角利成君）

ありがとうございます。ぜひ、この避難所における、今、町長が申されたような諸対策、ぜひ取ってほしいと思いますし、そのような町の対策、考え方っていうのは、もう既に各集落の区長さん方には周知されているのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

6月号の町報の中に、災害時の新型コロナウイルス感染症対策も含めて、避難の在り方等については、チラシを折り込んで周知をしたところでございます。

○15番（大角利成君）

私も見させていただきました。そのことは承知しております。

これまでも私も4年間、区長職という経験があります。避難所開設したときに、電話等で役場から状況の調査も来ますし、区長としては、当時、私は24時間御一緒できなかったものですから、夜遅くまで避難所にいて、そして、また朝早く出向いて行って。あるいは、昼間は数回顔を出して状況を把握しておりました。

色々どと気遣いするのは、集落の区長であります。ぜひ、今、申されたようなことを考えているのであれば、今からでも遅くないと思うし、近く行政事務連絡会、区連会があるのでしょうか。ぜひ、行政側からもそのような区長さん方へのお願いをし、一緒になって対応ができるように、その対策をやっていただきたいということをお願いをさせていただきます。

最後になりますけれども、避難所の関連で、本年度当初予算で、従前から議会でも色々取り沙汰されていまして、避難所における自家発電機の配備の問題がありました。この当初予算に予算を計上しておりますけれども、4月、5月、2か月が過ぎましたが、本年度予算の執行状況はどうなのかお尋ねをいたします。

○町長（荒木耕治君）

議員がおっしゃることは、重々よく。結論から言いますと、まだ予算執行はされておりません。ですから、この梅雨時期、台風時期に間に合わないということは、非常に私も遺憾に思っております。早急に、そういうことでは指示をしたいというふうに思っております。

台風の避難時の備えとして、指定避難所に指定している各地区の公民館等10施設に可搬型のガス発電機及びLED投光器等を今年度、配備予定であります。

現在、配備する発電機等の機種選定を終え、入札を執行できる状況にありますが、6月30日に開催をされる区長連絡協議会において、各区長に配備の経緯や用途等について御説明をさせていただいた上で、入札を執行する予定であります。各避難所に配備していくには、遅くとも10月頃までには完了したいと考えております。

今後も各避難所としての機能を発揮できるように、発電機等の備品整備を年次計画的に進め、避難環境の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

○15番（大角利成君）

今、準備段階ということでございますが、できるだけ早く進めていただいて、できるだけ早く、全部は無理でしょうから、区長さん方の意見も聞いて、調整をしていただいて、配備をしていただくようお願いを申し上げます。

テレビ等色々メディアの情報によりますと、今年は7月頃まではそうではないかもしれませんが、秋口以降、非常に台風の発生が多いんじゃないかというようなことが報道をされております。ぜひ、今、私が申し上げてきたようなことに早急に取り組んでいただいて、万全を期していただきたいと、このように思います。

少し時間がありますので、副町長に通告していなかったんですが、お尋ねをいたします。

災害発生に備えて、また、万が一に備えて、災害が発生した場合、町のマニュアルに沿って災害対策本部が設置をされて、それぞれの分担により行動は行われると思います。副本部長である副町長も新しく就任をされ、また、管理職を含め、一部の職員の人事異動もありました。梅雨、台風シーズンを前に、庁舎内における、いわゆる職務、業務の確認等は十分なされているのか。これまで災害対策本部に関わる会議等は、課長会でもよろしいんですが開催をされて、そのような意思統一がされているのかどうか。併せて、ご本人の副町長が、いざというときには町長に代わって陣頭指揮を執るのが多くなると思いますが、今、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

○副町長（日高 豊君）

私も副町長に就任しまして、特に先般の落雷による被災につきましては、それこそ何の予兆もなくというか、そういうことでありましたので、非常にその対応について苦慮したところもございます。

そういった中でも、職員にあってはそれぞれ持ち場において責任を持って対応していただけたというふうには思っておりますが。ただ1つ気になりましたのが、防災担当の職員が、大雨警報とか出た場合には、登庁してその対応に当たっているんですが、やはり前回のような突発的に大きな災害があったときには、やはりどうしても過重になるのかなあというのが、実際の体験として、今回、私自身ちょっとした気づきがありましたので。やはりそこら辺のところの、一部の職員に過重な負担にならないような、対策本部というか、本部ができる前のところだと思うんですけど、そこら辺のところも、少し検討する必要があるのかなあというふうには感じさせていただきました。

それと、対策本部の会議については、取り立てて、この出席等についての対応はしておりませんが、先般は口永良部島の噴火のレベルが上がるか、上がらないかというような情報がありましたので、そのところでは町長を含めて、その対応は検討をしたところでもあります。ただ、いかんせん実地に練習ができない対策になってくると思いますの

で、そこら辺はやはり、机上でも何でも繰り返してやっていく中で、習得していかなければいけないんじゃないのかなというふうに思いますので。そこら辺は、私自身まだ経験不足でございますので、あんまり経験はしたくないんですけども、先般の落雷被災等を含めて、心して当たっていかないといけないのかなあというふうに感じたところがあります。

以上です。

○15番（大角利成君）

ありがとうございました。町長、なかなか忙しくて、細部にわたっては指揮、あるいは指揮系統できないと思います。いざというときには、副町長、教育長という立場での行動が発揮されなければいけません。ぜひ、町長の考えも伺いながら、今、副町長おっしゃったように対処すべきことは、発生しないのが一番いいわけですけども、万一に備えて、ぜひ庁舎内、特に管理職員の職員等を取りまとめをしていただいて、万全を期していただきたいと、このように思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。

11時から再開します。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、小脇清保君に発言を許します。

○10番（小脇清保君）

おはようございます。順番がまいりました。質問をさせていただきます。

私が、今回の補欠選挙に立候補した理由は二つあります。一つは、3名の議員が熱心に私の復帰にラブコールを送ってくれたこと、これが一つであります。二つ目は、この今回の一連の不祥事の端緒を切り開き、役場という大きな組織の瓦解を防ぐべく警鐘を鳴らし、その瓦解を未然に防いだという、私は今でも自負を持っております。

しかしながら、いまだその解決を見ない状態では、これを何とか解決しなければいけないという気持ちが二つ目です。

私の今回の選挙の公約は、不正のとことん追求でありました。選挙期間中、お前自分も同じことやってたのになぜ立候補するんだという心無い言葉も浴びました。しかし、そういう若干のアウェイの中での戦いでもありました。

しかしながら、私の公約は一貫して不正のほとんど追求でありましたので、不正を追求するなら支持するよという声が大きくなり、今回の結果につながったものと確信をしているところでもあります。

そこで、公約を果たす意味ではどうしても避けては通れない質問でございますので、順次通告に従って質問をさせて頂きたいと思えます。

まず初めに、記者会見の席や議会でもそうでしたが、私の最初の質問に対して、屋久島町の旅費規定の出張条例を知らなかったという御回答でしたが、今でも同じ回答でしょうか。それをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

小脇清保議員の御質問にお答えをします。

12月10日の議員の質問にもお答えをしたように、知りませんでした。いま現在も一緒でございます。

議長、すみませんが反問権を使いたいと。許可してもらえますか。

○議長（高橋義友君）

はい。

○町長（荒木耕治君）

議長に許しを得ましたので、一つ、私に質問をされた時に議員はこの条例を御存じだったのでしょうか。それは御存じだったのでしょうか。

それと2点目は、議員は1回だけと言っておられますが、事実それが1回だけなのか、本当にその割引を使ったのか、私は使ってないんじゃないかと思っております。それは、もしそれを自分が使ったのであれば証明をして頂きたい。

例えば、私どもというか複数名は、搭乗履歴や履歴書等を取って自分のことを明らかにしました。ぜひ議員も、追及をされるというのであれば自ら、自分が本当にそれを使ったのか、使ったとすれば何年何月何日にどこからどこで使ったのか、それを明らかにして頂きたいというふうに思えます。

○10番（小脇清保君）

大変な質問です。私、先日の全員協議会で、復帰したことに対して君は説明責任をしてないじゃないかという指摘がありました。今からその問題について私はここでお答えします。今町長の質問もありましたし、私は自分のことだから余り連綿と言いつがましく言いたくなかったんですけども、いい機会を与えてもらいました。

申し上げます。平成23年の恐らく東京出張だったと思えます。羽田空港で2時間ぐらい事務局長と二人、時間があったんですね。そこで、散歩してる中でJALの事務所が

ありましたからそこに行って、シルバーに切り替わりますかて言ったら切り替わりますよていう、3万何千円かのお金が返ってきたと思います。

町長、聞いてくださいね、ちゃんと言ってるんだから。そのお金を、翌日私は事務局長に、こういうお金が返ってきたよと、だから事務局長受け取ってくださいよと申し出ました。

しかし、一度出金したものは返してもらっても困りますよということで、その時点で私は自分の金でないという自覚を持っています。ちゃんと。町長のように、私するために繰り返しやってません。この時が1回です。

その返ってきたお金は自分の金でないという自覚がありますから、私はちょうど引き合い出して申し訳ないけれども、その時に病気だった同僚議員の娘さんの見舞金だとか、鹿児島に議員研修に行った時の会場までの、片道1,300円します大体、ウェルビューまでね、そこの相乗りをしたタクシー代だとか、喫茶店に行った時のお茶代だとかということに使った。

それが正しい使い方であったかどうかというのは皆さんの判断ですから、私は正しいかどうか分かりませんが、そういうふうにして自分のものでないという自覚は持っていました町長。だけど、町長の場合は私するために繰り返してやっていますがね。

ほいで、その問題が町長への追及が矛先を鈍らせるためにテレビ局から取材を受けました。シルバー割引やってませんねと、私をターゲットにしたんだろうと思いますが、私は事の経緯を説明するのが面倒だからしてませんよと最初は申し上げたんですが、なぜ新聞は書かないんだという横からの圧力もあったりして、新聞記者から電話が来ました。

小脇さん、そういう事情だったら大したことじゃないから、本当のことをインタビュー受けたほうがいいですよという電話が来たから、じゃあ私はその時にテレビ局に電話して、その前に当時の事務局長に小脇さんから返還の申し出がありましたかということだけは聞いてくださいと彼に言いました。そしたら、15分もしないうちに電話来ましたよ。本人記憶がありませんと言ってますけどというから、じゃあインタビュー受けるからと言って。

ほいで、私直接本人に電話しました。君は記憶ないのと言ったら、いや私に記憶がないということは小脇さん、そういう申し出がなかったということじゃないですかと。私かね、人の良心を信じる甘いところがあるんですよ。この一言には私愕然としました。彼と私しか知らない事実ですこのことは。ほかの誰も知らない。そのことがなぜ拡散するのかということなんですよ。だから、私は今でも自分に罪悪感ていうのは一つも持ってません。

今回の選挙で当選したから、みそぎが済んだという気持ちで高飛車で質問するのも

なんでもない、はなから罪の意識は私はありません。そういう事情ですから、私が追及するのは間違っていないと思いますよ。町長は、お前やってて何で俺を追求するんだという気持ちがあるかもしれませんけれども、そういう事情です。

後で調べた結果では、当時の事務局長が受け取れなかった理由が判明しました。情報公開条例で開示してもらった書類の中に、本人がやってる不正請求を。私が真面目に返還されたら本人困ったんだろうと思いますよ、真面目に返還したから。そういう事情があるんですよ。

町長ね、本当に条例を知らないのであればね、小脇さんそれがどうしましたか、私知りませんでしたと言えば済んでたんですあの問題は。じゃあ町長、もう今後はやめてくださいねと、今までやった分を御返還くださいと、それで終わってるんですよ、町長知ってるんです最初から。当時の総務課長からレクチャー受けてるはずですよ。

もし知らなかったのであれば、私は、このことは新聞報道でもありました。最初はJALのこのサービスというのは、誕生日の前後1週間、合計2週間の間に利用するのであれば、あなた本人以外に3人のお友達を連れて、1フライト1万円で旅行ができますよということだったんですよ。

それで、私は平成16年に鹿児島から千歳まで1フライトの便がありましたから、利尻に行ったことがあります。それが変化したのが、平成21年シルバー割引というのは、これね報道でもありますよ、町長余り新聞読まないですか。そういうことで、私は知ってましたこのことは。

あの時に、町長が本当に知らなかったのであれば、個人情報ですから出せませんとかで言ったら駄目ですよ。本当に知りませんでしたと、であればやめてくださいね今後はと、それで終わってたんです。

うそを上塗りしたらね、次から次にうそを言わなきゃならなくなる。そして、記者会見の席でも、知らなかったもんですからJALの事務員に勧められて聞きました、あれもうそですよ。我々はちゃんと裏付けも取って、JALに問い合わせ、職員の職務マニュアルの中にそういう項目は一つもありませんと、また言うはずありませんわね常識で考えて。だから、町長ね最初からうその上塗りしていくとね次から次にうそを言わなきゃならなくなるんですよ。

だからその、首長として、私たちも条例いっぱい知らないのあります。たくさんあるから、その問題に接した時に条例開いて見るんです。ああこういうことかということになるんですよ。

だから、じゃあ100歩譲ってね町長、条例知らなかったとしましょうか、だったら何回もシルバー割引でお金が私できるという状況の時に、町民の幸せを計画しますとか、福祉の充実に力を注ぎますとかっていうのは絵空事です。町民の血税を何回も使えるよ

うな状態であったら、反省します普通だったら首長として。そういう気持ちの一つもないじゃないですか。それでね、あなたが私を自分もやってて何だという責め口がありますか。感想聞かせてください。

○町長（荒木耕治君）

あなたがやってたからどうこうと言ってるわけじゃないんです。私がやったのは、知らなくてやったことは事実やっていますから、それは済まないという気持ちでいっぱいでございます。そして返還もしてまいりました。

ですから、記者会見でも私の代理人の弁護士が申しあげましたけれども、着服ということ当初から言われております。この議会でも。これは着服という表現はいかなものなのか、単なる民事の債務不履行であり、刑事で問題になる事件ではないというふうに私の代理人は言っております記者会見で。

今るる議員がおっしゃりました。今これは捜査中のこともありますんで私も言えないですけれども、大半はあなたが今言ったことと事実は違うというふうに私は思っております。それは、この警察検察の捜査で明らかになるというふうに思っております。

そこで、少し言われて私もずっと、議員からもそうですが他の議員からも道義的責任を取れというふうに言われてまいりました。道義的責任とは法律上の責任ではないんです。

私も少し弁解をさせてもらえれば、法律上の根拠があるわけではないし、したがって明確な責任内容があるわけではない、新聞などメディアが拙速に道義的責任追及はしがちな傾向にある、曖昧模糊とした責任なので感情的、大衆喝采的、魔女狩り的になりやすく、実は意外と怖いのがこの道義的責任だと、これは弁護士事務所のブログから引いたやつです。私の弁護士ではありません。

いずれにせよ、議員が言うようにごめんなさいという責任、さらしものにされる責任、白い目で見られる責任、うわさ話のネタにされる責任、自ら詰め腹を切る責任、こんなところが道義的な責任の実態だろうというふうにここでは書いてあります。

ただ、精算をして、今告発を受けて私が今どういう立場にいるかということですね、少しお話をしておきたいというふうに思います。

今刑事被告人として告発を受けてるんですけれども、私が告発を受けている被告、議員もそうですけれども、その前も複数の議員からも、被告を首長に持つ町民は悲劇だというふうに言われております。

無罪の、推定により有罪が確定するまでの無辜の民であります。無罪の推定は、世界人権宣言や国際人権規約に定められている刑事裁判の原則であり、憲法によっても保障されています。

起訴されていない現状で、確たる証拠もなく推論のみで、横領だ着服だ、ましてや犯

罪者と決めつける言い方をされる中傷は、他の人にその印象を植えつける人権を損なう行為であるというふうに書いてあります。

ですから、私も告発を受けて今警察、検察の調べを受けました。もうそんなに遠くない日に結論が出るというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

町長、暮れの新聞は追及議員も着服なんです。私も着服なんですよ。（「それは新聞社が書いてるわけ」と発言する者あり）だから、仕方ないじゃないですか、町長が言われてるのも新聞社が言われてるんでしょ、だれが言ったんですか着服ていうのは。

（「いやいや、議会でも言われた」と発言する者あり）新聞報道あるから、もちろん私も言われてるわけですから。（「新聞が100%正確だという根拠はないでしょ」と発言する者あり）そらそうですね、おっしゃるとおりですね。だけど、まあほとんど正確ですよ新聞なんていうのは。週刊誌じゃないんだから。（発言する声あり）そうそう表現の自由だしね。

もう町長は自己防衛にかかってますけれども、煙幕を張ってる感じがしますけれども、あなたの顧問弁護士に知らなかったよとこれは通りますよ。司法の世界はそうはいきませんよ首長として。

先程、新聞報道で御存じだと思いますけれども、広島県の安芸太田町の町長が辞職しました。国会議員の選挙で20万円お金を預かった。辞めた理由は何だったと思いますか。職員との信頼関係が持てなくなった。町長、今役場の職員と従前と変わらず信頼関係が保たれてると思いますか。

○町長（荒木耕治君）

従前どおり保たれているというふうに私は思っております。

○10番（小脇清保君）

そこがあなたのね、何て言うかな、失礼だけれども能天気なところですよ。今役場の職員、面従腹背という言葉がありますよ。表の顔はへいこらへいこら従っているようだけど、腹の中じゃこの野郎と思ってることを言うんですけれども、私そういう状況だと思いますよ。役場の職員が今小さくなってる。

町長の罪に対して、住民に済まないという気持ちがあるのか知らないけれども、従前の、私の曲がった解釈かもしれませんがそんな印象を受けます。堂々と胸を張って歩けばいいんです。

そういうことで、道義的責任ということは罪にはならないというふうなお話ですけども、人間には尊厳もあるんですよ。町長としての矜持があるでしょうが町長。何も持ち合わせてないんですか。

○町長（荒木耕治君）

責任の取り方はそれぞれあると思いますんで、私は残って一生懸命仕事をするというのが私の責任だというふうに思っております。それは私個人もそうですし、私の支持者、後援会、後援者、そのような方からも声も頂いていると。それは全て聞くわけにはいきませんから、議員が言われるように思ってる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、私の近くにいる人たちはそういうことは、今現在そういう話をする私の支持者はいないので、信頼回復をするべくこれまで以上に職務に精励をなささいというふうに私は言われておりますし、私もそのように思っております。今現在そういうふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

追及する私が憎まれて、議会も含めてそうですけれども、大罪を犯してる町長を擁護するというこのおかしい正義感ていうのは私は不思議でたまらない。そういう状況ですよ、私はもう世間で矢面に立たされて追及されている。しかも、そのことが我々少数派が町の恥ずかしさをおとしめてると、恥をおとしめてるというふうに解釈される、この正義感ていうのは本当どこにあるのか。町長、副町長やられたことは町民の血税ですよ、これに住民が怒らないというのは私はおかしいと思う。

町長、じゃあ続けてお伺いしますけれども、旅費精算書を自分でお書きになりますか。

○町長（荒木耕治君）

これ捜査情報なんでなかなか言えないところじゃないんでしょうか。

○10番（小脇清保君）

いや自分で書くか書かないかぐらいは、捜査上の問題じゃないでしょうこんなのは。じゃあ御説明しましょう。

旅費精算書というのは、一番前に航空運賃とか旅費が出てきます。その後ろに、同じ列に日当、交通費、宿泊代金と出てくるんですよ。前の副町長がやってたのは、JALのパック、ホテル代入ってるんですよ、の航空で請求して、日当、交通費はいいですよ、そのほかに県外出張宿泊代金の1万900円が請求してる、実に卑しい行為ですよ。これが事務方のミスですか。職員をあんたたちは怒らないかんよ、総務課長あんたの責任だよ。事務方のミスで済みますかこれは。最後に決裁印を押すのはその課の長なんです。

早い話が副町長が押すんですよ。これは事務方のミスでね、そして、ましてやそれを追及されると見積もり領収書でいったとか、まるで初めて聞くような心臓が飛び出してくるような状況でね。

じゃあ町長お伺いしますが、役場の中がこういう状況で、瓦解寸前の状況をつくり出した管理責任ていうのはあなたにあるはずなんです。自分のことは置いといても、これに道義的責任感じゃありませんか。

○町長（荒木耕治君）

一連の不祥事で、それについては全く議員のおっしゃるように反論の余地はございません。一方で言えば、様々な見直すいい機会を与えられたというふうにも思っております。指摘をされた議員諸氏には感謝をしてるところもあります。

ですから、今後そういうものを精査をして、信頼回復に努めていきたいというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

前の副町長も、第三者を入れて精査をして、再発防止策というのを講じるということになってたんですけどもいまだにその兆候がない中で、今回午後に同僚議員が質問しますから余り触れませんが、職員の旅費規定に関する条例というのが今度出ますよね。

これは、県内の宿泊料6,500円が8,000円に上がったというだけの旅費規定だと思えますけれども、これ再発防止策にはなってないんですけども、第三者を交えた調査をした上で新たに再発防止策の旅費規定をつくられるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

今回の法令の解釈、運用上の細目あるいは行政執務上の方針について、職員等に対して命令通達する形式で、通達というのをしております。

この通達につきましては、旅費に係る事務処理の適正化を図るため概算払いに伴う概算手続の趣旨、目的の理解、周知を図るとともに、最小費用最大効果という地方公共団体に求められている財務会計上の基本原則について、職員個々人の自覚を促すことを目的に、旅費関連規定に関する運用上の細目を定めたものでございます。これによりまして、今後当たり前の精算ができるんだと思っております。

○10番（小脇清保君）

これじゃ、総務課長足らん。もうちょっとぴしっと、例えば航空だったら航空券の半券を添付するとかやっぱり厳しい措置をしないと、この条例の中でね、だったらお伺いしますけど、東京の甲区乙区という区分けをしますよね、我々どこが甲区かどこが乙区か分かりませんよ。1万900円と1万2,000円の差があります。東京に行きました。1万2,000円で書けば1万2,000円で済むじゃないですか。あそこ、甲区はここだというふうな区分けしてくださいよ、どうですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

甲区乙区の区分につきましては、甲区につきましては東京都と政令指定都市を想定してございます。

○10番（小脇清保君）

政令指定都市、だったらそういうふうには書かなきゃいけない、あれは東京の甲区、関東の甲区乙区というふうな分類の仕方をしてるから、あれじゃちょっと分からんよ。だ

ったら関東に行ったら、みんな1万2,000円で請求すれば認めることになりませんがね、違いますか。行き先によって区別しますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

旅費条例の別表第2におきまして、甲地方の記載がございます。東京都の特別区の地域、地方自治法252条の19第1項に規定する指定都市ということで明記してございます。

○10番（小脇清保君）

明記してあるのよ、あんた東京知ってるの、どこが甲区か乙区か。東京行ったことありますでしょう。私東京に18年住んでましたけど、今はもう何も分かりませんよ。ちゃんと区分してくださいよ。

例えば、町長が新宿区に泊まった、自治会館に泊まった時には値段違うはずですよ、全国自治会館に泊まった時は。そういう区分をしないとこれ分かりません、それはそれでいい。

同僚議員が午後から質問しますから触れませんが、町長もう1点お願いします。4月2日の記者会見の席で、全日空の分が残ってますと、これは精査して後ほど報告しますというふうになってますが、いまだに報告がありません。金額は出ましたか。

○町長（荒木耕治君）

全日空の利用分につきましては、平成29年2月から平成30年4月までの間に7回利用をしております。うち2回は通常運賃で利用しておりましたので、5回分で差額が5万3,810円となっております。

内訳としましては、町へ5月28日に1万4,110円、全国離島振興協議会へ5月29日に3万9,700円、それぞれ精算をいたしました。また、ほかに小さな航空会社ありますけれども、これはこういうシルバークレジットの制度がない航空会社もありますし、使っていないものもありますから、これでJALとANAで全部だというふうに思っております。

○10番（小脇清保君）

また何か思い出したら後で質問しますが、教育長、通告してますけれども、この一連の不祥事、不祥事です。屋久島町にとっては大変な。恥ずかしいことです。私に言わせれば。教育現場で何かありますか、何もありませんか。

○教育長（塩川文博君）

今のところ何もないと聞いております。

○10番（小脇清保君）

私の耳には入ってるんですよ。子供たちがその話をすると、校長がやめなさいと抑えたとかね、それは尾ひれがついて大きくなってのかもしれないよ、あなたが本当に教育長として現場に行って、教育行政に携わってるんだったらそれくらいのは聞けると思います。

ただね、今、私一般質問する時は女房と相談するんですよ。お父さん、この質問やめたほうがいいよと、教育長がかわいそうだって。町長から指名されて本当のことが言えるもんですかって、やめなさいって言われましたけど、あえて私は聞くんですけれども、本当に教育現場から、先生から生徒から何もありませんか。

○教育長（塩川文博君）

ございません。

○10番（小脇清保君）

分かりました。これ以上は聞かないことにします。

あのね、まあいいでしょう。あなたの立場であれば私も同じような回答すると思えますけれども、もうこれ以上責めないということにしましょう。

返せば済むという社会風潮が屋久島の中に蔓延したら、子供の教育はできませんよ。皆さん、自分の子供や孫に今のような状態を大きくしゃべれますか、話せます皆さん。そういうことを考えた時に教育現場で、女房が言うにはそれは父兄と学校の問題だから教育長に聞くのは酷だよと言われました正直言って。

だけど、教育現場に携わる人間がこんなの何もありません、若干ありますよぐらいの回答がくるだろうと思ったんですけれども、残念な回答で大変残念ですけれどもこれはこれでいいとして、町長、自分が不正で流用したお金は200万円近くはそれぞれのところに返還をした。そして、そのペナルティとして6か月の減給も提案して認められたと。これで司法は何も動いてないから、ひょっとしたら逃げ切れたんじゃないかなというお考えお持ちじゃないですか。

○町長（荒木耕治君）

毛頭そういう気持ちはありません。

○10番（小脇清保君）

コロナ対策で、司法の業務も少し遅れてるだけだと思います。何らかの処置を講じなければ日本は法治国家じゃないというふうに思ってますから、もしそういうお気持ちを持ってらっしゃるんだったらそういう状況になった時に落胆しますからね、ぜひお持ちにならないようにそれだけを忠告をして、忠告になるかどうか分かりませんが、私のは批判になっちゃいますけれども、そういうふうに感じて頂ければよろしいと思います。

それでは、これ以上責めてもいい結論は出ないでしょうから、それだけのことは言っておきます。私は、再度自分のことになりましてけれども、今後とも自分には罪悪感というのの一つもありません。返還を申し出たけれども、当時の事務局長が自分もやってるから真面目に返されたら困ったんです。正直なところ。そういう条例の改正とかしないことには、また次から次に同じようなことが出てくる。

私が断定的に言うのは、情報公開条例でもらった資料の中に出てくるから言ってるんです。私のは9年前の出来事ですから、時効になったとかという気持ちも毛頭持っていません。事務局で資料も取り寄せたけども資料もなかったということでしたから、3万2,000円屋久島町にふるさと納税できないから、当時防衛省に馬毛島問題で長野市長に連れて何回も行かれた記憶から、これは西之表に返還するのが一番いいのかなということで、3万2,000円ふるさと納税をしました西之表に。そして自分の決着はつけました。

それで、今回の選挙の後、最近できた市民団体に名前を連ねるある会員の方から呼び出されました私は。何でしょうか。小脇さん、町長も副町長も議長もみんな返還して責任取ってるじゃないか、君は何も責任取ってないのになぜ追及できるんだということ言われました。

それで、またある人はすねに傷持つ身でありながら追及するて言ってるけど、何か手だてがあるのかと。全く、だから私はその人たちに今前の事務局長とのやり取りの話から全て話をして、私は何の罪の意識もないということを話しました。事実そうですから私は。私これ選挙で通ってきた、みそぎが済んだということで高飛車で言ってるのでも何でもない、それはもうさっきも申しあげましたけどね。

だから町長に、早い話がこの話の中で結論的に申しあげると、もう人間的な尊厳もない、道義的な責任も感じない、町長としての矜持も持ち合わせてないということだけは私は確認しました。それだけ。

じゃあ2番目の質問、ちょっとお尋ねします。4月8日に入島自肅を呼びかけましたよね町長。その後、町長御自身が3度ほど出張してます。これオンライン出張でも可能な出張だったと思いますけれども、そのお気持ちありませんでしたか。入島自肅というのはコロナ対策でしてるわけですから、言葉の中にまず隗より始めるとい言葉があるんですけれども、その御本人が堂々と出ていくということは不要不急の会議だったですかこれは。オンライン会議ができたんじゃないんですか。

○町長（荒木耕治君）

不要不急の会議だったように思っております。オンライン会議は、その時は私は頭の中にはありませんでした。

○10番（小脇清保君）

PI調査とかいうのがありました。私はねこれオンラインで十分できる、町長もね出張がたくさんあるからお疲れでしょう。私だったらもう、おい今日は誰か行けよというぐらいしょっちゅう出張されてますよね、お疲れでしょう。

そこで、最後の5月24日、25日、岩崎産業社長コロナ対策の面会とありますが、これはどういう趣旨の会議ですか。

○町長（荒木耕治君）

これはコロナ対策、5月25日に行ったのは高速船と岩崎が私どもの島でやってるホテル、バスもろもろありますよね、そういうことを経済復興をやらなければいけないと、高速船も今全部種子島に寄ってきますから、そういうものも直行便をつくってくださいと、そういうお願いに社長のところに行ったものでございます。

○10番（小脇清保君）

出張の趣旨を読むと、この会社は町長の大変な支持者だということは私も認識はしています。ほとんどの人が認識はしてるとは思いますけれども、先般営業妨害だと、自分の事業体に損害を与えるということで荒木耕治町長を訴えましたよね、あれ訴訟訴えられたんですか。

○町長（荒木耕治君）

いや、まだ訴えられておりません。

○10番（小脇清保君）

訴えられたのであれば、正当なことをして町民を守る荒木耕治の施策に一企業の社長が難癖をつけるというのは、これ議会で守ってやらなきゃいかんという気持ちがあるから私は聞いているんですよ。これ世間は何て言っていると思いますか町長。

（「大体想像はつきます」と発言する者あり）つきますか、つきまずでしょう。荒木耕治が一生懸命仕事をやってるというふうにアドバルーンを上げて、あれ訴訟せんよと世間はそう言っているんです。そのとおりになっているじゃないですか。

その中で、私は色々な社会的な地位のある人やら有識者やらの意見を聞いて、町政に反映することは一向に構わないと思ってますけれども、岩崎産業だけにコロナ対策の補助金制度を相談に行くということ自体が私には解せない。ほかにも行ってくださいよ。あなたの決断で実行することですから。

だから、それは公務なのか、その意見を聴取するために行くんだったらこれ私用の出張ですよ。公務と私用分けて頂かないと、やがてはこのシルバー割引の出張旅費のような同じ轍を踏む危険性がありますよ、どうですか。

○町長（荒木耕治君）

今議員の言われることもよく分かります。そういう疑念を持たれないように、今後気をつけてやっていきたいというふうに思います。

○10番（小脇清保君）

私がいつも自分の思いを言っているように思いますけれども、これらの問題はこの問題が起きてからもう半年が過ぎてるんです。再発防止策というのはもう早急に講じなきゃいけないのに、いまだにその条例案すら出てこない、委員会さえ立ち上がらない、これは私職務怠慢だと思いますよ。これは大きな問題ですよ。

私はね、正直言ってこの問題を起こした自分をほめてますよ。これこのまま放つとい

たら屋久島町の税金はもう湯水のごとく使われてますよ。そういう意味で、私警鐘鳴らしたと思って自分のやったことは間違っていないと、ある意味自分の身にも降りかかりましたけれども、それは一緒に追求する議員の足かせになっちゃいけないという思いから話し合った結果です。みんなどうする、もう小脇さん辞めたほうがいいよ、我々の足かせになるというのがその理由でした。私は罪の意識で辞めたのではない。それだけははっきり申し上げておきたいというふうに思っています。

荒木耕治そのものは私好きなんですけどね、やってる行政がもう全くなってない、正直言ってね。だから、その点で一議員としてあなたを追求してるだけで、人間的には追求してません。それだけは言って私の質問終わります。何か所感あったらどうぞ。

○町長（荒木耕治君）

もういいです。おほめの言葉頂きました。

○10番（小脇清保君）

終わりです。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時30分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、眞邊真紀君に発言を許します。

○2番（眞邊真紀君）

こんにちは。お疲れさまです。2番、眞邊真紀です。

昨年起きた入山協力金の横領事件、そして、昨年末発覚した出張旅費精算の不正について、どちらも日にちは経過しましたが、調査や検証が十分に行われたとはとても言い難いです。旅費の不正請求については、それが起きた原因を究明する厳正な調査をし、再発防止策を講じる必要があります。協力金横領については、元職員がこの金額を横領できた背景、つまり、協議会と屋久島町の管理責任についての認識をする必要があります。そうでないと、この先も同じことが起きてしまいます。どちらの事例も原因追及が完了していない状態であり、再発防止策が講じられていない状態であることにとっても納得ができませんし、多大なる危機感を持っています。コロナ禍ではありますが、この旅費の不正のこと、入山協力金の横領の問題、これが解決していないことは全く関係のない話です。徹底的に、やっぱり解決するまで追及を続けていきたいと思っています。

まず、第1番目に、出張旅費精算の不正についてで、1番目で、3月議会での一般質

問の際、第三者を入れた調査を検討する旨言っておられたが、その後どうなっているのか。

続きまして、2番目に屋久島町職員等の旅費に関する条例の改正をどのように行っていくのか。

大きな2番目で、屋久島山岳部保全利用協議会職員による協力金に関する訴えの提起についてと質問させていただきます。

まず、第1番目の3月議会での一般質問の際、第三者を入れた調査を検討する旨言っておられたが、その後どうなっているのかについてお答えください。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

眞邊真紀議員の質問にお答えをします。

弁護士等の第三者を入れた調査を行うことにつきましては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関を条例で設けるか、あるいは長のもとに事実上設けられる調査組織に第三者を参加させるという方策が考えられるところではありますが、このことについては、事実の解明と精算未了の事案についての精算手続の徹底を図るとともに、旅費の適正執行に向けた周知徹底と当該職員の処分を適切に行うことにより、適正な財務会計処理と今後の再発防止を図り、併せて町政に対する町民の信頼回復を図ることがその目的であることから、町としては、今回の調査はまさに監査委員の職務権限の内容そのものであり、監査委員による監査の実施が今回の調査目的に最も沿うものと考えてに至り、監査委員と協議の上、7月24日付で地方自治法第199条第6項の規定に基づき、監査委員に対し監査の要求を行ったところであります。

○2番（眞邊真紀君）

そうお答えが来るかなと思っていたんですが、監査委員は、この一連の不正に気づきませんでした。その監査委員がまた同じように監査をしたところで、調査をしたところで、非常に気づきにくいというのが1点と、あと、監査委員では、弁護士法による搭乗記録とかを寄せることができないと思うんです。その不正のつじつまをどこで監査委員が合わせられるのかというのを伺いたいです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

先程申されました監査委員が弁護士法23条の2に基づく調査権限を行使することはできないということですが、こういう附属機関をつくった場合、弁護士がその委員の構成員となったとしても、当該附属機関として弁護士法に基づく調査権限を行使することができないというふうになっているようでございます。

○2番（眞邊真紀君）

では、その委員会は弁護士さんを普通に入れて、その外部に委託をして、弁護士法23条によって搭乗記録を求めることはできますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

弁護士法23条の2は、弁護士は受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所または公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることを申し出ることができるという規定になっているみたいです。ですから、多分委託をしてということにはならない、受任をしないとけないということになると思います。

○2番（眞邊真紀君）

では、その受任をするという方法で弁護士に依頼をして、過去の搭乗記録を取り寄せるということ是可以するんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

町長が旅費の精算未了の件で弁護士に依頼をして、その依頼に基づく弁護士会への照会を行ったようでございます。ですから、その委託をしてという内容がどうなるのかよくわかりませんが、そこ、また調査していきます。

○2番（眞邊真紀君）

外部に委託をして、第三者に委ねて調査をするということでない、結局不正の領収書というものの存在はまだ明らかになっていませんよね。問題になっているのが、結局は架空の領収書というものが存在したと。シルバー割引の差額のこと一旦置いて、町で本当に深刻な不正だと思うのが、その不正な領収書を用いて出張旅費精算ができたということだと思うんですよ。そのことに関する調査というのは、監査委員でできますか。

○副町長（日高 豊君）

町長は、監査委員に対して、監査の請求をお願いしておりますので、そこができるかできないか、また自分たちの調査範囲を超えるか、超えないかというのはまた監査委員の判断によると思います。そのことについて、こちらからお願いしている上で、あなた方にはそういう権限ないでしょと言うことはつじつまの合わない話になるのではないかなと思っております。

○2番（眞邊真紀君）

私が聞きたいのはそうではなくて、不正の領収書の存在そのものがきちんと明確になるのかどうかということなんですよ。その監査委員にそれが実際にわかりますかというところです。結局、発券をしていない飛行機のチケットの金額の領収書を旅行代理店は発行しました。それはもらった本人がいます。事務的なミスでしょうということ、どこで何が起きていたかわからないんです。その調査自体を内部でできますかということなんですよ。それは監査委員が普段から毎月監査をされていてもわからなかった、

これは知りようがなかったと思います。そんな不正な領収書を発行されているという前提がないですから。だから、そのことを外部に助けを求めないとか、調査を依頼しないと、わからないんじゃないかというところで私は話をしているんですけど。

○町長（荒木耕治君）

おっしゃるとおり、通常の伝票上ではわからないわけです。ですから、これがどっからわかったのかというと、これ、多分旅行会社からそういうものが出たということから始まったんだと思います。だから、要するにそこを調べなければいけないんじゃないのかなというふうに、今、私はそう思っていますけれども、もともと旅行会社もそれがなければ、通常の伝票上ではわからないわけじゃないですか、架空の領収とかどうとかっていうことは。

○2番（眞邊真紀君）

実際に、乗ってもいない飛行機のチケットの金額が書かれた領収書で、精算していた議員もいます。それがなぜ発行されたのか、どうして受け取れたのかというのは、話ちょっと別だと思えますけれども、旅行会社から出たとか出ないとかじゃなくて、実際に、屋久島町の出張旅費精算書にうその領収書が貼ってあったという事実があるんですよ。だから、その流れを精査していかないと、当然この不正の本質ということとはわからないんです。だから、それが監査委員が通常の記録をもって指し示せますかということなんです。そこには過去の搭乗記録とか、監査委員にも、行政、役場側にも取りようのない記録を取り寄せて、すり合わせる必要があるから、第三者が必要なんだということなんです。先程、総務課長がおっしゃった、弁護士法23条を用いて搭乗記録なりを求めるには、そういう第三者委員会にも入っていただく弁護士にも、その権限はないということなので、ちょっとそこは私の勉強不足で非常に申しわけないんですが、その外部の調査が入ったときに、本当にそういうことが解明できないとしたら、深刻なもろもろの不正の調査、第三者を入れた調査というのは普段どういうふうに行われているのかなと思うんですよ。だから、その方法というのは、きっとあると思うんです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

監査委員による監査についても、議会に与えられた百条委員会と比較すれば、証言や記録提出の面で、罰則による強制力の面で若干劣るところはありますが、会計に対する強力な調査権限が与えられており、この点で本件のような調査に当たっては、附属機関として設けられるものよりも調査能力においては異なっていると。ですから、監査委員の権限に基づいて搭乗記録等の照会ができないことはないというふうに考えます。

○2番（眞邊真紀君）

じゃあ、監査委員の調査そのものを、具体的にいつから始めるのか、そういう搭乗記録の紹介まで監査委員が本当にかけるのかということ、どの範囲まで調査をするのか、

町職員全体なのか、また議員も含めてなのか、その辺教えてください。どう検討されているのか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

現在、在職する職員で、その職員が航空機を利用して行った出張について限定をして、依頼をしてございます。

○2番（眞邊真紀君）

その依頼というのはきちんとJALなり、ANAなり、搭乗記録の照会をかけて、事実とすり合わせる、領収書とすり合わせるという作業をするということによろしいんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

その点につきましては、前副町長と監査委員、私も含めて協議をしました。その中で、調査のやり方、それは監査委員が決定をして、決めることだというふうに理解しております。

○2番（眞邊真紀君）

その監査委員が考えている調査の方向性について、今どこまで把握されていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

直接正式な協議はしていないんですけど、今こういうところまでやっているというのはある程度聞いております。

○2番（眞邊真紀君）

それを具体的に今教えていただけませんか。こうして、ああしてという話では全然わからないので、どの範囲で、期日はいつまでに、実際にJALなり、ANAなりに照会をかけているのか、その詳細を教えてくださいたいです。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

まだ調査報告書が上がってきていないので、具体的に聞いた範囲で述べるのはどうかと思います。調査結果が上がってきた段階で皆さんに正式に情報提供できると思います。

○2番（眞邊真紀君）

その調査結果が上がってくる大体おおよその目安、期日を教えてくださいたいのと、その調査結果が上がってきたら、どう取り扱うのかということの方向性があるか、お示してください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

いつごろまでに上がってくるかというのはまだ具体的には聞いておりません。調査結果が上がり次第、開示できるところは開示するという方向は考えています。

○2番（眞邊真紀君）

その開示するところは開示するというのはどういう意味ですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

監査委員に監査の要請をする段階で、どの職員がいつというような、そこまではなかなか出せないだろうという話はしております。名前等についてはお示しできないというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

その調査の結果を用いて、当然再発防止につなげないといけないと思うんですけども、その段取りとかは考えておられますか。例えば条例の改正を前提に考えて調査の結果を用いて条例の改正に結びつけていくとか、その不正の領収書をもらえない、それで精算ができない仕組みというのをきちんと考えておられますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

条例改正は今回提案してございます。その中で、これまで条例に明記されていなかった旅費の調整という形で、バックを使った場合の調整の仕方はこうですよということで、条例には具体的にはうたいませんが、通達に追加をして、バックを使ったときにはこういうふうに精算しなさいというふうには示してございます。その通達につきましても、既に全職員に通知をしてございます。議会のほうにも議長宛てにこういう形で職員一般は行いますというふうに通知してございます。

○2番（眞邊真紀君）

当然、バックの件でも宿泊代の二重請求があつてのことだと思ふんです。その辺、具体的に書いてあつて大変よろしいかと思ふんですけれども、やはり不正な領収書については何ら触れられていないと。そのことに関する再発防止策をどう講じるのかというところで、どう考えておられますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

通達の中に精算の仕方というのがございまして、飛行機であれば、eチケット等でいつ乗って幾らだったという明記されている書類がございまして、それは添付せよということになっております。

○2番（眞邊真紀君）

その通達の中に盛り込んでいる領収書のあり方とか、そちらをきちんと条例のほうに盛り込むことというのは難しいですか。その通達をもし見誤ったとか、見ていなかったとかつていうときのペナルティーというのはどういうふうになるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

条例でそこまで詳しくうたっているところも確かにございます。ただ、この通達を通じて、これは町長からの指示命令でありますので、このようにしなさいということですから、必要な書類については添付しないとイケない、なければ精算できませんよという考え方です。

○2番（眞邊真紀君）

旅費の条例も非常に細かくて、度々ホームページから例規集で引っ張って見ます。その通達に関しては、紙で持っていないとなかなか見ようがないと思うんですけども、旅費条例のところに見れるようになってるんですか、その通達の内容というのは。常々見ておかないとなかなか細かくてわかりにくいと思うんですが、ただ出したよというだけにとどまりませんか。きちんと条例の中に盛り込むようにしていかないと、なかなか再発防止策を講じたというふうには言えないと思うんですが。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

職員についてもマイウェブというシステムで全員に通知してございます。その考え方も詳しく概算とはこういうもんだ、精算とはこういうもんだという考え方で十分示していると思います。それは職員として見てもらわないと、忘れましてという話にはならないというふうに考えております。つまり、旅費条例自体を抜本的に見直すことについては、条例自体に問題があったわけじゃないというふうに考えております。概算払いについての法的意味や精算の趣旨、必要性についての解釈、運用を旅行当事者あるいは会計処理担当者に徹底することで十分再発防止は取れるんじゃないかというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

じゃあ、この旅費の精算について、総括すると、結局は第三者を入れた調査を今は検討していない、あくまでも監査に委ねているということと、条例の改正は、今、実際に今回6月議会で出されているものは、ざっくり言うと宿泊費の見直しの部分だけだと思うんです。しばらくはこれにとどまるという考え方でよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ざっくりということではなくて、先程申し上げましたように、パックも問題になっているわけでありますから、そのパックの精算の仕方を明確にしているという点では、ざっくりとはではないというふうに考えます。

○2番（眞邊真紀君）

だとすると、明確に細かくはなりますが、条例の中にきちんと定めるべきだなと思います。別に条例の改正は1回こっきりしかしてはいけないというわけではないので、今後も不正が起きないような条例の改正をしていただけたらなと思います。町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

先程も言いましたけれども、監査委員の結果等ございます。それで、気づいたものに関しては、そういうことが起こらないように逐一条例の改正をしていきたいというふうに思います。

○2番（眞邊真紀君）

本当に6月議会に提案されている条例の改正案、実際に鹿児島に宿泊するときの宿泊費に満たない6,500円で組まれていましたので、本当、この改正自体はすごく素晴らしいなと思うんですよ。なんで、もう一つ、もう二つ言うとやっぱり不正が起きないようにというところをきちんと目指して、通達にはとどまらずにやっていただきたいなと思います。

次、2番目に移ります。屋久島山岳部保全利用協議会職員による協力金に関する訴えの提起についてで、1番目で、元職員が送付してきた内容証明郵便にて支払いを停止する旨の通知があったそうだが、その理由は何か。

○町長（荒木耕治君）

議員も当然御承知と存じますが、内容証明郵便の内容につきましては、基本的に個人情報に該当するため、屋久島町個人情報保護条例第8条第1項に基づき、その提供を禁じられていますので、支払い拒絶の理由についての答弁までは差し控えさせていただきます。

○2番（眞邊真紀君）

今回6月議会の定例会の議案書を見ていて、議案の第63号に訴えの提起についてという議案が出てきました。当然、この間3月議会で、この元職員との訴え提起前の和解案が出すのを可決されているわけですから、何だろうなと思って見ていたら、その話の流れで、6番目、しかし、上記議決後の和解案が議決された後の3月26日付で相手方から本年3月末日からの被害弁償について支払いを停止する旨の通知が内容証明郵便によりなされるとともに、代理人弁護士を通じて、前記訴え提起前の和解手続による解決の申し出を撤回する旨の申し出がなされた。

これ、読んでいておかしいなと思うのが、結局、もともとはこの和解に応じる旨の発言をしていたというので、町のほうがこれで和解案出しますよと、議会に上程をして、可決された。ところが、どうしてその和解案をあちらが最初に飲むと言っていたのに、和解を飲まずに、しかも支払いを止めてというのが通知がされたのか、その理由がここに書かれていないので、意味がわからず、この通告を出したわけですよ。実際に、その理由というのは確かに個人情報かもしれませんが、その支払いを停止した理由を抜きにして議会が、私たちは理解ができますか。というところをお伺いしたいんですが、一方的にもう支払わないよと言ってきたんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

提案理由の中にも書いてあると思います。議決の後、向こう側がそういうことを言ってきたと。支払いの拒絶の意思が表明されている。これもぎりぎりに、やむを得ない説明だと思います。それがないと、なぜ出訴せざるを得ないのかわかりませんよね。出訴

するのは、相手が断ってきたから出訴するんですよというぎりぎりのところの情報提供している。ただ、それが理由がないからといって、議会の判断に影響を及ぼすものではないというふうに思っているところです。これにつきましては、債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はありません。したがって、その保全、取立てしないことは違法であるとされます。これは最高裁の判例でございます。ですから、相手が訴え前の提起に応じないということであれば、出訴せざるを得ないということでございます。そういうふうに判断していただきたいと思います。

○2番（眞邊真紀君）

訴え提起前の和解案に関して、私はそもそも反対の立場でした。よくこんな条件の和解を飲む気になるよなど、元職員に対してもそう感じていました。だから、民事ではっきりさせればいいのにと。そしたら、町が訴えを提起するというので、これは、私個人としては、よかったなと思いました。何なんだろうなこれかと思って、結局、ちょっと通告はしていましたけれども、御家族にこれどういうことですかと聞きました。御家族から御本人にも許可を得て、内容証明文書を見せていただきました。私が議会で取り上げるというのも承知していただいて、手元にあります。

被害弁償の支払い停止通知、令和2年3月26日、屋久島山岳部保全利用協議会会長屋久島町長荒木耕治殿、前略として云々書いていますけど、支払い停止の理由、私自身が起こした事件のその後を調べるため、インターネット検索する中で、屋久島山岳部保全利用協議会の会長でもある荒木耕治屋久島町長が屋久島町の旅費精算に関する問題で、住民団体から屋久島警察署に刑事告発され、その後受理されたことを知りました。今も私自身が起こした事件のその後を調べる傍ら、荒木耕治町長の旅費着服問題をインターネットの記事で日々拝見しています。荒木耕治町長の旅費着服問題は、私が起こした問題と何ら変わらないことであり、着服したお金の性質だけで考えれば、私が起こした問題の被害者数をはるかに超える被害者数であることは言うまでもありません。

自治体の首長としての責任は非常に重いものだと思います。私は、問題発覚後、直ちに懲戒解雇され、刑事告発されました。そして、逮捕、起訴され、裁判では、懲役2年、執行猶予4年の有罪判決を受けました。屋久島山岳部保全利用協議会の判断は当然のことですので、そのことについての不服はありません。その当然の処分を下した1人である荒木耕治町長のことですから、自身が起こした旅費着服問題の責任を取り、町長の職を辞するのだと思っていました。ところが、未だに町長の職を辞することなく、町長の職にとどまり続けていることが信じられません。私は、業務上横領による裁判における起訴内容であった150万円について、既にその金額を大きく超える支払いを続けています。屋久島町から提示された和解案について、顧問弁護士から連絡を受けた際は、私が

起こした事件の後、後処理を行っていただいている担当職員の方々にもうこれ以上の迷惑をかけたくないという気持ちから、争うことなく全てを受け入れるつもりでした。ですが、とても今の状況で支払いを続け、提示された和解案を受け入れる気持ちにはなれません。つきましては、令和2年3月末日から支払いを停止いたします。とされています。

この元職員は、結局払う意思がないわけでもなく、和解案に応じようとしていたんです。これお読みになったとき、どう感じましたか、町長。

○町長（荒木耕治君）

私と彼の一番違うところは、故意か故意でないかということだというふうに思っており、彼は、それが自分の金ではない、町の金だという認識の上で行ったと。私は、受け取った出張旅費は自分に支払われたお金だというふうに思い違いをして、まず思い違いをしていたということ、そこが違うということ。それですが、自分の今無知を恥じているというところでございます。大きな違いは、故意か故意でないかということだと思います。

○2番（眞邊真紀君）

故意か故意でないかというところは荒木町長の御意見で、この元職員は何ら変わりはないというふうに感じて、和解案を一度棚上げして、支払いの一旦停止をすると、払わないと言っているわけじゃないんです。そのことによって、民事訴訟を提起しなければいけなくなったわけで、先程総務課長が言ったように、当然、損害賠償はしてもらえないといけないわけですから、その民事訴訟が起きます。この前、初日の本会議でもおっしゃっていましたが、指定代理人になっていただく、ある程度弁護士としての費用というか、代理人としての費用が発生します。裁判もただじゃありませんよね。これに関して、裁判費用はどういうふうに捻出するのかというところをお伺いしてよろしいですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

総括質疑で申し上げましたのは、法務事務専門員に指定代理人として裁判を進めていただくと。通常弁護士に委任しますと、訴え額が1,600万円ぐらいになりますので、着手金成功報酬を入れると100万円から200万円の経費がかかりますよということを申し上げたつもりです。ですから、法務事務専門員を指定代理人とすることによって、弁護士費用、着手金、成功報酬は必要なくなるというふうに考えています。

○2番（眞邊真紀君）

じゃあ、法務事務専門員の報酬のアップとか、別途費用というのは一切発生しないということでもよろしいんですね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

当然裁判に出向くわけですから、旅費はある程度必要になると思います。それ以外は

経費はありません。

○2番（眞邊真紀君）

民事になるわけですから、当然町の管理監督責任というの也被問われると思います。今、1,500万円ほど弁済額残っていますけど、民事でどうなると思いますか。もちろん発言できないというのもありだと思ふんですが、やっぱり全額彼が返すのか、それとも町にある一定の責任があると取られるのか、どんなふうにお考えですか。

○町長（荒木耕治君）

これから出訴して裁判が行われるわけですから、そこで、きっちりと結論が出るというふうには思っています。

○2番（眞邊真紀君）

今回、先程も言ったように、本当に民事でやるのが一番だろうなと思っていましたので、この議案には本当に賛成なんです。やっぱり一方的に支払いを止めたと、そういう見方をされると、やっぱり何か、余りにもかわいそうというか、その中身というのが一体何なんだろうなという個人的な疑念から引き出したわけですけど、そういう気持ちになるのも当然理解できるよなというところでいていただきたいなと思います。

このことに関しては、当然私もこの議案には賛成しますから、以上で終わりますし、この民事の行方を十分見届けたいなと思っています。

ごめんなさい。最後ちょっと通告外なんですけど、教育長にお伺いしたいことが1点ありまして、もしよろしかったら、大丈夫だったら大丈夫です。そんなに難しい問題じゃないんで。

○議長（高橋義友君）

通告外ですので。

○2番（眞邊真紀君）

つい最近起きたことで、ちょっと共有しておいたほうがいいんじゃないかなということに関連することなんですけど、もし差支えあったら、お答えいただかなくても大丈夫です。

○議長（高橋義友君）

答弁できる範囲で。

○2番（眞邊真紀君）

今起きていることなので、このコロナのことで学校が休校になる事態に陥りましたよね、最近。今、もう学校始まったんですが、夏休みをどうするかというのが各市町村で考え方が違いまして、屋久島町の場合は、夏休みを返上することなく、普通に夏休みを取るというお考えでいらっしゃるかとは思ふんですよ。それが金曜日にテレビで、ニュースで報じたのがどうも先行してしまったようで、学校の先生たちもどうも知らなか

ったという情報が昨日電話かかってきて初めて知りました。その決定から報道、各学校への報告の流れというのはどういうふうに行われているのかなと思って。

○議長（高橋義友君）

できますか、答弁。できなければできないで。

○2番（眞邊真紀君）

実際今の在り方だけ教えていただければ、報告のしようがあるので。

○教育長（塩川文博君）

今おっしゃった報道に流れたいきさつというのは私もよくつかんでおりませんので、こちらは何とも申し上げられないんですが、現在、私どもは検討中ということで対応はしております。それもまだ学校長とも相談もしておりませんし、職員団体ともまだ語っておりません。勤務に関わることで、職員団体とも話し合う必要がございますので、現在のところは、色んな状況を含めて検討中であるということだけお伝えさせていただきます。

○2番（眞邊真紀君）

ごめんなさい。急にありがとうございます。どうも、報道では具体的に屋久島町として、夏休み、特に何か措置を取るということではない部類に入っていたらしいんです。そちらが間違えていたということでもよろしいんですか。KTSの夕方のニュースで出ておられたそうで、どうもその放送局のほうに、北部の小学校の保護者が確認をしたら、屋久島町に確認をして、報道したというふうにおっしゃっていたところを聞いているんですよ。私、ちょっと自分はその放送見ていないので、わからないんですが、そういう訴えかけがあったので、もし学校側も知らなくて、それが報道が先になってしまったら、これはまずいことだなと思ったんですよ。学校とすり合わせをした上で、今後検討されるということでもよろしいですね。ありがとうございます。

終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋義友君）

しばらく休憩します。2時25分から再開します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、岩山鶴美君に発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

4番、岩山鶴美です。一週間ほど前に新聞の広場の欄で、湧水町の79歳の方の記事が

目に留まりました。それは、中学校の同級生で病気などでひとり暮らしが困難になっている人がいた。やむなく県外にいる娘さんの世話になっているとのことである。留守中の家屋敷のことが気になるだろうが、自由に動ける体でない上に新型コロナ禍が心配される時節だ。帰鹿もままならぬようである。彼女の家の前を通るたびに庭や花壇の雑草が繁茂しつつあるなど思っていた。

そんな折、本紙広場欄の「笑み浮かべ、あたいがせんな」の投稿が目に入った。通学路の草取りをしている人にねぎらいと感謝の言葉をかけると、「あたいがせんな誰がすいな」と笑みを浮かべて答えたという。そうだ、彼女の庭も「あたいがせんな誰がすいな」だ。都合のつく同級生に声をかけて、2日ばかりで草取りをした。傘寿の素人たちでは業者のような結果は残せなかったが、通りがかりの人が見ても見苦しくない状態にはできた。故郷で生活できる日が来ることを願っているが、草取り以外でも「あたいどんがせんや」の気持ちを忘れないようにしたいものだと誓い合った。

私は、簡単そうに見えて実は誰もがができるわけではないその行動に、心から拍手を送ると同時に第35代アメリカ大統領ジョン・F・ケネディの就任演説の言葉を思い出しました。偉そうなことを言う気はさらさらありません。皆さんも御存じのことと思います。この言葉はケネディ大統領が最も尊敬していた上杉鷹山の言葉を引用したものです。それは、「あなたの国があなたのために何ができるかを問うのではなく、あなたがあなたの国のために何ができるかを問うてほしい」と述べた有名な部分です。

国という言葉が町に置き換えてみると、「あなたの町があなたのために何ができるかを問うのではなく、あなたがあなたの町のために何ができるかを問うてほしい」となります。今回のコロナ禍で小さい子供から高齢者までが、どれだけの我慢を強いられたことでしょうか。がしかし、一人一人がこの言葉のような気持ちを持つことができれば、とことんすばらしい屋久島町になることでしょう。

さて、今回の私の質問は、1番目に未就学児学童保育の必要性について。2番目に、集落活性化の提案について。3番目に、屋久島町総合センターの利活用についてです。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

岩山鶴美議員の質問にお答えをします。

未就学児の保育預かり事業は、子育て世帯の保護者の就労などに対応して、認定こども園、幼稚園、保育園などにより、比較的順調に推移をしているところです。

また、小学校入学後は、保護者の就労により一人で家にいることができない低学年にとって、学童保育、児童クラブ等の預かり事業は非常に心強く、町でも積極的に推進を

しているところであります。国の補助事業による児童クラブですが、現在、一湊小から小瀬田小までの地域の子供たちを対象に、楠川地区で杉っ子クラブが約35名で運営をし、また安房小学校などを中心に安房保育園施設内において、約18名で運営をしているところです。補助による児童クラブ運営は、人員が10人以上で原則年間250日以上開所し、県知事主催研修終了の放課後児童支援員を配置し、利用者の数に応じた設備や備品をそろえるなど基準を満たす事業者が対象です。また、これ以外の地域においても、任意で学童保育を運営していただいております。

まず、一湊地域においては、一湊小学校黒潮留学実施委員会がボランティアの方々や一湊区の協力により、小学校に隣接する未利用教員住宅を利用して行っており、さらに最近、安房公民館の協力のもと、安房小学校児童を対象に民生委員や学校支援員独自の学童保育がスタートしているところです。他の地域においても、児童クラブの運営を希望される団体、個人などがございましたら、学校の未使用空き教室や未使用公共施設などの活用を積極的に進め、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（岩山鶴美君）

今、町長の答弁にありましたけれども、未就学児については私も認識不足だったところがあって、民間の保育園、幼稚園等がそれぞれに努力して、受け入れ体制が増えているということで、大変安心できると思いました。

学童保育についてですけれども、これ年表をひも解いてみますと、明治37年に神戸市の婦人奉仕会が市内2か所で幼児と児童を引き受けたことが始まりで、それから日本各地で放課後児童クラブ事業が始まったようです。始まりが明治だということなんです。

今、町長の答弁にもありましたように、我が町で地域の福祉的支援の最前線となるモデルが一湊地区だと私も思っています。話を聞いてみると、じいちゃん、ばあちゃんをレンタルしますよというのをうたい文句に時間がとれる、時間を作れる人たちが集まって、2人体制で取り組まれています。最初は、当初30人ぐらいいらした方が、今は24、5人だそうなんですけれども、同僚議員もこれに参加していて、大変心強く思っているところです。1人、月に3回ほど当番が回ってくるそうなんです。子供たちが学校から帰ってきた3時から6時までの3時間、子供たちの宿題をするのを見て、そして子供たちを遊ばせるという。本当にこれは、先程町長の答弁にもありましたとおり、共働き家庭とかひとり親家庭の保護者が安心して仕事ができる。就労や介護をしている人、あと病気治療等を継続する人たちが安心して子供を預けられて、本当にありがたい支援だと思っています。

話を聞いてみると、すごく中身が濃ゆくて、川に遊びに連れて行って、カニの産卵を見たりとか、あともちつきをしたり、正月の凧作りをしたり、水鉄砲を作ったり、もう本当にお別れ遠足とか、中身が濃ゆくてびっくりしました。やっぱり、これはまさしく

成長支援、健全育成が図られているなって言えていると思っています。もうすばらしいの一言です。町長、それについては、先程の答弁ですから言うことはないですね。

共働きのお父さん、お母さんが増える中っていう、学童保育というのはやはりニーズが高くなってくると思うんです。できれば、学童保育が校区ごとにあることというのは、すごく屋久島町にとって望ましい姿だと思うんですが、先程の答弁にありましたように、杉っ子クラブだとか、最近できた安房の公民館を使って、民生委員の方たちが始められたということで大変うれしいんですが、南部のほうのお母さんたちから、そういうところがあつたらいいなという声が届いてきました。

南部のほうはというと、やはり気になるのが八幡幼稚園なんです。50年近い歴史のある公立の八幡幼稚園なんですけれども。副町長、教育長、もうこの八幡幼稚園、一つの役目を終えたんじゃないのかなって思っています。ここで違う形で有効利用すべきじゃないのかなという思いがあります。

現に、保護者がそこがそういうのだったら連れていきたいし、南部にも欲しいなっていう思いがあるんですが、町長、その辺はいかが思われますでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今の議員が言われる南部地区というのは、尾之間から栗生までの、そこら辺を指しているのかなというふうに思っていますけれども、今、言われた八幡幼稚園は私が就任して暫くして、もう八幡幼稚園を閉じればいいじゃないかということで協議をした経緯がございます。ですが、そのときは平内集落の方々がまだ残してほしいという強い希望があって、そのときは、もうだから5年以上前の話だというふうに記憶しておりますが、そういう経過もありますが、ここにきて私もそういう、これはまたちらほら聞いてはいます。だからそういうことがどうなのか、また教育委員会とも相談をして、そういう話の場を作って協議をすることもやぶさかではないのかなというふうに思っております。

○4番（岩山鶴美君）

一湊の黒潮留学、その学童保育に携わっている方たちがおっしゃるのは、やっぱり基本がボランティア精神なんだ。地域が自分たちで運営するから盛り上がるんだよ、人からされるんじゃないなくて、自分たちがしようと、だから盛り上がってみんな頑張っているんだよという声を聞いています。

しかし、南部のほうでも、声をあげても集落独自でできないところもあるわけですから、町民の声を聞いて手を差し伸べるということをしていただきたいと思ひますし、ぜひ行政のほうもそういう町民の声を聞いて、検討していただくということをお願いしたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

次の質問が、集落活性化の提案についてなんですが、特色ある集落の方言入りのラジ

オ体操を作って、健康づくりや子供たちへの方言を残す取組をするつもりはないですか
ということです。よろしくお願いします。

○教育長（塩川文博君）

今、おっしゃられた集落活性化の取組について、私のほうから答弁させていただきます。

現在、色んなニュースソース、メディアなどで標準語がいっぱいあふれております。
ほとんど標準語で伝えられておりますし、全国各地で古くから使われてきておりました
地方言語、方言は地域においても、衰退傾向にある、これは現状だと思います。

その方言の衰退を妨げるため、地方で様々な取組が行われておりますが、方言での弁
論大会、方言を使ったテレビ地方情報番組、インターネット等での動画サイト、方言の
替え歌、方言が多用されている場面が多く目につくようになっております。

このような地方の方言活用の取組の一つとして、議員おっしゃった方言のラジオ体操、
これも各地で作られておるのも事実でございます。方言の親しみや温かみによるコミュ
ニティの醸成とともに健康づくりにも一役買っているものと思います。

町内におきましては、これまで各集落、各団体において方言を活用した広報などは見
聞きいたしますけれども、町や教育委員会において方言を活用した授業の事例というの
はないように思っております。本町では、国体のオープンウォータースイミング競技、
この取組のキャッチフレーズとして、開催地の一湊の言葉で「ネッカーヤイキヤー」
というようなことも取り入れておりますけれども、今後とも各種事業の啓発や案内用の
チラシ、ポスター、そういったものでも屋久島方言のワンポイント活用も検討していき
たいと思っております。

また、方言のラジオ体操につきましては、屋久島の現状を考えたときに各集落で方言
が若干違うというふうに私認識しておりますので、統一的な作成というのはちょっと難
しいかなと思います。動画サイトにある全国各地の独特な声かけでの利活用事例を各地
区に、区に紹介しながら各地区での取り組みにつながっていけばなあと考えております。

また、本町では昨年度、町スポーツ推進員を中心としまして、屋久島町民歌に体操を
併せたオリジナル町民歌体操、これを作成をいたしました。本町国体開催100日前イベ
ント等で発表することも考えておりましたけれども、残念ながら発表に至っておりませ
ん。今後、町民体育祭や学校での運動会、体育祭など様々な町内行事等において、紹介
をしながら町民歌の普及、啓発とともに活用し、ラジオ体操とも相まって健康増進にも
役立てたいと考えております。

以上です。

○4番（岩山鶴美君）

今、教育長が言われたその屋久島町民歌体操というのも最近耳にしまして、ああすば

らしいなって思いました。

南部時代に、3時に防災無線からもラジオ体操が流れていたんです。もちろん健康増進の一環で流れていたんですが、いつの頃からないよなって思って、当時の担当に聞いたんですけども、やはり住民からうるさいという苦情の声があつてなくなったっていうことを聞いています。

このラジオ体操というのが、約80年前に国民保健体操として制定されて広く普及したんです。皆さんも私もかわいかった小学生の頃に、夏休みの早朝に公園や学校などでラジオ体操をして、スタンプを押してもらったという記憶があると思うんですけども、このラジオ体操の効果、皆さん御存じだと思うんですが、実にすばらしい、期待できる体にいい4つの効果があつて、1つは血行を促進させる、2つ背骨や腰椎のゆがみ対策になる、3つ肩こりの対策になる、4つ呼吸機能を促進するというので、時間にとすると3分15秒程度。全身の筋肉をくまなく使うことができるので、もう本当に様々な健康効果が注目されているんですが、これ運動量というのは軽めなんですけれども、効率的な運動だから幼児からお年寄りまでできますし、椅子に座ってもできる、このすばらしいラジオ体操を使わない手はないなって思ったんです。

町長、このラジオ体操で「かごんま弁でラジオ体操第一」というの聞いたことがありますか。

○町長（荒木耕治君）

残念ながらありません。

○4番（岩山鶴美君）

本当は、もしかしてとあって、ここで町長に聞かせたいぐらいだったんですが、鹿児島弁の入ったラジオ体操なんですけど、「ちゃんとせんか」「伸ばさんか」「曲がっちゃいが」とか、「ごてはぐるいち回せ」「斜め上さえはしと」とか、「前かがみになんなよ」「ひんねじ運動」などなど、これ本当に鹿児島弁の入ったラジオ体操なんですけれども、私の住む安房集落も運動会のときに、もう4、5年前からこれ使っているんですが、もう子供から高齢者までにこにこ笑いながら、くすくす笑いながら準備運動をしているんです。そのときにこれ鹿児島弁じゃなくて屋久島弁でいいじゃんって、そのとき自分に思ったんですけど、やっぱり私が思うぐらいですから、もう皆さん調べてみると、色んなところでそのラジオ体操が作られていました。沖縄弁、全然分かりません、宮崎、博多弁、津軽弁、秋田弁、韓国まで。本当に様々なところで皆さん、方言が入った体操を利用しているんです。

ちょっと話変わるんですけど、先程教育長が言われたように今の子供たちは、方言は使わない、使えないんです。本当に使えないんです。ですから数年先は方言がなくなってしまうという可能性も無きにしも非ずなんです。私たちの年代で屋久島高校に行った

人たちというのは、おかげさまで屋久島中にお友達ができますので、そしてそのことによつて集落の方言というのがよく分かるようになるんです。話し方でどこの集落がというのも分かります。自分も使えるようになります。だから、この方言をなくすわけにはいかないと思うんです。

そこで、教育長はちょっと難しいと思いますという、ちょっと残念な言葉を使われましたが、そう言ってもらいたくないんです。やはり校区ごとにでも方言の入ったラジオ体操を作って、楽しく健康づくりをしましょうって思っているんです。町長、いかがですか。

○町長（荒木耕治君）

突然ふられますんで、教育長の通告で教育長の回答だと思ってゆったりしとったら大変なことになりました。

確かに今、そういうなんかおもしろいと言いますか、そういう、屋久島は今言うように24集落あれば24方言があると思ってもいいと思います。種子島は結構多いですけども、種子島弁というのは大体一つでいけるんじゃないのかなという、そういう面では例えば面白いと言いますか、先程ラジオ体操で面白いの聞かせていただきました。

実は、私も若干落ち込んでいたときに、スマホで犬と猫が鹿児島弁でしゃべるといふなんか面白い動画が近所の若い子が、町長これ面白いからこれ聞いて、これ見てよみたいなことで見させてもらったことがあります。そういう気持ちがいいと言いますか、そういうことは今、なかなか集落でもみんな集まって何かやるということは、なかなかないですから、そういうことは屋久島には屋久島らしさがあるといいのかなというふうには、今、感じております。

○4番（岩山鶴美君）

栗生集落では方言の本を出しています。副町長の集落の原集落では、運動会でお年寄りと子供たちが方言のカード合わせをしています。それぞれに集落で方言を残す努力というのもしているんです。それは、やっぱり子供たちに方言に学びになるという、一石二鳥のことを集落でやっている。

町長、今言われましたけども、何も24集落、口永良部も入れて26集落、それを26通りというふうには思っていない。各校区でその行政がお手伝いをして、その体操を作って楽しく健康づくりができればと思っているんです。

だから、安房だったら「わっちわっちなによ」「じゃあがじゃあが」とか、そんなのが入った、方言が入ったラジオ体操が流れてくると、老人ホームにいるおじいちゃんおばあちゃんとか、小学校、幼稚園、中学校、高校、集落の運動会、役場でも流しているですし、色んなところで使えると思うんです。

一湊だったらですよ、「なんきゃ」「まだ腕を曲げんか、なんきょ」って言われたら、

おじいちゃんおばあちゃん元気になります。集落の言葉が聞こえてくるんですから。尾之間、小島だったら「ぼうぼうぼうよかね」とか、平内だったら「ええじゃったんりょうまいど」とか、その方言入りのラジオ体操って本当に色んなところで、職場で普及して、みんな笑いながら運動して健康になればいいなって、ただそれだけなんです。そこに方言が残るから子供たちに一石二鳥になりますよ、どうですか。そこを行政がお手伝いして、各校区で手を挙げた集落にそれを作っただけませんかという思いです。

ふるさと納税の返礼品にしても私はいんじゃないかなって思っています。そうすると、出郷者が屋久島町のものはいらないからほかのところにふるさと納税をしたりする可能性もありますけども、その体操のあれがほしいからとか、色んな相乗効果も出てくるんじゃないかなって自分で思っています。

あと、できれば動画、映像と一緒に作っていただきたい。町長色々見てください。知事とか市長さんとか町長とか、その体操に動画が出てきて、色んな職場の人たちが出てきていて、あれ見たらやっぱりすごい活性化の一つでみんな元気になりますよ、運動をすることで、ラジオ体操をすることで。もう本当にそれはそれで大変盛り上がると思いますので、ぜひ実現してほしいです。いかがですか。ここで約束していただきたいんですが。

○町長（荒木耕治君）

約束はしかねますけれども。首長さんも色んな首長さんいらっしゃいまして、そういうことを好んでやる首長さんもいらっしゃいます。私もいつだったか、ボーダーのスイミングキャップをかぶらされて、そしたらすごく不評を買って、何であんなことしたのって、そういう逆のバージョンもありますので、ひとつそこら辺は慎重にやりたいと思います。

○4番（岩山鶴美君）

町長それがいいんですよ。頑張ってください。ぜひ、後ろ向きな返答じゃなくて前向きにほかの課長さんたちも検討していただいて、これぜひ作っていただきたいというのが私の希望です。

役場で、もし3時にラジオ体操をするとすると、町民の人たちが来ているときに一緒に体操もできるんです。じゃあ、今日はどこの方言が入っているラジオ体操かなと思いつつながら、色々楽しいと思うんですけれども、もし役場内で防災無線で流すことはできるんですか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

住民の方の理解をいただければ、町内全域もできると思います。ただ庁舎内だけというのも多分できると思いますので、できればぜひ安房で作ってみてください。

○4番（岩山鶴美君）

今の私の質問は役場内であんまり放送聞いたことがないものですから、もちろん防災のときとかそういうのは流れたりするんでしょうけど、防災無線でその役場内で放送は流せるんですねっていう質問です。館内放送です。大丈夫なんですね。

[発言する者あり]

○4番（岩山鶴美君）

総務課長、ちょっと調べてみますはちょっとおかしいんですけど。防災無線が本庁内の中に聞こえていますかという質問なので、簡単な答えだと思えるんですけど、聞こえるか聞こえないかなんですけど。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

なかなかこっち、この庁舎は感度が悪くてあまりよくは聞こえない状況であります。ですから、ちょっと調整も試してみても十分聞こえるようにはしていきたいというふうに思っています。

○4番（岩山鶴美君）

感度が悪いということですが、やっぱり災害とかそのときに感度が悪ければ大変困りますので、そこはよろしくお願いします。

ぜひ、前向きな検討をよろしく願いしまして、強くお願いしまして、次の質問に移ります。

次の質問が、廃校になった学校の校歌を遺産としてライブラリに残す取組をするつもりはないですかです。お願いします。

○教育長（塩川文博君）

本町には昭和から平成にかけて、学校統廃合により廃校もしくは閉校した小学校が5校、中学校が8校、合計13校ございます。これまでに閉校した少中学校の校歌が教育委員会にありませんかというような問い合わせも、まれにいただいております。その都度、校歌の有無を調べて回答してきましたが、教育委員会でもきちんと校歌の状況を確認したことがこれまでなかったのが現状でございます。

中学校8校は、いずれも音源は未確認ですが、校歌楽譜と歌詞はございます。小学校5校は小杉谷小学校を除きまして、音源、楽譜、歌詞、これがいずれも未確認でございます。竜天小と志戸子小ではそもそも校歌がなかったというような卒業生や在籍した方々の話もございます。基本的には歌詞と卒業生などの記憶があれば復元し、採譜し譜面に起こしまして、ライブラリとして保存することは可能かと思っております。校歌がなかった学校はいたし方ございませんが、議員の御提言を踏まえまして、校歌制定の有無も含めて再度調査いたしまして、卒業生の方々の御協力がいただけるなら音源録音、譜面起こし、そして可能であれば文化協会等所属団体の協力を得まして、ライブラリとして残すことを検討したいと考えております。

○4番（岩山鶴美君）

小学校5校、中学校8校、その13校も廃校になった学校があるということで、やはりそこには子供たちの歴史があり、たくさんの思い出があるわけなんですけど、屋久島町の歴史としても捉えて、ぜひ、教育長が今言われたように残す手立てをしていただきたいなと思っています。

なんていうのかな、もしかしたらホームページに載せるなどして、するとその出郷者もなんかすごく懐かしく喜んでもらえるんじゃないかなっていう思いがあります。お忙しい中大変でしょうが、やはりこういうことを残すというのは大切なことだと思いますので、いつまでにやるかというのは検討されますか。

○教育振興課長（計屋正人君）

現在まだ検討には至ってございませんが、ただいまの教育長の答弁を経た上で、きちんと社会教育係、再度協議をして、いつまでにといったところも、ちょっと課の都合もありますけれども、なるべく実現化、早い段階でできればいいなというふうに考えてはございます。

以上です。

○4番（岩山鶴美君）

教育長、課長から前向きな返答をいただけただけでも大変ありがたいと思っています。ぜひ、検討していただいて、残していただきたいと思いますので、その点をよろしくお願いします。

次に移ります。

3番目に、屋久島町総合センターの利活用についてです。それで答弁をお願いします。

○町長（荒木耕治君）

現在、センター内に設置をしている、役場出張所窓口の狭隘さについては、町民から指摘をされているところで、特にコロナ対策においては町民の待ちスペース、エントランスに設けているのが現状であり、今後、引き続き検討が必要と考えております。

また、子育て支援所管の福祉支援課においては、安房地区においても宮之浦や尾之間の保健センターなどのような、子供とその保護者たちが集う、比較的オープンに出入りできるスペースができないか検討をしてきたところです。特に支援センターの皆さんとは、子育て支援、障害者、高齢者対策などを取り巻く拠点の一つとして、島の保健室構想を提案をしていただき、現在まで至っている経緯がございます。

このこともあり、元教育委員会スペースの利用について、利用申請があった支援センターに打診をしたところですが、将来的には場所の移転もあり得る旨も含めて提示したことから、今回の申請に対しては若干の検討が必要であるとの判断をされたというふうに聞かされております。

今後、宮之浦支所や尾之間支所など9支所の解体、再利用が進めてまいります、安房の屋久島総合センターについても、提案されている島の保健室構想の考え方も取り入れながら、その有効利用について積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○4番（岩山鶴美君）

屋久島町総合センターの利活用については、在り方検討会がありました。結論も大まかに出た中で、なんか進捗していないけどどうなのかなという思いがありました。

そんな中で、以前、福祉支援課長中心にスタッフの皆さんが考え出した、子供からお年寄りまでともに暮らす島づくりの島の保健室構想を拝見したときに、私は大変感動したんです。コンセプトは島の保健室、子供からお年寄りまでともに暮らす島づくりということで、やはりゆっくり話ができて、何でも相談できる地域の駆け込み寺、子供からお年寄りに関わる様々な相談に応じることができて、多職種連携による相談支援体制が整備されることによって、安心して暮らせるまちづくり、町の福祉拠点としての役割を担う場所ということで、いやもうこれができたらいいなって、すごいなって、このスタッフの皆さんの取組が、素晴らしい取組が早く実現すればいいなって、ずっと思っていました。

話を聞いてみると、本当に進捗していないし、なんかちょっと元気がないなって思う中、行政としては尾之間支所の耐震のこととか、宮之浦のこともあって、総合的なことを考えながらやってますということなんです、もうはるかに、ああ言うってから時間もたっているんです。じゃあそれを言うのであれば、何か違う形で、そこで使える場所もできないはずはないのになという思いがあって、早くちょっとがんばってよという意味で、この問題を取り上げた次第です。

子育て支援センターだとか社会福祉協議会の居宅支援の事業所だとか、本当にこの中で皆さんが、窓口が一つで色んなことがなせるっていう、これってすごい皆さんの希望かなと思っていますので、なるべくいい実現をお願いしたいと思いますが、何かありますか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（寺田和寿君）

ただいま議員より、支援センター等が提案をいただきました島の保健室構想のことにつきまして、後押しをいただけるようなお話がされたところですが、我々福祉の子育て支援所管では宮之浦とか尾之間では、保健センターで色々な健診等を行ってきているんですが、安房地域については、今現在、総合センターの2階で子供の事業とかを実施したりをしてきました。

ただ、障害者の支援センターのほうではここに入りたいという希望というのがあったかと思うんですが、我々としまして、今現在、空きスペースになっているところに入

れないだろうかなということで、この島の保健室の構想の中で考えていければいいのかなと思って、受け入れてきたところです。移転のことが今回、少しあったようで提案をしたんですが、ちょっと躊躇をしているみたいですので、今後はもう少し政策推進課所管の財産のほうの方々とも一緒に、支援センターの方々ももう一度話を詰めて、こういった形に近づけるように努力をしていければなと考えています。時間をください。

○4番（岩山鶴美君）

福祉支援課長も少し忙しくて元気がなかったんですけども、色々話をして大変元気になってきたと私は思っています。やはり、こういう素晴らしいことを1つずつやっていただければと思います。早くあそこが素晴らしい、島の保健室とまではいかないかもしれないけれども、皆さんが使える場所にとっています。副町長に申し訳ないですけども、副町長、検討委員会の委員長でしたが何か一言ございますか。

○副町長（日高 豊君）

検討委員会の中では、あそこはもともとコミュニティ施設なので、そういうのに返すべきじゃないかというのが最終の結論でした。その後、観光協会が暫定的に入っているように思うんですが、あれが恒久的に入っているのかどうか、観光協会とどのような話になっているか分かりませんが、先般、この保健センター、支援センターの相談室を空きのところであってという話があるんですけどということがありました、私のほうに。私は、そのときに現状、この島の保健室、残りの部分にそういうもの、相談施設とか子供たちが遊ぶ場所とかを配置したらということで話があるんですけどという話だったので、でも今、観光協会があそこに入っている中で、子供たちのそういう場所がやはり明るい場所、お日様の当たる場所に作るべきじゃないのかな。であれば観光協会があそこにあることで本当のそういう施設として、有効性があるのかなということで多少疑問があったので、全体としてフロアの在り方だとか、あるいは観光協会の在り方、あるいは支所、出張所の窓口の在り方もそういう話がありましたので、もう一回全体としてどういうふうに配置すべきなのかというのは、考えたほうがいいんじゃないですかということで、担当のほうにはお返しして、今日、町長が先程答弁したような形のお答えになっているかと思えます。

なので、そういうものが不要がないということはないと思いますので、どうせするんであればより理想に近い形にできるんだったらそうすべきじゃないのかっていうのは、私個人的な感想では、そういうふうに考えております。

○4番（岩山鶴美君）

今、副町長が言われたのがそうだと思うんです。観光協会には悪いですけど、観光協会が入ることになったときにも、町長に文句言いに行った一人です。トップダウンですかって、おかしいでしょって、何で、どうしてですかって、文句言った一人だけ

ら、なおこれ言いたいなって思ったんですが。

でも今、話を聞いて、やっぱりそういう観光協会も含めて、それが総合的なことを考えてやるんだっていう、そこが見えてきたなって思いますので、その総合的に考えて、一つ一つがいいふうになればなと思いますので、そこは少しずつでも一步一步していただきたいと思います。

最後に、町長何かないですか。

○町長（荒木耕治君）

本庁舎に人員スタッフを集めるときに、安房出張所、宮之浦出張所、尾之間出張所ですね。要するに尾之間出張所が今手狭であった、宮之浦の出張所はまあまあスペースを保てる。あと安房も狭いのは狭いです。尾之間はちょっと広い、一緒に入っていたのを出してしましたから、少し広がりました。今、安房のこの屋久島総合センターを、先程副町長も申しあげましたように、少し全体的にちょっと整理をしたいと。

ここにきて、私は一つ気になっているのは、あそこに南日本銀行があったんですが、これが今閉鎖をしてATMが置かれているんです。ですから、じゃああの建物を南銀さんがどうしようとしているのかなというのがある。できればうちの駐車場に入っているような建物ですから、そこをどんなふう考えているのか、ちょっと話してみたいなと。

例えば、それなりの安い価格で引き取れるなら、それを引き取れば、今言うように観光協会、島の保健所、あるいは安房の出張所、そういうものをちゃんとしたスペースをとって何かできないのかなと。そうやって安房のセンターの前の駐車場も、あの水道のあったあれも取り壊したり、これからするんですけれども、そういうことで駐車場も確保しながら、ちょっと全体像を少し、議員に言わずと早く、時間をかけずにやってみようかなというふうになら、考えております。

○4番（岩山鶴美君）

今、町長が言われましたけれども、私も南日本銀行は、あそこ役場が借りて安房支所になればいいじゃんという思いで言ったこともあります。やはり、今話を聞いて総合的に色々考えて、しっかりやっていくということが分かりましたので、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋義友君）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

次の会議は、6月17日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 3時16分

令和2年第2回屋久島町議会定例会

第 4 日

令和2年6月17日

令和2年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第4号）

令和2年6月17日（水曜日）午前10時開議

○日程第1 町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
8番 榎 光徳	<p>1. 屋久島空港整備計画について</p> <p>(1) パブリック・インボルブメント（PI）取り組みの結果を踏まえ、どのように評価しているか。</p> <p>(2) 国・県との情報交換や協議はどのようになされているか。</p> <p>(3) ターミナルビルは民間施設であるが、滑走路延伸や、他のターミナルビル施設の整備計画と歩調を合わせ、協議を進めていく必要があると思うがどう考えているか。</p> <p>(4) 地元住民とのコンセンサスを得るための具体的な方策は考えているか。</p> <p>2. 新型コロナウイルス対策について</p> <p>(1) 緊急事態宣言の発令や解除、再発等様々な動きがある中で、今後予想される第2波・第3波等に対応したガイドラインの策定はなされているか。</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p> <p>町 長</p>

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりです。

△ 日程第1 町政に対する一般質問

○議長（高橋義友君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。8番、榎光徳君に発言を許します。

○8番（榎 光徳君）

皆さん、おはようございます。今議会の一般質問も最後となりました。トリを務めさせていただきます。貴重なお時間を頂きましたので、前置きは省き、早速通告に従い質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は、一つ目に屋久島空港の整備計画についてと、二つ目に新型コロナウイルス感染対策についての2点であります。

まず、1点目の屋久島空港の整備計画についてであります。昨日、一昨日と朝日新聞、南日本新聞で、気になるニュースが目に入りました。皆さんも御存じかと思えますけれども、三菱重工が大幅従業員削減と国産初のジェット旅客機MRJの開発部門、開発機能の大幅縮小ということであります。屋久島空港のジェット化が成就した暁には、一番機になるであろうと期待もされてたわけですが、この推移が注目をされる場所にはあります。

それはそれとしても、私たちは今年1月から行われておりますPI、パブリック・インボルブメントを始め滑走路延伸に向けた取り組みを粛々と進めていく必要があると思えますが、今回のPIの取り組み結果を町長はどのように評価をしているかお尋ねをいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治君）

おはようございます。榎光徳議員の御質問にお答えをします。

パブリック・インボルブメントにつきましては、議員も御承知のとおり令和2年1月10日から2月28日までの50日間、屋久島空港の滑走路延伸基本計画案を町内全世帯に配付をして事業の必要性や施設計画の妥当性などについて情報を提供をし、広く意見を募集をいたしました。

回答の結果としましては、募集期間中にはがきやホームページで寄せられた回答の合

計は2,177通であり、そのうち屋久島町民の方からは2,056通、94.4%であり、その中で9割の町民が滑走路を延伸したほうがよいとの回答でした。

これまで、各施策を実施するに当たり意見募集やアンケートを実施をしたことがありますが、今回のような各集落から高い回答率を得たことは初めてと記憶をしておりますとともに、屋久島空港の事業化に向けた町民の関心の高さだと実感しております。回答頂きました皆様に改めてお礼を申し上げます。

この結果を基に、外部有識者で構成されています第3回のP I評価委員会が5月19日に開催され、委員からは、屋久島の人口が1万3,000人なので400くらいのアンケートが取れば十分だが、今回約2,000取れているのですばらしい、90%の信頼度、許容誤差3から2%となっており、ほとんどの住民の意見が反映されていると判断をしていくくらいの結果が出ているや、単にアンケートを取るだけでなく、特に19項以降の非常に意見が集約されてそれに対する対応もしっかりとまとめられているなど、大きく7つの意見を頂き、最終的にP I評価委員会としてP I活動の評価及び実施記録について妥当であると認めるとの結論が出され、評価委員会が終了をしました。

私は、今回の町民から頂いた様々な御意見と評価委員からの結果を基に、屋久島空港滑走路延伸の早期着工に向けてさらに邁進したいと思っているところであります。

○8番（榎 光徳君）

3月議会でしたか、担当課よりこのP Iの取り組みの経緯を説明して頂きました。今町長があつたとおりの、中身的にはそういうことがあつたんですが、今ありましたようにアンケートでは2,177通、島外も含めてということですが、非常に高い回答率であつたという事柄のようですが、この結果を通知表で言えば5とするのか3とするのか2とするのかと、そこら辺の評価なんです、町長先程非常に高い評価で妥当であると。

これ、この資料の中で、P I評価委員会3回持たれてこの中でもそういう評価であつたということなんです、やっぱ要は中身であつてP Iのこの調査票の中で住民に対して、回答率はそうであつたけれども中身が、必要なかどうか、延伸についてはどうかとか今後色々アセスがあり色々な調査をしながら、最終的には用地買収とかそういうことまで進んでいくんでしょうけれども、そこら辺の評価をこのP Iで探っていくということになるのではないかなと思っております。

滑走路延伸の協議会とか幹事会そういうのも立ち上がっております。ですから、そこら辺の経緯経過を踏まえて、これがおおむね町長が妥当であるということ認識をされたんじゃないかと思ってるんですが、話は変わるかもしれませんが以前、県知事が伊藤知事から三反園知事に代わりました。

以前は、町長も伊藤知事の話もよく出されたこともあつたんですが、そこら辺の何ていうか熱の入れようとか温度差とかそういったのがなければいいんですが、今

回のP I調査で町長は意を強くしたところもあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺に関してはどのように受け止めをされておられるかお願いしたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

意をどうするかでって、今造ることに向かって邁進をしてるわけです。ですから、それには幾つものハードルを越えていきますから、一つずつ着実にそのハードルを越えていく、知事が代わろうとどうしようと私はそういう、屋久島空港2,000メートル滑走路延伸という意志は強く持っておりますんで、どなたが知事になろうとこれからもそういう屋久島のことは伝えていこうというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

それも当然のことだろうと思います。そういう意志を強く持って、変わらない対応して頂ければありがたいと思うんですが、2番目の質問ともちよっと重なっていきませんが、このやはり国と県との情報交換や協議というのは非常に大事になっていくわけですが、それで2番目の質問も併せて、これまでも多くの先輩議員や同僚議員と同じ質問をしてきておりますけれども、私自身もこのターミナルビルを含めた関連質問を3度ほどさせて頂いております。

それで、これまでも色々な方々の意見、多くの方々が口にするのは、過去において何度もこういうことを話しを出してきた。ところが、そういう話が出ては消え出ては消え、途中頓挫というかしていったという様なことで、今回は色々皆さんご承知のように予算的なものとかエプロンの拡張とか色々なニュースが伝わってきております。

そういった中で、今回は大丈夫だろうと、今回もできなければもうできないよといった声もあります。そういう声がある中で、当然今までの色々な協議会とか委員会でも議論はされてきたことですが、現状今国とか県そういったところとの協議というのは具体的にはどういうのがなされてきてるかを示して頂きたいと思います。

○町長（荒木耕治君）

県との情報交換や協議につきましては、平成27年度に鹿児島県が実施をした可能性調査の事前協議として港湾空港化及び屋久島事務所建設課と調査の詳細な内容と役割分担の確認をして、平成26年度から具体的議論が始まりました。

その議論を踏まえて、平成27年7月に可能性調査に伴う住民説明会を長峰生活館で開催をし、その後の調査で海域を埋め立てることなく滑走路延伸は可能との調査結果が出されたことにより、次のステップとして重要事項であったP Iを実施をしたところであります。

これまで空港の事業化に必要とされる手順を実行していくため、関係者で構成する屋久島空港滑走路延伸幹事会や協議会を設置をし、様々な視点から協議、情報共有を行ってきております。また、国につきましては上京するたびに関係各所へ出向き、早期事業

化の要望活動や意見交換を実施をしまいでございます。

○8番（榎 光徳君）

最近では、今ありましたように二十六、七年ぐらいから可能性調査を始めたというなことで、具体的な取り組みにまた入ってきたのかなと思うんですが、国やら県へのその要望陳情活動も含めて、私ちょっと資料見てみましたら合併直後、平成21年度にこれ前の町長議長あたり県の港湾空港課に要望陳情で出向いているようであります。この時は交通対策特別委員、同僚議員もいらっしゃると思うんですが、そういった方々も出向いてそういう要望をしたようであります。

ですから、その頃からももうずっと一応取り組みはしていたというなことで、私はこれまでも何度となく国やら県の陳情、要望、やっぱり繰り返すことによって結果が出てくるというなことで、よく種子島との引き合いに出して、種子島1市3町も各省庁にしよっちゅう出向いて陳情要望も非常にやってるというなことを聞くもんですからそういったことを何回も言ってきたんですけれども、やはりそういうことが結果につながっていくんじゃないかなと思っております。

先程、滑走路延伸協議会や幹事会の話も出ましたけれども、当然ここら辺でも議論してきたことなんでしょうけれども、以前は熊毛振興協議会、熊毛1市4町でつくってる熊毛振興協議会とかですね、その中で種子島空港整備促進協議会とか色々そういうのはありました。

種子島は当然ジェット化ができたわけですが、その後は屋久島にシフトをして屋久島空港整備促進協議会に移行してきたんじゃないのかなとも記憶してるんですけれども、そういった中でさっきの合併してすぐのその要望陳情、そういったのは屋久島独自の活動としてやってると思うんです。

やはりこうした長い繰り返しのそういう要望陳情とかそういったのがやっぱり結果につながる、成果が出てくるということを言えば、今後もそういうことは色々な形で続けていく必要があるかと思うんですけれども、そこら辺については町長どうお考えでしょうか。

○町長（荒木耕治君）

今現在、空港は県を離れていよいよ国に行こうとしているところです。ですから、今議員がおっしゃるように今までの経緯経過を話すこともそうかもしれませんが、私はそもそも屋久島空港の延伸をなぜやろうとしたかということは、最初もう国は地方空港の整備はしない、ハブ空港だけ、拠点空港だけしか整備はしないという方針であります。

ですから、種子島空港2,000メートルありましたんで種子島空港を造る時に、JALが完成をしたらジェット機を飛ばすという念書を入れてありますんで、それで屋久島が

できないのであれば種子島にジェット機を東京大阪から飛ばして、高速船であるいは町営船で屋久島に観光客を呼べばいいということで、1市3町、熊振あるいは種子島の協議会、そこにボールを投げました。全然乗ってきてくれませんでした。

だから、私が空港に対する情熱とかそういう思いを伝えられてなかったのは残念ですけども、その10年近く前にやはりインバウンドがこんだけ盛んになる、それは前の伊藤知事がそう言われておりました。アジアからの人がどっと来るよそのために。

ですが、今そういう施策をやって県政が変わっても今アジアからたくさんの方が来ておまして、そしてコロナで今止まっていますけれども、そういうことで始めたわけです。

ですから、種子島空港がどうも使えそうもないというのが途中であった、それで屋久島空港の延伸を諦めたわけではないですよ、種子島の空港を使いながら屋久島の延伸をやろうというふうに思ってた。やはりその当時港湾空港課は15年かかるって言っていた空港やるには。

ですから、その15年の間待ってくわけにはいきませんから、種子島を何とか使って一緒に熊毛でそういうことをやろうということで、その当時の首長に話もしましたけれどもなかなかそういうふうにならなかったと。ですから、知事のどこ行った時も屋久島空港は要らないって前の町長さんは言っていましたよってけんもほろろに言われましたよ。

ですから、屋久島空港延伸可能性なかったのはマイナスからのスタートだったんです。だから今議員がおっしゃるように、やはり足繁く通って自分の島の実情を訴えてやる、そういう情熱とあとは信念とあとはタイミングだというふうに思っています。政治てのはある意味そういう時期が来て動くこともたくさんあります。そして、そういう人材と出会うということも大事だというふうに思っております。

ですから、今屋久島空港を私もそうやってやりましたけれども、議員の皆さんとも一緒に陳情にも行ってもらいますし、あるいは時と場合によっては県議会議員の先生にもお願いをして、県に行く時には同席をしてもらったり、そういうことはありとあらゆる人の力を借りてやはりこの屋久島空港を一日も早くものにしたという思いを持っておりますので、先程も申し上げましたけれども国に行ってもほかの用事で行ってもやはりそういう部署には顔を出していくということは、今までもそうですしこれからもそういうことを続けていきたいというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

町長の熱い思いというかそういうのは聞かせて頂きましたけども、やはり本当先程15年とか色々言われたというなこともあったり、確かにタイミングも非常にあると、知事の交代劇とか世の中の情勢色々日々変わっていくわけですけども、そういった中でのタイミングが良いタイミングであれば非常に進んでいく期間は早くなるというなこともあるんでしょうけれども、国県とのそういった協議という中では、県も県議会等で最近

は盛んに議論になっているようです。

昨年の12月議会を受けてだったと思うんですが、三反園知事がジェット化に150とか250億円というニュースがありました。これも、この時非常に明るい話題ということで、島民の皆さんも非常に喜んだんじゃないのかなという思いがしたんですけども、この時に当然このP Iの調査も明けてすぐやるというなことが出ておりました。

やっぱりこういうことを県も知事もそういうなことを考えてるというなことは、打ち出すというなことは非常に我々にとってはありがたい話ですね。こういったことから、やっぱり当然地元の島民の機運もどんどん盛り上げていかなければいけないということを感じておりました。

先程町長が言ったように、この国際化、グローバル化に向けた取り組みというの、この昨年の11月29日の南日本新聞の150億円のニュースの中で、そこら辺のこのターミナル施設を従来から3倍ぐらいに拡張したいというなこともありましたけれども、これはそのグローバル化に対した、適応した施設をつくるというなことであったと思います。

後でターミナルビルの話も出てきますけれども、色々検疫とかそういったことの施設を造っていくというなこともあったようですので、ぜひここら辺の話を途切れることがないようにぜひ継続した取り組みをしていかなければいけないのかなと思います。

今年は知事選挙もあります。25日でしたか24日でしたか告示があるんですが、こういったことも捉まえて非常に、また時期的にもさらにこうプッシュするいい機会かなと思うんですが、そこら辺に関しては町長何かないんですか考えは。

○町長（荒木耕治君）

なかなか質問の趣旨がよく分からないんですけども、先程も言いましたけれども、知事がかわろうがどうしようがこの屋久島空港は造らなければならぬんだというのを鹿児島県の港湾空港課に関してこれは既定路線なんだということを今この8年間でつくり上げてきたということなんです。今工事費150とか200億とか言われてますけど、恐らくそんなもんじゃないと思います私は。

それで、今私が何でそういうこと一生懸命やってるかって、この事業費sonだけかかってほとんど町の持ち出しはございませんよ、国が8割、県が2割で空港整備やるわけですから、ですからそういうものも見据えてずっとこの間やってきたわけです。

ですから、今県に申し上げてることは、鹿児島県は東西200キロ、南北600キロ、日本で一番長い県ですよ。そして離島の観光なくして鹿児島県の観光があるんですかというふうに申し上げてまいりました。

ですから、熊毛あるいは奄美、奄美がまさに世界自然遺産に登録をされようというものも出てきましたので、鹿児島島の遺産、屋久島の遺産、奄美、琉球の遺産、これをつなぐ観光ルートをつくることは鹿児島島の観光の発展に寄与するんじゃないんですかと。沖

縄、奄美、屋久島、鹿児島、そういうことを夢を描きながら、ずっと2,000メートル滑走路を持ちたいというのは言っていたわけです。

それで、空路もつくりますけれども海路もつくらなければいけないということで、A“LINEの上りだけですけれども今起工をしております。これも、将来的には私は下りも上りもつけて、それで人も物も乗れるようなそういうことにやっていかなければいけないというふうに思っております。

屋久島だけで単独で観光を言ったって駄目だと思っております。奄美の12人の首長さんにもそう申し上げております。奄美は遺産になってしばらくは来るかもしれんけど、長い目で見たらやはり屋久島と一緒にあったほうがそういう相乗効果てのは必ずありますよと。

だから、屋久島空港にLCCがないならLCC奄美に飛ばして、奄美と屋久島の間をつないで奄美に1泊、屋久島に1泊するようなそういうツアーも組んでいかなければいけないというふうに、色々なこの2,000メートルの滑走路を造ることによって色々なことが想像されたりしていくわけです。

ですから、議員の皆さんにもどうか力を貸して頂いて、ともに一日も早く屋久島空港に2,000メートル滑走路が完成をしてジェット機が飛べるように、或いは国際線でチャーター便が飛べるようなそういう日が一日も早く来るように一緒に頑張ってもらいたいというふうに、これは私から強くお願いをしたいというふうに思います。

○8番（榎 光徳君）

奄美を含むこの南西諸島ルートの開発、町長もこれまでも何回も話をしてきたところですが、私も当然そういうことはもう思います。ですから、やはり2,000メートル滑走路が成就することによってそういう色々な夢が出てくる、期待が膨らんでくるわけですが、私ども議会サイドも今交通対策調査特別委員会の立ち上げをどうするかとか、色々そういう議論もしております。

また、観光議員連盟もありますのでそういったところで勉強会もしながら、町長も今あったとおり町と議会が一体となってやっぱり県にも赴くと。場合によっては国へも色々陳情もしていくというなこともやっぱりしながら、この県国との協議をより強固なものにしていければなと思います。

それでは、次のターミナルビルの整備計画についてに入っていきたいと思います。

先程も申し上げましたけれども、この件についても先輩議員や同僚議員、当然私も何回か質問してきましたけれども、そしてまた色々これも県等との協議もしてきた、あるいは民間との協議も色々してきたと思うんですけれども、先程あったようにこれもその県議会を受けて三反園知事がターミナルの件に触れてニュースを出しました。

皆さん御存じのように、このターミナルビル民間施設でありますので、なかなか思う

ようにいかないところもあるんですけども、今回の滑走路延伸とかほかのターミナル施設の計画が出されたわけですけども、そういったものと歩調を合わせて同時進行でやっぱりこれも取り組んでいかなきゃいけないというふうに思うんですけども、こちら辺についての町長の考えいかがでしょう。

○町長（荒木耕治君）

滑走路延伸の話をした時から、ターミナルビル会社との話も同時並行でやっております。というのは、今議員がおっしゃられるようにこれは岩崎産業の持ち物ですから、県が勝手に絵を描くわけにはいきませんから、そういう面では一緒に。

ですから、まず2,000メートル延伸をやるということと、ターミナルビルを新しく造り替えるという話は一緒にいいですよという話は、2000メートル滑走路の可能性調査が終わったところで岩崎産業ともそういう。だけど、これ勝手に県が描いてますけれども、それをどんなふうにターミナル会社に説明をしてそういうものを造っていくのかというのはあると思います。

私がずっと言ってきたのは、非常に今のターミナルビルは苦情が多いです。ですから、会議のたびに私はターミナルビルの役員には申し上げてまいりました。世界遺産の島におりてきてあのターミナルですかと。まずトイレを何とかしてくださいということをもうずっと言ってきました。今あんなようなトイレでいいんですか、入り口も手動でなくて自動ドアにしてくださいよという話はもうずっとやってきて、これも遅々として進みません。やらないとは言わないんですよ、やるって言うから厄介なんです。だからいつやるんですかという話なんです。

ですから、もうここまでいっても私ももう私のほうがしびれを切らしてますけれども、ですからこの2,000メートル滑走路をつくる時は、必ず新しいターミナルを同時並行で造りますという確約はもらってます。書いたもんはありませんけれども、そういうことでこの港湾空港課もこの絵を持って岩崎産業にも説明に行ってるみたいですから、恐らく何らかの感触を得てるんだろうというふうに思っております。

私が今ターミナルビルに関して言ってることは、木造でつくってくださいというふうに言っております。本庁舎も木造で造りましたんで、ターミナルビルを木造で造ってくださいと。全部木造じゃなし、CRCで造ってる空港てのが宮古の下地島空港ターミナルてのがあるんですけども、今一部分使ってるとがありますけど、私素人ですから分かりませんが強度とか色んな高さとかあるんでしょうから、そういうものを除いてできるだけふんだんに木を使って木造で内装あるいはかれこれやって頂きたいという要望は今もしております。

ですから、そういうこともこれからも言っていきたい。そうすると、日本で初めての総木造のターミナルビルができるというようなことになれば、非常にまた屋久島空港と

しても屋久島としてのイメージも上がっていくんじゃないかなというふうに思っております。

○8番（榎 光徳君）

町長、今ターミナルビル岩崎の持ち物ということなんですが、これ株でそれぞれ出資をしてこうしてる、どこの空港もそういう形態だと思うんですが、屋久島空港の出資比率御存じですよね。岩崎が85、いわさきグループ、コーポレーション等含めて85、J A Cが10、町が5%なんですが、ちょっとほかの近隣の空港を調べてみましたら、例えば種子島は県と1市2町、県が17、中種子が15、西之表が9.5、南が5.5、47.1%が行政で、あと残りを民間何社かで民間が分け合ってるわけですね。奄美ですと、県が20、奄美市が23、J A Lが15、あと民間各社が残りの50%ぐらいやっていると。徳之島も県が13.3、3町で天城が23.8、徳之島が9.5、伊仙が9.5ということで、残りの40何%を数社の民間、あるいはJ A Cあたりがしてるんです。

私なぜこれ言ったかという、この屋久島空港のビルだけが85%民間、岩崎の持ち物ということで突出してるわけですね。ですからなかなかそこら辺、これまでも町長さっき言ったように何回も協議はしてきましたけれどももうまくいかないというあれもあると思うんです。

これ合併前、平成17年の11月にターミナルの協議をしております。県の港湾空港課、屋久島事務所、そして旧両町、いわさきグループ合わせてしているんですが、この時の協議では岩崎は拡張してもいいよ、改造してもいいよというなことがあったわけです。

しかしながら、その敷地が狭歪だというなことで、じゃ隣をちょっと、これC A B、旧の航空局の施設だったわけですけども、气象台も入ってたと思うんですが、ここら辺を含めた改築はできないかというな協議もしたことがあるんですが、そういったようなことで岩崎はやってもいいよというなこともあったわけです。ところが、それからあとやっぱり時代の流れでトーンダウンしたり、色々そういうの繰り返してきました。

ですから、先に知事が敷地の拡張の記事を出しましたけれども、こういったことも今またまさにチャンス到来というかタイミングだと思うんです。ですから、ここら辺も含めて、またさらにこの協議をしていく必要があるんじゃないかというなことを思っております。

今後は、こういったことについても具体的に議論が以前よりは進んでいくのかなという思いがあるんですが、このことについては町長、もうほかには何か考えないですか。

○町長（荒木耕治君）

私は町長になってからしばらくして、再三再四岩崎さんにもうターミナル返してくださいよ県に。今議員が言われるように、比率を変えて検討待ちと。新しいターミナルビルを県は造りますと言ってたんです。けどなかなか返さないんですよ。

それは、ずっと聞いてみますと要するに空港を開港するの昭和40年代ですから、県が金がなくて岩崎の初代にターミナルビルを造ってくださいというお願いをしてターミナルができたんですよ。そういういきさつがあるものですからこのターミナルビルは、なかなかはいそうですかと言うわけにはいかないんですよ。だから、今議員が言われるように出資もわずかですから、そういう問題ですね。

ですから、そこともうまく付き合いながらターミナルビルもきちっと造っていかねればいけないというのがありますからなかなか、それは正論で言ったら今の時代にそんなのおかしいじゃないですかと言われるんですけど、やはり屋久島空港をここまでして、ここまでターミナルやってきて、ここまで飛行機も飛ばしてやってきたのは、自分たちがやってきたんだということも一方ではあるわけですよ。努力をしてきたんだということもですね。

だから、なかなかそこら辺は簡単にはいかないところ、割り切れないところがあります。ですから滑走路延伸を機に、今言うようにターミナルも峡歪でなかなか台風時などのキャンセル待ちでもそうですから、もうちょっと広くゆったりとしたそういうものをぜひターミナルビルも空港の延伸と一緒に造って頂きたいということで、今ターミナルの社長もそういう考えで、その時にはきっちりやりましょうという話は今頂いているところであります。

○8番（榎 光徳君）

町長の苦労というかあれも分かります。町長の言いにくいところも我々議会サイドにもどんどん投げかけて頂いて、お互いに協力し合って企業側にも、先程出資比率の問題も言いましたけれども、一緒になってやっぱりそういった取り組みを進めていければなと思いますので、今後ともお互いに頑張っていくということを確認してこれは終わりたいと思います。

この項目の最後になりますけれども、地元住民とのコンセンサスを得るための具体的な策は何か考えているかということなんです。

○町長（荒木耕治君）

先程も触れましたが、今年度は次のステップとして環境アセスが実施をされる予定であります。環境アセスを実施するに当たり、これから住民説明会を開催することとしております。計画を進める中で、コンセンサスを得るためには多くの住民に広く情報を提供し、合意形成を図ることが重要であります。

このことから、今回の説明会も昼夜2回実施をするよう調整をしているところであり、町報及び防災無線で周知することとしております。その後、アセスの方法等を取りまとめた要約書について縦覧期間を設け、本庁舎を始め各出張所等で広く縦覧に付し、縦覧終了後からは環境評価を行うための現地調査が行われる予定です。

これまでも住民説明会や各種団体への情報提供に努めてまいったつもりであります、今後も十分に県や関係機関との連携と情報を共有をし、必要あるごとに町民への情報提供によるコンセンサスを図っていくつもりであります。

○8番（榎 光徳君）

今後、環境アセスから今ありました住民説明会とそういった流れになっていくということなのですが、そして現地調査を踏まえるんでしょうけれども、当然その計画が進んでいけば最終的には用地買収等に入って行って、最終局面を迎えて工事着工ということになるんでしょうけれども、先程も申し上げましたけれども、これまでも何回もそういう話が出て消えたり出て頓挫したりで中断してきたりして繰り返してきました。

ですから、やっぱり地元住民の機運を高めるといふかそういったことも非常に大事じゃないのかなということをおもっております。それと、私このP Iの説明会の時宮之浦、尾之間、本庁3か所でしたかね、宮之浦の時に行ったんですが、非常に何をしてるのか、早くしてくれちゅうな声が多かったです。

そこに県の職員がずっと説明したんですが、この地元住民のコンセンサスもそうなのですが、私は先程の国県との協議とかそういうのにかえるかもしれませんが、どうもその担当の県の職員、こう言っちゃお叱り受けるかもしれませんが、熱意が感じられないというか答弁にしても何か、それは分からないんですよみたいなそういうやり取りがありました。

それで、それは当然説明会に来てた住民から指摘もされまして、県がばりばり熱意を出して完成させるんだちゅうのを出してもらわんと困るといふ意見も出てましたけれども、やっぱりそういうのが大事じゃないのかなと思っております。

今地元のあれとして、何か対策協議会で看板等も設置したりしてますよね、当然住民説明会等も今後していくんでしょうけれども、私はそこに機運を盛り上げる意味から色々なイベントとか、例えばパネル展をしたりとかあるいは、今ちょっとコロナの関係で便が非常に1日3便、2便でしたけど今昨日おとといあたりから3便になってるようですが、非常にこう間の時間が長い、その間に何か空港の滑走路を走るとか、これはまあセキュリティの問題もあるんでしょうけれども、中に消防車のでっかいのがありますよね、ああいうのを子供たちに見学させたりとか、体験で乗せてみたりとか、空港に関しての機運を高めるためにそういうイベントなんかも必要じゃないのかなという気もするんですが、そこら辺も含めて町長なり担当課長なりいかかでしょうか、どう思ってるか。

○町長（荒木耕治君）

議員の思いも分かりますが、もう今までのことだったろうと思えます。議員が今おっしゃられてることはですね。もうその段階は過ぎていると私は思っております。今県

が動かないのは事務方です。

上で話がついても事務方が動かない、港湾空港課が動かない、そういうふうに見えるかもしれません。私がしてから港湾空港課長が今4人目です。空港やり出してから。やはりその時の課長によって進むのもあれば、やっぱり後ろ向きな課長もいらっしゃいますよ。上がやると言っても課長が、後ろ向きな課長も県なんかいますよ。

ですから、そういう中でずっとその火を消さずにずっと言い続けてくる、根気の要る話ですよ。それはやっぱり、それをものにするためにはそう簡単にはいきませんよ。ですから、そういう思いをずっと持ち続けて4人の課長とも付き合ってきました。部長も今3人目です。そういうこともずっとやってきて、やはり事務方やそういうものが動かない部分では議員も建設課にもいたことがありますからそういうこともお分かりだと思いますけれども、なかなかそういう場面では非常にしんどい場面もあります。あったですよ。

ですが、今県の仕事はもう最終的な段階です。この環境アセスをしたらもう国に行きますんで、あと補足はちょっと担当課長にさせますけれども、はい。

○政策推進課長（三角謙二君）

先程町長が、次のステップへという表現をいたしました。今後環境影響評価法に基づく環境アセスが行われる予定になっております。この環境影響評価法というのは、その中の第2条で各種事業をする項目がありまして、その中に空港の配置を変える事業を行う、整備を行うという時には、環境影響評価法に基づく調査をしなければならないというふうに明記されております。それを、その取り組みを県がするという事は、これまでは可能性調査だったり事業化に向けた取り組みだったので、県の担当としてもかもしれないとか、可能性だったり表現がはっきりできなかったというふうに思っております。

ですので、回答にしてもある程度やんわりとした回答とか取り組みしかなかったと思うんですが、ここに来て次のステップにまいりますと、きっちり事業化に向けた着手という形の中でのステップとして進んでいくというふうに考えておりますので、今後については県のほうについても担当としても、そのスケジュールに応じてきっちりと説明ができるような形で進んでいくというふうに思っておりますので、この次のステップとしては課に明確なスケジュールだったり内容だったり示されるものだと思っております。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

私も先程思いましたけど、本当に県のやっぱり担当の熱意だと思うんですね。ですから、町長が言ったようにそれは私も十分分かります。

それで、環境アセスを踏まえてまたどんどん進んでいくことになるんでしょうけれど

も、今度こそ絵に描いた餅にならないようにぜひ、まだ本町には色々解決しなけりゃいけない課題もたくさんありますけれども、今コロナでもてんやわんやしてますけれども、しかしながら途中で立ち止まるわけにはいきませんので、ぜひ町長も英断を振るってここは積極的にこの課題には取り組んでいって頂きたいなと思います。そこら辺をお願いをしまして、この件については終わりたいと思います。

次に、大きな2番目のコロナ関係ですが、新型コロナウイルス感染対策についてです。

今朝も東京は20何名、今6日間連続で20名を超えてるというニュースもありましたけれども、まさかコロナがこんなに大きくなろうとは皆さん誰も思ってなかったと思うんですけども、不要不急の県をまたぐ移動、政府は19日から、明日あさってからですかね解除する方針を打ち出しております。

緊急事態宣言の解除もそうでありますけれども、依然としてこの増減、増えたり減ったりを繰り返す感染者がいる中で、今後予想されるであろう第2波、第3波に対応した本町独自のガイドラインを策定する考えはないかを伺います。

○町長（荒木耕治君）

新型コロナウイルス対策について、国の緊急事態宣言が5月25日に解除されたことに伴い、6月から県境をまたぐ人の移動や帰省、イベントなどの開催の制限については、一部の規制はありますが段階的に緩和をされることとなります。

このことから、観光客の方々が本町に渡航する機会が増えることから、他都道府県から新型コロナウイルスがいつ持ち込まれるのか、感染について懸念される場所ですので、今後も水際対策を徹底することが何よりも優先される場所です。

議員の今後予想される第2波、第3波に対応したガイドラインの策定はなされているのかとの御質問ですが、この新型コロナウイルス感染症に関する対策につきましては鹿児島県がその実施主体となっていることから、国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、鹿児島県においては一定の移行期間を設け外出自粛やイベント開催制限の要請などを緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとしておりますので、本町としましてもこれら県の取り組みに沿った形での対応を行おうとしているところであります。

本町では、まだ新型コロナウイルスの感染者は発生しておりませんが、鹿児島県では6月12日に鹿児島市在住の40代男性の方が、4月20日以降県内11例目となる感染が確認をされましたので、感染防止策として水際対策をさらに強化するよう関係機関等と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（榎 光徳君）

ちょっと時間もなくなってまいりましたけれども、先日ですか同僚議員が質問で水際対策のことが出ました。屋久島は幸いにして出てないんですが、やっぱり対岸の火事で

楽観は許されないと私この前も言いましたけれども、やっぱり第2波、3波に備えて何らかの対応しとくべきじゃないかと。

当然、国県の指針、ガイドライン示されてますけれども、それを本町に当てはめて必要ないよなというなら省いて、もっと付け加えるべきところは付け加えて、やっぱ一定のマニュアルというかガイドラインをしておく必要はあるのかなという思いがしております。

島内、町内では、例えばこれは色々規制はかけても強制力ないわけですから、例えば3密にしてもそうですし、それから色々なイベント等にしても人数の問題とか屋外屋内の問題で、どこまでがいいのとかあるわけです。

ですから、そこら辺をある程度の基準というものを設けてしとけば、町民も少しはまた安心するのかなという思いもあるんですがそういったのは、担当課長でもいいんですがちょっと無理ならいいんですけれども、そういう国県の基準を踏まえて本町に当てはめたようなそういうものは無理なのか。

事務局にしても、今窓口保健所になってますけれども、本町には指定医療機関もありません。協力医療機関徳洲会がありますけれども、そういうなことなんかにしても、じゃもし何か起きた時はどうするのかとか、そこら辺をもう少し島の状況に合わせて具体的なガイドラインみたいなことをできないかなと思うんですが、どちらでもいいんですけど時間がありませんので。

○健康長寿課長（塚田賢次君）

コロナウイルスの感染症の対策につきましては、国の示す基本的対処方針に基づきながら県が取り組みをこれまで示しております。町は、その県の取り組みに対しまして検討することになっておりますが、町としましてはその対応を決定する時に、鹿児島県で感染者が確認されてすぐ新型コロナウイルス感染症対策本部会というのを設置しております。

その中で協議をして、今後の方針を決定することになっておりますので、国や県の感染者のその時の状況などの情報を共有しまして、また状況に応じた町の取り組みをその本部会の中で決定をして情報を発信しておりますので、今後もこのような対応を、ガイドラインはないですけどもこのような対応を取っていきたいと思います。

以上です。

○8番（榎 光徳君）

ぜひそういう対応をして頂きたいと思います。言いたかったんですが、最後、日本で最も居心地の良い場所に屋久島が1位でノミネートされた記事がありました。これ前に言ったことがあると思うんですが、多くの課題を抱えている屋久島町ですけれども少しずつ解決して行って、この日本で最も居心地の良い場所も日本一の名に恥じないような

屋久島をつくり上げていければなと思っております。

以上で終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、6月24日午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時01分

令和2年第2回屋久島町議会定例会

第 5 日

令和2年6月24日

令和2年第2回屋久島町議会定例会議事日程（第5号）

令和2年6月24日（水曜日）午前10時開議

- 日程第1 議案第63号 訴えの提起について
- 日程第2 議案第64号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第65号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第66号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- 日程第5 議案第67号 屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第68号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第69号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第70号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第71号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- 日程第11 議案第73号 屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について
- 日程第12 議案第74号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第75号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第76号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第77号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第78号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第79号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第80号 財産の取得について
- 日程第19 議案第81号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第20 発議第3号 屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第21 発議第4号 屋久島町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第22 令和元年陳情第8号 グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書

- 日程第23 令和2年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第24 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について
- 日程第25 議員派遣について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出の件について

○閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（16名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	中馬慎一郎君	2番	眞邊真紀君
3番	相良健一郎君	4番	岩山鶴美君
5番	上村富士高君	6番	渡邊千護君
7番	石田尾茂樹君	8番	榎光徳君
9番	緒方健太君	10番	小脇清保君
11番	日高好作君	12番	下野次雄君
13番	岩川俊広君	14番	寺田猛君
15番	大角利成君	16番	高橋義友君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

議会事務局長	日高孝之君	議事調査係長	鬼塚晋也君
議事調査係	恵由葵乃君		

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	職名	氏名
町長	荒木耕治君	教育長	塩川文博君
副町長	日高豊君	会計課長兼会計管理者	上釜裕一君
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	鎌田勝嘉君	政策推進課長	三角謙二君
観光まちづくり課長	竹之内大樹君	町民課長	日高邦義君
福祉支援課長 兼福祉事務所長	寺田和寿君	健康長寿課長	塚田賢次君
生活環境課長	矢野和好君	産業振興課長（併任） 農業委員会事務局長	鶴田洋治君
建設課長	日高一成君	電気課長	内田康法君
地域住民課長	佐々木昭子君	監査委員事務局長	日高孝之君
教育振興課長	計屋正人君	総務課参事（情報担当）	岩川茂隆君

△ 開 議 午前10時00分

○議長（高橋義友君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程表のとおりです。

- △ 日程第1 議案第63号 訴えの提起について
- △ 日程第2 議案第64号 屋久島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第3 議案第65号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について
- △ 日程第4 議案第66号 屋久島町印鑑条例の一部改正について
- △ 日程第5 議案第67号 屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定について
- △ 日程第6 議案第68号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- △ 日程第7 議案第69号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について
- △ 日程第8 議案第70号 屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について
- △ 日程第9 議案第71号 屋久島町介護保険条例の一部改正について
- △ 日程第10 議案第72号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について
- △ 日程第11 議案第73号 屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について
- △ 日程第12 議案第74号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について
- △ 日程第13 議案第75号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第14 議案第76号 令和2年度屋久島町国民健康保険事

業特別会計補正予算（第1号）について

- △ 日程第15 議案第77号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第16 議案第78号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- △ 日程第17 議案第79号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（高橋義友君）

日程第1、議案第63号、訴えの提起についてから、日程第17、議案第79号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの17件を一括議題とします。

本案については、各常任委員会への付託案件です。

これから、各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

皆様、おはようございます。令和2年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を御報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第70号、議案第73号、議案第74号、議案第79号でありました。

それではまず、議案第63号、訴えの提起についてであります。

委員から、本人が容認していない27万円相当額、この内容はどのようなものかとの質疑に対し、訴え提起前の和解申し立てにおいては、請求金額は町側の計算による横領金額を前提に未払い額を算出した。今回の出訴においては、立証の容易性を考慮し、相手方が念書において認めている額を前提に未払い額を出したことよるとの回答がありました。

また、委員より町側としても相手がどの部分を認めていないということは把握していないということでのいいかの質疑に対し、両者の額に相当の乖離がある場合については、町側の歳出額を前提として出訴するのが原則だそうである。ただ本件では27万円程度の差がないこと、一部請求と明示して出訴する場合については、必要であれば残額についても出訴可能である。町側の算出額を前提とすると、段ボール数個分の帳簿類を最低でも3部コピーして、証拠として作成しなければならず、それに要する人的、物的負担が相当なものであるから、裁判上の和解手続に移行することも十分考えられるので、今回、一部請求ということで、相手の認めた額を訴額ということで提案するものであるとの回

答でありました。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第64号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてであります。

委員から、小型合併処理浄化槽の設置事業補助の現状はどうかの質疑に対し、これまでは新築に対して手厚く町の補助もしていたが、新築については当然、合併浄化槽を設置するのが基本になってきていたが、少し町も方針を変えており、新築でないところの浄化槽のやり替えだったり、単独槽からのだったり、汲みとりからの浄化槽のほうに手厚く補助をするほうがいいのではという形の中で、そういう方向に変えつつあるとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第65号、口永良部島辺地総合整備計画の変更については、討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第66号、屋久島町印鑑条例の一部改正については、討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第67号、屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定については、委員より、今回の改正に当たって、車賃の改正の検討はなされなかったのか。資料によるとキロ20円は随分古い国の基準額だと聞いている。キロ20円を基準額にしているのが2市2町、キロ25円は1町、キロ35円が1市ある。ほかは37円。国が示した基準に合わせていく状況だと思うが、熊毛を見ても中種子町、南種子町は37円だが、ここら辺について今回は検討の材料にならなかったのかとの質疑に対し、この車賃の見直しについては、平成27年に財政担当係のほうで職員の私有車の状況、あるいは燃料単価に関する状況等を含めて20円という単価をはじき出している。職員179名を対象に燃料等の調査も実施しているようである。厳密にできるようなものではないと思う。ただ、一般の町民の方に会議の出席要請をして、その方々にも往復で総距離20円を掛けて旅費を支給している。以前、バスの単価で出していたときよりは相当開きがある。この20円が一般町民にも理解してもらうことは多分できないだろうと思う。

20円になった当時、やはり相当苦情も言われた。その当時からして見直しをしていないというのがおかしいと言われれば、確かにおかしいと思うので、この件については今後見直しも必要かと考えているので、今後の検討課題ということで御理解いただきたいと思うとの回答に、委員から私たちの耳に入ってくるのは、以前はバス料金で支給されていたのが、キロ20円になったということで色々不満を聞かされる。

先般、ある弁護士さんから、国の基準は37円に変わっているということを知った。だから、他の市町村も併せているんだなと思った。今の話を聞くと、我が町は合わせる気が全くない。独自の検討をして20円に決めたということだ。でも、国が示されたこれに

検討することも一理あるのかなと思うので、今後検討してもらいたいとのことであった。

討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第70号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正については、委員より都市計画区域内ということかとの質疑に対し、字の安房、それから宮之浦地区から楠川までで、この間での長期の譲渡、所有した土地、建物を処分した場合の譲渡所得、これに限定ということであるとの回答がありました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第73号、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正については、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について（分割）では、多岐にわたりますので、主なものを報告いたします。

まず、政策推進課所管では、委員よりコロナ支援策はだいき基金を原資している部分があるが、条例を見ると何かびたりとはまっている気がしないが、例えば2波、3波がきて、支援策が必要になった場合に、財政調整基金を取り崩すことはそんなに大変なことなのかの質疑に対し、今年度の当初予算編成についても企画調整係として、かなり事業費を抑制し、計画的に事業を先延べできるものは先延べしながら、予算編成に伴う事業調整をしてきたところであるが、当初、予算編成でも財調を3億円以上取り崩さないと予算が組めないという実情がきている。ただ単に今回の決算で、繰越金が出てきて、また財調に積み、1億7,000万円程度積戻しができるが、当初予算で3億円以上の基金を取り崩さないと予算が編成できないということになる。単純に6年したら、20億円きっている中で、6年後には財調が使えなくなるという危機感を持ちながらしているところである。

コロナ対策の先が見えない中で、ふるさと納税の財源が使える分は使いながら、先を見据えながら、財調は慎重に取り崩しながら、事業執行をしたいという思いもあって、今回についてはまず優先的にふるさと納税の部分について御理解をいただいて充当したということになるとの回答があり、それに対しまして委員より、もう一度その辺の議論をきっちり進めていただきたい。だいき基金の使用目的と非常時の財源の持ち出しというのは、少し違うのではないかと思う。なければ別だが、20億円前後の財調があって、何のための財調なんだろうという気がしないでもない。町民にはそのほうがわかりやすいし、受けもいいのではないかと思う。

ふるさと納税に寄附をしていただいた人たちの意に沿うのかなと思うので、ぜひ、検

討していただきたいとの質疑に対し、財調については今後、交付税も今まで算定一本で見えていただいた部分がなくなり、1億円ずつ目減りしており、今後順調に積み戻せるであろうという要素が全然見えなくなっているのが現状である。合併して12年目、今後の財政運営を考えたときに、安易に財調で充当するというのもやはり、慎重論をもってしなければという部分があった。今後さらに緊急事態でどうしても第2弾、第3弾でかなりの額を投資しなければならないというときには、やはり財調で対応したいと考えているとの回答がありました。

次に、教育振興課所管においては委員より、毎年6月には学校のプールが始まる前に心肺蘇生の講習会をやる機会が、コロナの関係で職員の派遣ができないと、練習用の人形やAEDキットも貸出しができないということで、民間の数人が有志で学校を回って、消防の代わりに講習会を開いたという話があった。今後、練習用キットを各学校に1台、備品をそろえてもらえたらどうか、また今後、講習会自体が開かれないことがないように何らかの手を打つ必要があるのではないかと、見通しはとの質疑に対し、整備を各学校が要望するような形であれば、それは対応は検討の余地はある。国の第2次補正予算がニュースで各学校に少なくとも100万円をコロナ対策で公布するという話があった。もし学校がそれをメニューとして対応できるのではないかとという形であれば、それは検討できるものかなと考えている。いずれにしても教育委員会単独になるか、町長部局と検討して、その辺の考え方をまとめる必要があるかと思っているとの回答がありました。

次に、委員より、学校の中のWi-Fiについて、どんな形で入札になるのか、工事の目安は、ほかの出張所もWi-Fiをひいて、公共Wi-Fiとして使うと思うが入札は一緒にするのか、切り分けるのかとの質疑に対し、まず校内高速LANであるが、昨年の予算の8号補正予算で国の制度に乗っかり、事業化の予算計上をした。小学校、中学校併せて7,943万7,000円であるが、金岳を除いて屋久島の小学校、中学校を全て高速LANに張り替えるという作業である。現在、担当のほうで入札、業者の選定作業をしている。まだ指名推選委員会までには至っていないが、次の指名推選委員会までには載せられると思っている。入札があって、業者が決まってという形になるので、やはり年が明けると思うとの回答がありました。

次に、総務課所管では、委員より、消防費のことであるが、詰所の車庫が傷んでいるとかそういう要望はきていないかとの質疑に対し、消防資機材については年次的に更新を順次してきている。今回の、永田の消防ポンプ自動車についても平成12年の12月購入でちょうど20年近くなった。消防詰所の更新についても、楠川がやり替えて、今回春牧という形で整備していくし、年次的にやっていく形になっているとの回答に対し、委員より、車庫が腐食して雨漏りしている。早急に手助けをしてほしい。傷が小さいうちに直したほうが予算も多くはかからないと思うので、早急に対応してほしいとの質疑に対

し、状況確認をして、今回、コロナ関連予算が出ているので、調整をしながらできるところをやっていきたいと思うとの回答がありました。

次に委員より、補正予算には関係ないが確認をしておきたい。庁舎に雷が落ちた。今後、落雷によって電子機器とか損害を被らないように何か具体的な対策は立てているかとの質疑に対し、建築的専門家からの御意見をいただいたところによると、避雷針は20メートル以上の建物に避雷針を付けることが必須となっているということであって、基本的には20メートル以下の木造建築については、避雷針はまず必要ないという考え方があったようだ。今回避雷針を付けるのか、それとも避雷針を付けるにしても、航空法中の高さ制限で、実際に避雷針を付けたときにそれに避雷するかという部分が1点ある。今年度きっちり精査しながら、来年度に予算化したいということで今、準備を進めているとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第79号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）については、委員より、職員2名が長崎に行くの見込んでいたが、その臨時の職員については予算計上をしていなかったの、今回するということなのかの質疑に対し、当初給与として300万円を見込んでいて対応できると思っていたが、今回、会計年度任用職員という形で制度が変わったことにより、今までと違う形の支出があった部分と、あと思っていた以上にそういう形で出向かないといけない部分が多くなったので、それをきっちり精査して数字を出した結果、最初300万円ぐらいの給与と65万4,000円の手当を見込んでいた部分が454万4,000円が報酬という形で計上したものであるとの回答がありました。

続いて委員より、新船の名前は決まったのかの質疑に対し、フェリー太陽Ⅱに決まりましたとの回答がありました。

討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、6月19日午前10時より八幡幼稚園、町指定天然記念物である栗生のメヒルギの2か所の現地調査を行いました。雨の強い中、またお忙しい中対応していただきました教育振興課の皆さん、まことにありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

おはようございます。令和2年第2回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任員

会に付託された議案と審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託された議案は、議案第68号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第69号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正について、議案第71号、屋久島町介護保険条例の一部改正について、議案第72号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について（分割）について、議案第75号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第76号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第77号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第78号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についての、条例案4件、予算案5件の計9件でありました。

本委員会は6月17日の午後13時30分から役場本庁第2委員会室において、継続審査となっている、令和元年陳情第8号についての審査を行い、陳情審査の終了の後に関係課長、事務局長に出席いただき、詳細な内容説明を受け、議案審査を6月18日まで行いました。

なお、議案審査に当たり、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について（分割）についての審査を先に行うことといたしました。

それでは、議案の審査の経過と結果を報告いたします。

まず、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について（分割）については、多岐にわたりますので主なものを報告いたします。

まず、観光まちづくり課所管では、地域活性化対策の中の減額補正について説明をとの質疑に対し、3月議会の委員会において町内の町営住宅、教職員住宅、民間住宅の空き家があるのに新しい暮らし体験住宅の予算には納得できないとの指摘を受け、建設課と協議をし、また教育委員会で空き教職員住宅について、暮らし体験住宅として使うことができないか協議を進め、検討したとの回答がありました。

また、委員より、減額修正を委員会がかけ、この予算を消して本会議に戻すべきではないかとの意見がありました。関連し、永田と船行の体験住宅のトイレ改修の400万円は高額ではないかとの質疑に対し、5人槽で1基80万円の浄化槽新設工事、配管工事、屋内の工事も含めて1個で200万円であるとの回答でありました。

次に、福祉支援課所管では、ひとり親世帯特別臨時給付金については、160世帯に5万円との説明があるが、その内訳といつから支給開始で町民への周知はとの質疑に対し、今のところ160世帯が対象である。世帯に5万円の給付と2人目から3万円の追加が基本で、給与等が減額し、家庭の経済的な状況が悪化した方については、別途申請となり、追加給付が世帯一律5万円となる。町報等で周知し、7月から作業に入り、9月をめどに支給したいとの回答がありました。

次に、健康長寿課所管では、南部包括支援センターの空調整備はどこかの質疑に対し、尾之間の保健センターにあった南部包括支援センターが手狭であったことや、地域住民課の窓口に来られたお客様に包括支援センターの電話等の会話が聞こえ、個人情報としてふさわしくないため、中央公民館の図書室の裏手に移動したことによる空調整備であるとの回答でありました。

次に、生活環境課所管では、ごみ処理施設の管理費の火災による修繕料の1,876万円は一般財源であるが、保険金についての保険会社との協議はどの質疑に対し、公共施設であり、町村会の保険に加入している。先日、町村会が状況確認をし協議した結果、保険金の支払いについては修理が完了後に金額の確定を行い、火災についてはほぼ100%できるのではないかとの回答がありました。

また、火災発生後に現場に行ったが、施設に水利施設がないというのは根本的に落ち度である。新しい施設はストーカ方式というとうたわれているが、消火設備を先に整備することが大事である。設備を管理している日本管財と委託契約の負担割合等はどうなっているかとの質疑に対し、ごみ処理施設は井戸水を使っているところがほかの施設にもある。当センターも井戸水を使っているということがあり、上水がないのも事実で検討したが、泊川地区まで上水は整備しておらず、かなりの距離があり上水をセンターに上げるにはポンプアップも必要となり、かなりの経費がかかると思っている。今回の基本計画でこの施設の水の必要量を調査し、水量不足であれば上水を活用する可能性を探っていきたい。

また、日本管財と契約書の中で受託会社が損害経費の負担、業務の処理に関し発生した損害のために生じた経費は、受託会社が負担するものとするという項目があるが、今回の火災についてはどうしても原因がつかめないため、明らかに管理上のミスがあって生じたものであれば受託会社が負担すべきものだと思うが、やはり経年劣化による機械等の修理も多々あり、そういうものを勘案し町が負担している。今回の火災については、初期消火が適切な行動であったため、ピット内の火災だけで済み、火災発生の原因が不明であり、受託会社の負担はないとの回答がありました。

次に、産業振興課所管では、大浦温泉の泉源調査委託の18万円はどのような調査かとの質疑に対し、温泉の定義は温度が25度以上で成分項目に該当すれば温泉である。温度が低ければ冷泉という表現になり、定義づけられている。これは源泉を採取し、温泉の成分調査の委託料を計上しているとの回答がありました。

また、今回の堆肥センターの改修工事で、動物の侵入被害とか完全にできるか、この施設については、今後も指定管理者制度でいくかとの質疑に対し、開口部のシャッターであったり、あるいはドアが付けてあったりしていた部分が今は完全に崩れ、裏側は構造上シャッターとかを付けていない状態の部分に、しっかり遮蔽するドアを付けて、猫、

カラスが入らないための改修を計画している。業者については、当面指定管理ではなく、堆肥センターは行政財産使用許可で許可しており、今後も許可を出し続けてもらうとの回答がありました。

なお、委員より、屋久町猟友会の補助金10万円を復活していただきたいとの意見、要望がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第68号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、これは当分の間ということ等でうたっているが、コロナが終結した場合には解かれるかという認識でよいかとの質疑に対し、当分の間とは今般の国保と後期高齢者における傷病手当金の支給については、本年1月に国内で新型コロナウイルスが発生したことを踏まえ、適応期間を設定している。その期間が令和2年1月1日から9月30日までになっており、感染の状況次第ではこの傷病手当金の支給期間も延びると思うとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第69号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正については、コロナウイルス感染が疑われ、療養したときとあるが、これは相談センターに連絡をとり、センターから自宅療養を言われた場合に、自宅療養の休みが始まったときに限るのか、自分が発熱で休んだ場合も該当するかとの質疑に対し、今回の傷病手当金については対象者があいまいになっており、PCR検査を受けた方は当然対象となるが、疑われる症状が出た場合も対象となる。例えば、37.5度の発熱やせきが出るとかの症状で、自宅療養の期間が3日を超えた場合は対象となることもあり得ると書いてある。事業者がその休みをとることを認めた場合に限って、対象になっていくことが国の考えであり、事業者から直接町に申請するものではなく、あくまでも本人か家族が申請をし、町が状況調査を行い、町がそれを認めた場合に支給の対象となる考えであるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第71号、屋久島町介護保険条例の一部改正については、これは自己申告しなくても町が確認することができるかとの質疑に対し、あくまでも減免に関しては申請主義であり、関係書類を添えて申請をし減免ができるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第72号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正については、この城ヶ

平住宅は縄文の郷が借り上げているところもあるとの認識をしているが、そこも解かれるかとの質疑に対し、借りています、そうなるとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第75号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第76号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第77号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、前回の委員会でケアマネージャーが不足で、1人が非常に負担が多く認定を受けられないという町民からの相談を受けて話をした経緯がある。徳洲会は何とか対応でき事なきを得たと聞いているが、今の現状はどうかとの質疑に対し、確かに3月に委員からの質問がありました。ケアマネージャーが不足し、なかなかプランを立てられない状況も確かにあります。縄文の郷では職員が退職するという状況もありました。徳洲会のケアマネージャーも6月より1名増員され、縄文の郷についても4月から現状維持ができていますが、まだケアマネージャーが不足している状況は変わっていない。町からも要望していきたいとの回答がありました。

これらの質疑を踏まえ、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第78号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、特に質疑討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、6月18日の午後1時より平野の堆肥センターの改修工事予定箇所の現地調査と中間の水迫牧場の畜舎建設予定地の造成現場の進捗状況の視察を行いました。産業振興課長には、お忙しい中に対応していただき、まことにありがとうございました。

以上で、産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

総務文教常任委員長にお伺いいたします。

議案第63号、訴えの提起については、元職員が和解を拒否する理由書は資料として提出してもらったのでしょうか。そこをちょっと。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

その資料は提出はなされていませんでした。

以上です。

○10番（小脇清保君）

されずによく審議ができましたね。

では次、もう一点お伺いいたします。

議案第67号の屋久島町職員等の旅費に関する関係条例の中で、この条例の前に5月1日付で、これ私、事務局長に土曜日の日に資料としてもらいました。このとき私は在籍してませんけれども、総務課長名で依命通達ということで、精算伝票に使用したチケットを添付するような通達が出てます。これは通達じゃ罰則条例がないからだめなんです。これを、この条例の中に加えて条例を作ろうとする、いわゆる再発防止策を講じるというような審議はされませんでしたか。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

すいません、ちょっと今のが理解できなかつたので申し訳ないです。その前に振り返ってよろしいですか。小脇議員に先程私は総務のほうからその資料はなかつたと言ったんですけれども、議員がおっしゃっているのは一般質問の中で眞邊議員が内容証明のことを全部読まれました。そのことについては皆さん御存じだったので多分出されてないんですが、そのことを言ったのかという確認と、今のごめんなさい。もう一回、理解できなかつたんでお願いします。失礼します。

○10番（小脇清保君）

よくしかし、文字起こししないと私なんか理解できないものですから、文字起こした資料をもらったのかということを知っているんです。それでなかつたということですから、それでそれはいいですけれども、私がこの旅費規定に関して言うのは、一連の事件の再発防止策ということが今、屋久島町の大きな問題だと思っているところなんです。5月の1日に総務課長名で依命通達というんだそうですが、旅費の支給の根拠についてという通達、御存じですよ。これをこの今回の旅費規定の中に加条して、加えて再発防止策の条例として強固なものにするという意見は出ませんでしたかということなんです。出てないなければ出てないんでいいんです。これ通達ですから、罰則がないんです、正直言って。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

旅費規定については、条例の整備に関する条例の制定で出ているので、それはなかったです。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、1件ずつ討論、採決を行います。

まず、議案第63号、訴えの提起について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

○10番（小脇清保君）

訴えそのものはいいんですけど、審議のプロセスに問題があります。町長に出されている和解としての問題は、これ個人情報じゃないんです、法人なんです、御本人、公人も私人も区別がつかなくなっていますから、私はその審議のプロセスがよくないと思いますので、反対をします。

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

○4番（岩山鶴美君）

今、議員が審議のプロセスという言葉が言われましたけれども、今回の議会の中の文書の中にきちんとその内容が提示してあります。それが全部だと思いますので、私は賛成をいたします。

○議長（高橋義友君）

次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

これで討論を終わります。

これから、議案第63号、訴えの提起についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、屋久島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、屋久島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、口永良部島辺地総合整備計画の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号、口永良部島辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、屋久島町印鑑条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号、屋久島町印鑑条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号、屋久島町職員等の旅費に係る関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号、屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号、屋久島町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第70号、屋久島町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、屋久島町介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号、屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号、屋久島町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の全部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号、令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号、令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号、令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号、令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号、令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第80号 財産の取得について

△ 日程第19 議案第81号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算
(第5号) について

○議長（高橋義友君）

日程第18、議案第80号、財産の取得についてから、日程第19、議案第81号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてまでを一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治君）

令和2年第2回屋久島町議会定例会に追加提案をいたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、契約案1件、補正予算案1件の計2件であります。

まず、議案第80号、財産の取得につきましては、消防隊員服制基準に基づき、屋久島町消防隊員用の活動服を更新しようとするものであります。6社を指名し、6月9日に入札を執行した結果、763万6,420円で、鹿児島森田ポンプ株式会社が落札いたしましたので、代表取締役尾曲昭二と物品の売買契約を締結しようとするものであります。

次に、議案第81号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）につきましては、

新型コロナウイルス感染症に対する、アフターコロナ対策などに係る予算を計上しております。

主なものは、総務費では観光客の誘客のためのプロモーション広告事業費、観光事業者支援給付金事業に係る経費などを、商工費では屋久島観光協会補助に係る経費を計上いたしました。また、災害復旧費では、落雷による庁舎設備などの復旧に係る経費を計上いたしました。財源としましては、だいすき基金繰入金、準繰越金、公有建物災害共済金で調整し、歳入歳出それぞれ5,525万9,000円を追加し、予算の総額を121億1,680万8,000円にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋義友君）

これより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○10番（小脇清保君）

この観光協会、商工費の500万円、観光協会に単独での補助事業でしょうか。当初1,200万円の補助が組まれていて、さらに補正で500万円というのは名目はなんでしょうか。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今の小脇議員の御質問についてお答えいたします。

この屋久島観光協会の500万円につきましては、今町が実施しておりますプレミアム商品券ですね、やくしま満喫商品券の販売場、観光協会にも3案内所で行ってきております。今後、7月以降、観光客が増える中で、例えば宮之浦の観光文化村センターの案内所も1人で今、業務を行っております。空港の脇の案内所についても1人で対応をしているということで、この商品券の販売につきましてもちょっと事務的には少し業務が煩雑になってきますので、とても観光案内だけの業務では、1人では対応できないということで、ある程度雇用を、雇用者を2人ないし4人ぐらい考えております。その人件費です。人件費と観光協会としてもこのコロナの対策でかなり観光客が激減した中で、色んな観光プロモーション、色んな観光誘客キャンペーンを実施したいということで、そういった予算を今回計上させていただいたところでございます。

○10番（小脇清保君）

観光協会からの要請ですか、それとも町が気をきかせて、何人採用して何か月間というような、そういう目安を持った予算なんですか、これは。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

一応、期間としましては7月から11月いっぱい期間を考えております。雇用人数と

しましては4名というふうに考えているのですけれども、本当に4名で足りるのかということも実際あると思います。そういう中では、この予算の範囲内で観光協会には対応していただくということをお願いをしております。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（岩山鶴美君）

この消防隊員用の衣服のことについて、ちょっと認識がないので教えていただきたいと思えます。337着ということで、これは女性隊員も含めてなのかということ、それとこのデザインは町のほうで厳選してこういうのでということの入札なのか、業者がこういうのがあるという提案の中なのか、その辺がちょっと分からないので教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（鎌田勝嘉君）

ただいまの質疑に対してお答えをいたします。

この消防団員の上下の制服については、消防団員の制服になります。

それと、このデザインにつきましては、活動服の概要の中で、夜間活動時等の視認性を向上させること、難燃性及びストレッチ性に富んだ生地を採用して作るということと、そういう具体的に示されておりますので、それを会社のほうが作って示してきたというものでございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

新型コロナウイルス対策事業費の中で、負担金、観光事業者支援給付金がまた付いてますけど、観光事業に直接的には携わっていませんが、結局観光客に来るのを自粛していただいた関係で影響があった事業所なんていうのも実際にあるかと思うんです。初日の本会議でも言いましたけど、具体的に言うと菓子製造業の方とかもそれに該当すると思えますし、バスガイドの方なんか、正規雇用じゃない方もそのあおりを受けているかと思うんですが、その微妙な線引きで給付金を受けられない、ちょっと今、対象じゃありませんとお断りしている事業者の方、個人も含めてですけれども、大体どれくらいありますか、今のところ。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

今、この給付金に関してちょっと実績を御報告させていただきたいと思います。

6月1日からの申請を受け付けまして、既に394件5,330万円はもう振り込んでおります。今後、今週の26日には81件、1,480万円を振り込む予定にしております。今回のこの1,200万円の増額補正につきましては、我々が当初把握できていない方もいらっしゃいます。それと、色々宿泊施設であったりガイドさんであったり、あるいは飲食店であったり、こちらが把握しているんですけども、まだ申請に来られていない方がございまして、それを大体概算推計をしたところ、あと1,200万円ほど足りないということですので、計上させていただいているところです。

先程今、眞邊議員からも御指摘ありました、その線にちょっと漏れている方々というのは、今把握しているところで約30件ほどございます。業種別に見ますと、農業の方でありますとか、あるいは集落で色々委託している事業でありますとか、ガソリンスタンド、クリーニング、バスガイドさんということもありましたけれども、そういったところ、今の観光関連業者の支給の要項の中で、その要項をちょっともとにきちっと線引きをしながら対応しているので、なかなか今、この制度ではカバーできていないというものも実際あります。そういったところを、今後どうするかということでは今、町内で協議をしておりますので、そのうちまた近々何らかの形で、町としての方針を示していければなというふうに考えております。

○2番（眞邊真紀君）

ありがとうございます。30件ほどとお伺いしていますけれども。

実際に詳細な聞き取りをして、やはり自粛要請の伴うあおりを受けている事業所の方は掬い取っていただけたらなと思います。一番最後の項目に町長が認めるものというふうにされていますので、そこは詳細に聞き取りをして、今後のためにもきちんと記録をとって、こういう事業所も入るよなと把握をして、できるだけ不平等のないようにお願いしたいなと思います。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

○15番（大角利成君）

今の真紀議員の関連でお尋ねいたします。今回のこの給付金の最終審査と言いますか、要項はお示しいただきましたが、組織内、庁舎内でその可否を判断する審議会なるものが組織化されているのかどうか。

昨日の私のところに相談に来られた方は、一応お尋ねしましたら該当しないということであったと。その方は、自分の意図するところに反するので、また上層部にお電話で聞きたいという意思表示をしたが、いやこれは最終的に副町長の権限ですということ

断られたということをお聞きしましたが、庁舎内で今言ったように特別町長が認めたものということで審議をする、そういう組織がされているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

この一連の流れとしましては、審議会というのは特に設けてはおりません。申請を受け付けまして、申請の内容をその方と協議をしまして、実際この要項と照らし合わせてどうなのかということで、まず課内で判断をします。その後、決済を副町長まで上げて判断を仰ぐという形をとっております。

○15番（大角利成君）

問い合わせた人は、そういうふうには理解しておりません。断られましたと。私は、町長が特別認めてもらうという項目もあるので、今、課長が言ったように受けるべきだと思うんです。断られましたと、それは副町長が判断することで、副町長が判断しましたと、こういうふうに言ったというふうに私に昨日は申しあげました。ですから、今聞いたところです。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

確かに最終的な起案は上げますので、もちろんその副町長が最終的な印鑑を押されますが、中身についてはほぼ課内で十分な協議をして、それによって判断をして決裁を上げるということになっております。

以上です。

○15番（大角利成君）

私が申し上げているのは、申請を受けるべきではないですかって言ってる。電話の先で断れたということですから、それがまずいんじゃないですかっていうことをお尋ねしている。

○観光まちづくり課長（竹之内大樹君）

確かにそういう対応はあまりよくないなというふうに思っていますので、とりあえず申請を上げていただくんですけども、最初からだめだったらだめと言ってほしいよという事業者の方もとりあえず上げてもらうと、書類をそろえたりというのはなかなか大変な作業にもなるので、もう前もってこの給付金に該当しないというところについては、前もってお断りをしているという状況でございます。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑ありませんか。

○4番（岩山鶴美君）

先程、同僚議員が関連のことを言われていますけれども、私もその方が私に言われた

んじゃないんですけど、私のほうからちょっとガソリンスタンドとかも聞いてみました。そういう該当ではないことを分かって。そうすると、4月はもう25から30%ぐらいまで落ち込んで、5月は45%まで落ち込んだという。その中身を聞くと、やはり観光のわなナンバー、観光客が来ていないと同時にガイドの方たちがそれだけの動きをされていないので、その分がということで私もああそうなんだなというふうに納得したところなんです。やはり色々そういう、漏れだとか色んなことがあると思いますけれども、先程から言われているように平等にしていただければいいのかなと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題となっております議案第80号、議案第81号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第80号、議案第81号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号、議案第81号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論と採決を1件ずつ行います。

議案第80号、財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第81号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号、令和2年度屋久島町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第20 発議第3号 屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について

○議長（高橋義友君）

日程第20、緒方健太君ほか2名から提出の発議第3号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○9番（緒方健太君）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、町民の生活や経済活動が深刻な影響が出ている中、屋久島町においては様々な対策を講じているところではございますが、町議会としてもその対策の財源の一部を充てることを目的に、議員報酬を10%、3か月減額するための条例を制定しようとするものであります。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

発議第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから、発議第3号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、屋久島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定については可決されました。

△ 日程第21 発議第4号 屋久島町議会議員定数調査特別委員
会の設置に関する決議について

○議長（高橋義友君）

日程第21、日高好作君ほか2名から提出の発議第4号、屋久島町議会議員定数調査特

別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（日高好作君）

発議第4号、屋久島町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について。会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、石田尾茂樹議員、岩山鶴美議員の賛同をいただき提案いたします。

今日の地域社会の情勢はめまぐるしく激動し、特に全国的な人口減少が顕著になっております。そのような中、本町においても多用な行政改革が求められています。議員定数もその一翼を担う一方、議員は住民全体の代表として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して町の意味を形成をする任務を有することから、少数となることでの影響も生じることも考えられます。

したがって、議員の定数について財政、議会運営等の面から調査研究し、次期屋久島町議会議員選挙に適応される屋久島町議会議員定数の適正数を今任期中に決定する必要があると思われることから、地方自治法第109条及び屋久島町議会委員会条例第5条の規定により、屋久島町議会議員定数調査特別委員会を設置しようとするものです。

なお、委員の定数は議長を除く15名で、閉会中の扱いは調査研究が終了するまで閉会中も継続して調査を行うものとしします。

以上、同僚議員の賛同をお願いし、趣旨説明とします。

○議長（高橋義友君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第4号、屋久島町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、屋久島町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、屋久島町議会議員定数調査特別委員会の設置に関する決議については可決されました。

ただいま設置されました屋久島町議会議員定数調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りします。

委員に議長を除く議員15名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、屋久島町議会議員定数調査特別委員会については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

これより、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行っていただきます。

また、同条例第9条第1項の規定により、屋久島町議会議員定数調査特別委員会の招集日を本日とし、委員会の場所を第1委員会室に定めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時26分

○議長（高橋義友君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

屋久島町議会議員定数調査特別委員会委員長及び副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。

委員長に日高好作君、副委員長に岩山鶴美君。

以上であります。

△ 日程第22 令和元年陳情第8号 グリホサート散布を禁止する

条例の制定を求める陳情書

○議長（高橋義友君）

日程第22、令和元年陳情第8号、グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書についてを議題とします。

本案件については、産業厚生常任委員会への付託案件です。

これから、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

令和2年第2回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された陳情は1件でありました。

その審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、6月17日の午後1時30分より第2委員会室において、産業振興課長と参考人として種子屋久農協の鎌田宮農販売課長に出席いただき行いました。

それでは、令和元年陳情第8号、グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書については、まず、鎌田宮農販売課長により屋久島町におけるグリホサートの使用の現状等についての詳細な説明を受けた後、委員より農作物収穫の何日か前には散布をやめることを農家は守っていると思うが、検査機関があり、その農作物を検査するシステムがあるかとの質疑に対し、年2回農家の方に収穫の一月前には散布をやめるように、色々な農作物の栽培講習会で情報提供や取組を行っている。JAでは出荷前に1年間の栽培期間に散布してきた農薬の成分がどれだけ残っているか、成分調査を各品目で2検体ほど全品目行っている。鹿児島で成分分析をしているが、国の定める基準を上回った場合は出荷せず廃棄処分をする。現在、10年ほど基準値をオーバーした農作物は発生していないとの回答がありました。

また、日本で人体に被害が出たとかの報告や事例があるかとの質疑に、直接的にこのラウンドアップが主原因で人体にということは何っていないとの回答がありました。

委員から、通学路、公園、公共施設等のエリアは散布すべきではないが、農業関係者や高齢者の実態を考えるとストップはできないのではないかとの意見がありました。

これらの意見を踏まえ討論を行い、まず本陳情の採択、継続の討論を行ったが討論はなく、次に、本陳情の採択について委員より、農家の利益とかそういったものを考えると、我々議会で全面禁止とその条例を作るのは難しいと思う。陳情者には心情としては一部採択ということも考えられたが、全面禁止であり否決であるとの討論がありました。討論を踏まえ、採決は起立採決によって行いました。

本陳情の採択に賛成の起立採決の結果、起立少数であり、したがって、令和元年陳情第8号、グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書については不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、産業厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（眞邊真紀君）

委員会の中でも審議の中でも、通学路、公園、学校等は避けるべきであるという意見が出たというふうにおっしゃっていましたが、今回の委員会の判断を不採択とするというように結果だけおそらく陳情者に、普段だったら通知すると思うんです。委員会の中で出たこの意見に関して、通学路、公園、学校は避けるべきというところを、もう一度陳情されたらいかがとかっていう意見をつけて返事をするべきなのかなと思いますが、その辺は協議はされましたか。

○議長（高橋義友君）

ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

今の質問ですが、先程申しましたとおり、心情を考えると一部採択でということでしたけれども、やはり内容的には全面禁止であるということで、陳情者には再度、一部採択できるような陳情をという意見があったのは事実であります。

以上です。

○2番（眞邊真紀君）

聞きたいのは、具体的に陳情者に意見を附帯して結果をお伝えするのかという考え方があるのかどうかというのをお伺いしたいんですが、なければないで、こちらから言ってみたいと思うんですけれども。

○産業厚生常任委員長（石田尾茂樹君）

先程申しました意見がありました、委員から採決は不採択か採択かということで、そのことについては不採択だということで、附帯意見をつけるということにはなっておりません。

○議長（高橋義友君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、令和元年陳情第8号、グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳

情書について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和元年陳情第8号、グリホサート散布を禁止する条例の制定を求める陳情書を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

令和元年陳情第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数。

したがって、本件は不採択とすることに決定しました。

△ 日程第23 令和2年請願第1号 教職員定数改善と義務教育費
国庫負担制度2分の1復元、
複式学級解消をはかるため
の、2021年度政府予算に係
る意見書採択の要請につい
て

○議長（高橋義友君）

次に、日程第23、令和2年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本案については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。

○総務文教常任委員長（岩山鶴美君）

令和2年第2回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された請願は1件でありました。

委員会審議は6月の18日午前10時から、役場本庁第1委員会室にて行いました。

令和2年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について、委員より、例年この時期に出される請願であり、離島の小さな自治体にとっては大事なことだと思うので賛成したい、国に対して言い続けなければならないと思う。徐々に改善してきていると思うので、これからも出していく必要があるから賛成したいという意見集約の中で討論はなく、本請願を可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋義友君）

以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論と採決を行います。

まず、令和2年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、令和2年請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[電子採決]

○議長（高橋義友君）

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△ 日程第24 発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国
庫負担制度拡充に係る意見書案につ
いて

○議長（高橋義友君）

次に、日程第24、総務文教常任委員長から提出の発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第2号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第25 議員派遣について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第25、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

△ 日程第26 閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（高橋義友君）

次に、日程第26、閉会中の継続調査申し出の件について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋義友君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時42分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員